

特別支援学校教員 スタート・プログラム (試案)

本プログラムを活用する際には、
「プログラムの特徴と活用の仕方」を
御覧ください。



北海道立特別支援教育センター

目 次

1	プログラムの内容	・・・ 1
2	プログラムの特徴と活用の仕方	・・・ 2
	(1) 各特別支援学校で行う初任段階教員を対象とした研修に活用！	
	(2) 研修資料とその解説を活用して研修を実施可能！	
	(3) 研修の効果を高めるための工夫！	
	(4) プログラムを活用した学校計画研修の例	
3	研修資料の解説	
	〔セクションⅠ〕基礎基本の理解度アップ	
	I－1 障がいの理解～「障がい」を環境から捉える～	・・・ 6
	I－2 知的障がいの特性と基本的な対応	・・・ 8
	I－3 実態把握～知的障がい～	・・・ 10
	I－4 自立活動の指導の基本～知的障がい～	・・・ 12
	I－5 個別の指導計画	・・・ 14
	I－6 個別の教育支援計画	・・・ 16
	I－7 教員間の連携	・・・ 18
	I－8 保護者への対応	・・・ 20
	〔セクションⅡ〕授業力レベルアップ	
	Ⅱ－1 授業づくりの基本～1単位時間の授業の目標の明確化～	・・・ 22
	Ⅱ－2 単元の指導計画	・・・ 24
	Ⅱ－3 学習評価～評価規準の設定～	・・・ 26
	Ⅱ－4 学習指導案の作成	・・・ 28
	Ⅱ－5 主体的・対話的で深い学び	・・・ 30
	Ⅱ－6 個別最適な学びと協働的な学び	・・・ 32

☆ 「研修資料（スライド）」

(http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=1150)



本プログラムは、特センが行った令和5年度の「特別支援学校における経験の浅い教員の資質能力の育成に向けた研究」において、学校における人材育成の取組を支援することを目的に作成したものです。

1 プログラムの内容

プログラムの内容

【セクションⅠ】

基礎基本の理解度アップ

I-1	障がいの理解 ～「障がい」を環境から捉える～	30分	（説明10分 演習20分）	P 6
I-2	知的障がいの特性と基本的な対応	35分	（説明15分 演習20分）	P 8
I-3	実態把握～知的障がい～	30分	（説明10分 演習20分）	P 10
I-4	自立活動の指導の基本～知的障がい～	40分	（説明20分 演習20分）	P 12
I-5	個別の指導計画	30分	（説明10分 演習20分）	P 14
I-6	個別の教育支援計画	30分	（説明10分 演習20分）	P 16
I-7	教員間の連携	35分	（説明15分 演習20分）	P 18
I-8	保護者への対応	35分	（説明15分 演習20分）	P 20

【セクションⅡ】

授業力レベルアップ

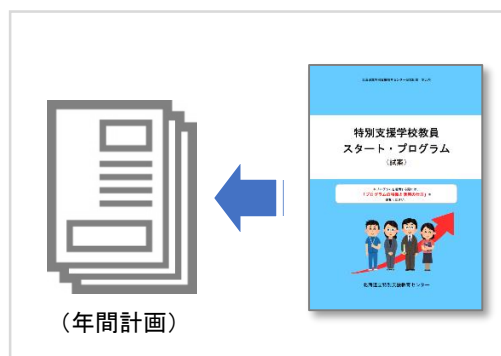
Ⅱ-1	授業づくりの基本 ～1単位時間の授業の目標の明確化～	30分	（説明10分 演習20分）	P 22
Ⅱ-2	単元の指導計画	35分	（説明15分 演習20分）	P 24
Ⅱ-3	学習評価～評価規準の設定～	40分	（説明20分 演習20分）	P 26
Ⅱ-4	学習指導案の作成	35分	（説明15分 演習20分）	P 28
Ⅱ-5	主体的・対話的で深い学び	30分	（説明10分 演習20分）	P 30
Ⅱ-6	個別最適な学びと協働的な学び	35分	（説明15分 演習20分）	P 32

2 プログラムの特徴と活用の仕方

プログラムの特徴と活用の仕方

(1) 各特別支援学校で行う初任段階教員を対象とした研修に活用！

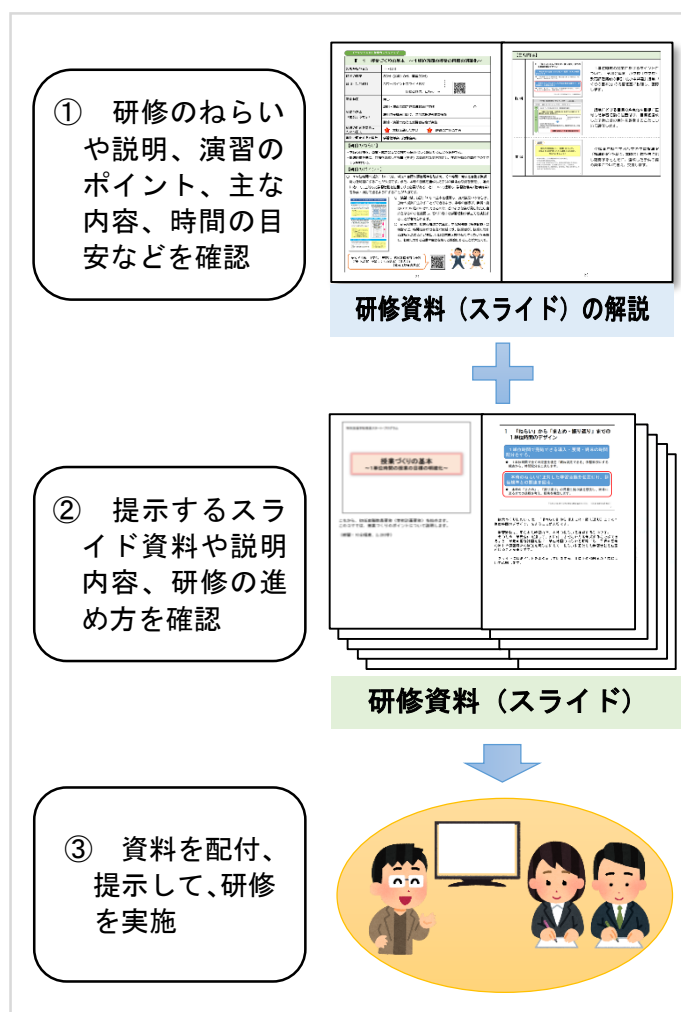
- ・本プログラムは、特別支援教育を担う教員の資質能力の向上を図る取組を充実するため、特別支援学校において初任段階教員（1年次）を対象に行う学校計画研修で活用することを目的に作成したものです。
- ・本プログラムは、初任段階教員に身に付けてほしい基本的な内容や研究授業に向けた内容で構成しており、学校計画研修の年間計画に位置付けて活用することができます。詳しくは、5ページの「(4) プログラムを活用した学校計画研修の例」を御覧ください。



(2) 研修資料（スライド）とその解説を活用して研修を実施可能！

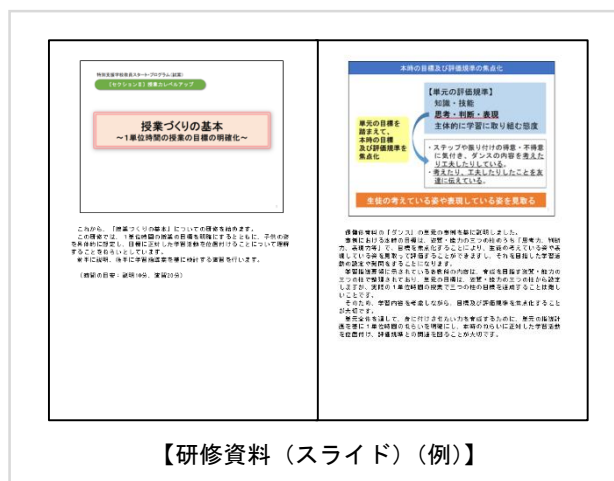
ア 基本的な活用の仕方

- ① 指導教諭や初任段階教員研修の担当部署から依頼を受け研修を行う教員（以下「指導教諭」という。）は、担当する内容の研修資料（スライド）の解説を基に、研修のねらいや説明するポイント、主な内容などを確認します。
- ② 研修資料（スライド）を基に、提示するスライド資料や説明内容、研修の進め方を確認します。
- ③ 研修資料（スライド）を使って、初任段階教員（1年次）等を対象に研修を行います。



イ 研修資料（スライド）

- ・パワーポイント形式の説明原稿付きのスライド資料です。
- ・各学校における取組など、関連する内容を説明するために、スライドや説明内容を追加することができます。
- ・研修を効率的に行うため、研修資料（スライド）を初任段階教員に配付し、各自であらかじめ目を通した上で、対面で行う時には演習を中心とするなど、取り扱いを工夫することができます。



【研修資料（スライド）（例）】

ウ 研修資料（スライド）の解説

- ・研修資料（スライド）の解説は、指導教諭が活用するものです。
- ・短時間で実施し、内容の理解や習得を図ることができるよう、研修のねらいや説明、演習のポイントを記載しています。

実施時期や時間の目安、説明資料の枚数などを記載しています。

研修の効果を高めるための工夫は、特に行ってほしいことを示しています。詳しくはP 4を御覧ください。

研修の方法は、推奨する方法に「○」を付けています。学校の状況に応じた方法で行ってください。

指導教諭が、内容を焦点化して研修を実施できるよう、研修のねらいを記載しています。

研修のねらいを踏まえて、重点的に説明してほしい内容や、演習において、どのような視点で考え対話してほしいかを記載しています。

【研修資料（スライド）の解説（左ページ）】

指導教諭が、研修資料のパワーポイントのスライドや説明原稿を全て見なくても、研修の概要を把握できるよう、主な内容や進め方を記載しています。

初任段階教員が研修内容の理解を深め、実務に生かし、研修の手応えを実感できるようにするため、各研修資料に演習を設定しています。

演習の進め方は、パワーポイントの説明原稿を御覧ください。

【研修資料（スライド）の解説（右ページ）】

(3) 研修の効果を高めるための工夫！

重要！

授業をはじめ、様々な業務がある中で、時間を確保して研修を行うからには、その効果を高めたいものです。研修を行うに当たって、初任段階教員が必要な知識を着実に理解し、技能を身に付け、教員として求められる資質能力を高められるよう、次の3つの工夫を参考にしてください。

1 対話を通した学び

- ・初任段階教員同士や先輩教員、他校の教員等との対話を取り入れることにより、学んだ実感を得られるようにするとともに、理解の深まりや技能の習得につなげることが大切です。
- ・研修における対話を通して、初任段階教員同士や指導教諭との関係を築くとともに、日常のコミュニケーションや授業における連携に生かせるようにします。
- ・研修のねらいを踏まえた対話となるよう、研修資料（スライド）の説明原稿に示した〔受講者への問いの例〕や〔個人思考及び協議の観点の例〕を参考にしてください。



2 研修の方法の工夫

- ・自校の初任段階教員（1年次）が少なく、初任段階教員同士の対話ができない場合や相手が決まった人になってしまう場合は、計画段階から次の方法を検討し、日程等を調整して研修を行うことが考えられます。
 - ☆ 初任段階教員（2年次）や（3年次）等の教員も対象に研修を行う。
 - ☆ Web会議サービス（Google Meet等）を活用して、他校の初任段階教員と合同で研修を行う。



3 先輩教員の経験談や実践

- ・初任段階教員（1年次）の研修を受けた先生方から、先輩教員に授業や校務分掌業務での工夫を教えてもらったことで、真似をしたり自分で工夫したりできてよかったとの振り返りがありました。
- ・初任段階教員は、成功事例だけでなく、失敗談や悩んだことなどからも学びたいと感じていますので、研修の中で、ぜひ経験談や実践に触れて説明してください。



自身の成長を
実感！

スキルアップ！

モチベーション
アップ！

プログラムを活用した研修を
指導教諭に依頼する際に、
このページを必ず渡してください！



(4) プログラムを活用した学校計画研修の例

学校計画研修の研修内容の計画の一部を、月ごとに例示しています。

研修資料（スライド）は、年間の業務や研修の流れを踏まえて学ぶタイミングを検討するとともに、次年度などの先を見通して目的意識を持って学べるようにするなど、意図的に活用することが大切です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
I-1 障がいの理解	I-4 自立活動の指導の基本	学級経営	道徳教育	個別の指導計画の評価	現場実習	センター的機能	交流及び共同学習	不登校の対応	I-6 個別的教育支援計画	II-1、II-2等 学習指導の振り返り	I-8 保護者への対応
I-2 知的障がいの特性と基本的な対応	年間指導計画	体罰防止	教材研究	II-1 授業づくりの基本	TTによる指導	学校行事	教室環境の整備	いじめの対応	I-5 個別の指導計画	生徒指導の振り返り	
教育課程	生徒指導	教育相談	ICTの活用	II-2 単元の指導計画	II-4 学習指導案の作成	II-6 個別最適な学びと協働的な学び	研究授業	入学者選考検査		学級経営	
I-3 実態把握	進路指導	I-8 保護者への対応		II-3 学習評価	II-5 主体的・対話的で深い学び	II-1、II-2等 学習指導案の検討	II-3等 研究授業の振り返り				
I-5 個別の指導計画	I-7 教員間の連携										
I-6 個別的教育支援計画	学校安全										
教職員の服務	寄宿舎の生活										
～基本的な内容を学ぶために～ 〔セクションⅠ〕基礎基本の理解度アップの 研修資料を活用！				～研究授業に向けて～ 〔セクションⅡ〕授業力レベルアップの 研修資料を活用！				～1年の振り返りと次年度に向けた準備のために～ 〔セクションⅠ・Ⅱ〕から 研修資料を選択して活用！			

プログラムの内容

〔セクションⅠ〕基礎基本の理解度アップ		
I-1	障がいの理解	P 6
I-2	知的障がいの特性と基本的な対応	P 8
I-3	実態把握	P 10
I-4	自立活動の指導の基本	P 12
I-5	個別の指導計画	P 14
I-6	個別的教育支援計画	P 16
I-7	教員間の連携	P 18
I-8	保護者への対応	P 20

〔セクションⅡ〕授業力レベルアップ		
II-1	授業づくりの基本	P 22
II-2	単元の指導計画	P 24
II-3	学習評価	P 26
II-4	学習指導案の作成	P 28
II-5	主体的・対話的で深い学び	P 30
II-6	個別最適な学びと協働的な学び	P 32

研修の効果を高めるための工夫

1

対話を通じた学び

- ・学びを実感できるよう、教員同士の対話を設定する。
- ・研修での対話を、日常の教員間の連携に生かせるようにする。
- ・研修資料の〔受講者への問いの例〕などを参考に対話する。

2

研修の方法の工夫

- ・初任段階教員（1年次）が少ない場合は、2年次等の教員も含めた研修や、遠隔での他校と合同の研修を実施する。

3

経験談や実践

- ・授業や校務分掌業務での工夫など、実際の取組を通して学べるようにする。
- ・成功事例だけでなく、先輩教員の失敗や悩んだことなども含めた、経験談や実践を通して学べるようにする。

3 研修資料の解説

I-1 障がいの理解 ～「障がい」を環境から捉える～

実施時期の目安	4～5月
時間の目安	30分（説明10分、演習20分）
説明・配付資料	パワーポイントスライド11枚 研修資料は、こちら → 
研修動画	有り（研修資料の1枚目に二次元コードがあります。）
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施 説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施 ○
研修の効果を高めるための工夫	 先輩教員の経験談や実践
学校で用意する資料等	個別の指導計画

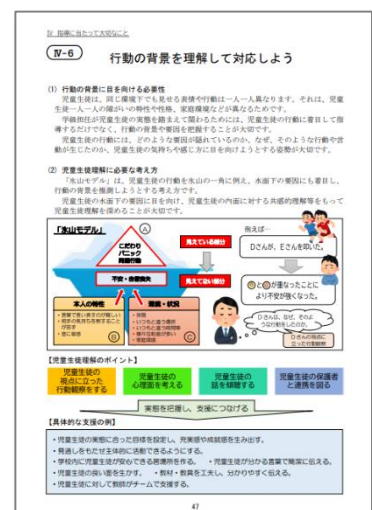
【研修のねらい】

- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を捉えるためのICFや障がいの社会モデルの考え方を理解する。
- ・担当する子供の行動について、その背景にある個人の特徴や環境の要因に目を向け分析する技能を身に付ける。

【研修のポイント】

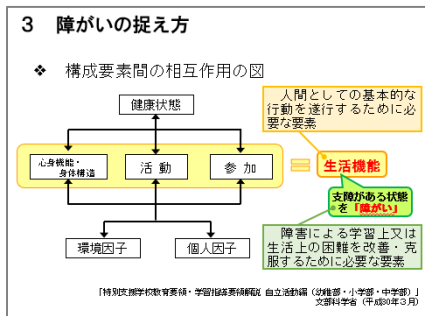
- ICFによる障がいの捉え方や障がいの社会モデルは、障がい理解において重要な考え方です。子供の実態を的確に把握し、適切な指導や必要な支援を検討するためには、これらの考え方を理解するとともに、子供の行動等の背景要因を分析できる技能を身に付けられるようにすることが大切です。
- この研修では、冰山モデルを使い、行動の背景要因を分析する演習を設定しています。演習に当たっては、受講者が、既に把握している実態を基に考えを深め、実際の指導や支援に生かすことができるよう、個別の指導計画等を活用することが考えられます。
- 演習は、ICFや障がいの社会モデルの考え方を理解し、子供の実態を分析的に把握するための技能を身に付けることを目的としています。受講者の考えを引き出したり、演習シート上で一緒に整理したりするなど、受講者が思考を深められるようにすることが大切です。

特別支援学級担任のハンドブック（新訂版）
Ⅳの6 行動の背景を理解して対応しよう
[北海道立特別支援教育センター]

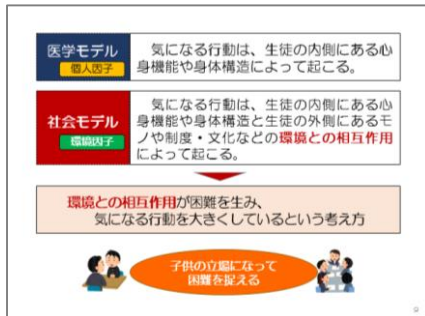


【主な内容】

説明

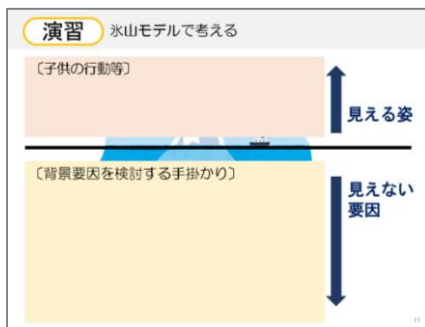


「障がいによる学習上又は生活上の困難」について、ICFの障がいの捉え方を基に、個人因子や環境因子との関連を踏まえて把握し、指導を検討する必要があることを説明します。



障がいの「社会モデル」の考え方や、障がいによる学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、必要な支援の内容を一緒に考える経験や態度を身に付ける必要があることについて説明します。

演習



受講者が担当する子供の行動について、氷山モデルを使って、その行動を引き起こす背景を個人の特徴や環境の要因から考え、整理・分析します。

I-2 知的障がいの特性と基本的な対応

実施時期の目安	4～5月
時間の目安	35分（説明15分、演習20分）
説明・配付資料	パワーポイントスライド12枚  研修資料は、こちら →
研修動画	有り（研修資料の1枚目に二次元コードがあります。）
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施 説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施 ○
研修の効果を高めるための工夫	 先輩教員の経験談や実践
学校で用意する資料等	無し

【研修のねらい】

- ・ 知的障がいの特性や、それによって生じる困難さについて理解する。
- ・ 知的障がいのある子供への分かりやすい伝え方の例示を踏まえ、困難さに応じた関わり方の工夫を考える。

【研修のポイント】

- 知的障がい者である子供に対する教育に当たっては、知的障がいの定義や特徴、生じる困難さを理解しておく必要があります。その上で、指導や支援の方法、関わり方を工夫することが大切です。
- この研修では、抽象的な言葉や概念を理解することが難しいなどの困難さがある子供への分かりやすい伝え方について説明し、子供の困難さの状況に応じた関わり方の工夫について考える演習を設定しています。
- 演習では、研修資料の例示だけでなく、受講者が担当している子供の実態を踏まえ、困難さが生じている状況を指導教諭が例示し、どのような関わり方の工夫を行うかを考えたり、指導教諭の経験を基に事例を説明したりするなど、実際の子供への関わりに生かすことができるようにすることも考えられます。



障害のある子供の教育支援の手引
第3編「Ⅲ 知的障害」P120～
[文部科学省]



特別支援学校学習指導要領解説
【左】各教科等編（小学部・中学部）P26～
【右】知的障害者教科等編（上）（高等部）P29～
[文部科学省]

【主な内容】

説明

1 知的障がいとは

ア 知的障がいの定義

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「**認知や言語などにかかわる知的機能**」の発達に遅れが認められ、「**他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力**」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

知的機能 + **適応行動**

『障害のある子供の教育支援の権利』文部科学省（令和3年6月）

2

知的障がいは、「知的機能」の発達の遅れと「適応行動」の困難さがある状態であることを説明します。

4 分かりやすく伝える工夫

ア 「視覚的な情報」で伝える

【困難さ】

- 目に見えないものや抽象的な概念を理解することが難しい。



【関わり方のポイント】

- イラストやカード、写真など、視覚的な情報を活用しながら、分かりやすく伝える。
- タブレットにイラストやカードを取り込み、説明と合わせて提示する。

8

知的障がいによって生じる困難さを踏まえた、分かりやすく伝える工夫について説明します。

演習

演習

- ❖ 例えば、こんな時、どのような関わり方の工夫が考えられるでしょうか…



『心のバリアフリー つながるやさしさ ハートシティ東京』東京都市出版社

11

例示を基に、知的障がいのある子供への関わり方の工夫について考え、交流します。

I-3 実態把握～知的障がい～

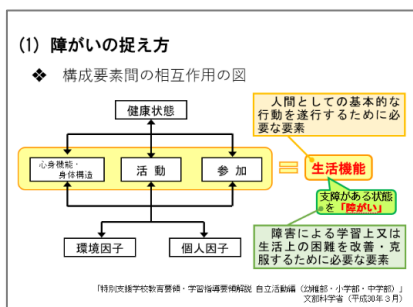
実施時期の目安	4～5月
時間の目安	30分（説明10分、演習20分）
説明・配付資料	パワーポイントスライド8枚 研修資料は、こちら → 
研修動画	有り（研修資料の1枚目に二次元コードがあります。）
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施 説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施 ○
研修の効果を高めるための工夫	 対話を通した学び
学校で用意する資料等	個別の指導計画、子供の実態に関する情報が記載されている資料

【研修のねらい】

- ・ 知的障がいのある子供の実態把握における視点や把握する内容について理解する。
- ・ 知的障がいのある子供の発達の状態や障がいの状態等について、「障害のある子供の教育支援の手引」の項目を基に整理し、子供の実態を把握する技能を身に付ける。

【研修のポイント】

- 障がいの特性を踏まえ、子供に適切な指導や必要な支援を行うためには、実態把握が必要です。実態把握に当たっては、知的障がいの状態等を的確に把握するために必要な情報や項目を知り、それらの情報を困難さなどの課題だけでなく、よさを捉える視点を持って収集し、整理できるようにすることが大切です。
- この研修では、「障害のある子供の教育支援の手引」に示されている実態把握の項目を基に、子供の課題やよさを整理する演習を設定しています。子供のつまずきや課題となる行動を把握し整理する際は、本人だけでなく環境にも目を向けることが大切です。必要に応じて、「Ⅰ-1 障がいの理解」の研修を行い、ICFによる障がいの捉え方や障がいの「社会モデル」について理解した上で、演習を進めてください。



「Ⅰ-1 障がいの理解」
[本プログラム P 6]

障害のある子供の教育支援の手引
第3編「Ⅲ 知的障害」P125～
[文部科学省]

【主な内容】

説明

3 実態把握をする際のポイント

児童生徒のよさを捉える

- ・得意なこと、興味・関心のあること
- ・は何か
- ・その子らしさ、持ち味は何か

生かす
伸ばす

児童生徒の課題を捉える

- ・できそうなことは何か
- ・どのようにしたらできそうか
- ・困難なことなどは何か
- ・その原因は何か

課題の背景要因に
目を向けよう

応じる
改善する

4 教育的側面からの知的障がいの状態の把握②

本人の障がいの状態等に関すること

- ・学習意欲、学習に対する取組の姿勢や学習内容の習得
 - * 学習の態度（善悪行動、姿勢保持）が身に付いているか。
 - * 学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。
 - * 学習や課題に対する理解力や集中力があるか。
 - * 読み・書き・計算などの学習の習得の状況はどうか。
- ・自立への意欲
 - * 自分で周囲の状況を把握して、行動しようとするか。
 - * 周囲の状況を判断して、自分自身で安全管理や危機回避ができるか。
 - * 自分でできることを、他者に依存していないか。
 - * 周囲の支援を活用して、自分のやりたいことを実現しようとするか。

『障害のある子供の教育支援の手引』文部科学省（令和3年6月）

実態把握において、子供のよさと課題の両面を把握することが大切であることを説明します。

実態把握の内容の例として、「障害のある子供の教育支援の手引」に示されている「発達の状態等に関すること」や「本人の障がいの状態等に関すること」を説明します。

演習

演習

項目	児童生徒の実態	支援の方向性
1. 学習意欲・学習に対する取組の姿勢や学習内容の習得		
2. 自立への意欲		

担当している
子供の実態について、
障害のある子供の教育支援の手引の
項目に照らして整理してみましょう！

説明を踏まえ、演習シートを使って、担当する子供の実態を整理します。

I-4 自立活動の指導の基本～知的障がい～

実施時期の目安	4～5月
時間の目安	40分（説明20分、演習20分）
説明・配付資料	パワーポイントスライド13枚 研修資料は、こちら → 
研修動画	有り（研修資料の1枚目に二次元コードがあります。）
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施 説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施 ○
研修の効果を高めるための工夫	 対話を通した学び
学校で用意する資料等	個別の指導計画

【研修のねらい】

- ・自立活動の指導の意義や知的障がいの状態に応じた自立活動について理解する。
- ・個別の指導計画を基に、自立活動の指導目標や指導内容、指導場面を整理し、担当する子供の自立活動の指導を理解する。

【研修のポイント】

- 知的障がいの子供への自立活動は、知的障がいに伴って見られる、言語や運動といった発達の遅れに対して行われるものであることを理解できるようにすることが大切です。
- 演習においては、指導内容や指導場面等を整理し、自立活動の指導で何が身に付くのか、身に付いたことが各教科等の学習や日常生活の中でどのように役立つかなどの問いを立てて考え、受講者同士で交流するなど、実際の指導を通して理解を深められるようにすることが大切です。また、学校の子供の実態を踏まえ、指導教諭が担当した子供の自立活動の指導について個別の指導計画や演習シートで例示して説明するなど、受講者が理解しやすくなるよう工夫することも考えられます。



令和5年度特別支援教育教育課程改善の手引
〔北海道教育委員会〕



特別支援学校教育要領・学習指導要領解説
自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）
〔文部科学省〕

【主な内容】

説明

6 知的障がいのある児童生徒の自立活動の必要性

○ 知的障がいに随伴するもの

全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒、行動等の特定の分野に、**顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障がいに随伴して見られる。**

<知的障がいに随伴するものの例>

- ・言語理解の程度に比較して、表出言語が極めて少ない。
- ・全体的な身体機能の発達に比較して、特に平衡感覚が未熟である。
- ・心理状態が不安定になり、パニックになりやすい。
- ・極めて動きが多く、注意集中が困難である。など

NISE学びラボ「知的障害教育における自立活動の指導」国立特別支援教育総合研究所

目標	困ったときに周囲の人に援助を依頼することができる。			
自立活動の内容	心理的な安定 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	人間関係の形成 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること	環境の把握 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること	コミュニケーション (5) 状況に応じたコミュニケーションに際すること
指導の場面	① 困った時に、援助を依頼し、課題を解決できたという経験を積み重ね人との関わりに自信をもつ。	② 状況に応じて、伝える相手を判断する。	③ 文例を参考に、困ったことを他者に分かりやすく伝える。	

令和5年度特別支援教育実践改善の手引（北海道教育委員会）令和5年12月

知的障がいのある子供の自立活動の指導は、知的障がいに随伴して見られる困難さに対して行うものであることについて説明します。

自立活動の指導事例を基に、障がいの状態等や指導の方向性、選定し関連付けた自立活動の内容等について説明します。

演習

演習

演習シート																
<table border="1"> <tr> <th>指導内容</th> <th>指導場面</th> <th>指導方法</th> <th>指導者</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	指導内容	指導場面	指導方法	指導者												
指導内容	指導場面	指導方法	指導者													

担当している子供の個別の指導計画を基に、自立活動の指導内容や指導場面などを整理してみましょう！

演習シートと個別の指導計画を使って、担当する子供の自立活動の内容や指導内容、指導場面を整理します。

また、自立活動の指導により身に付いたことがどのように役立つかなどを考え、交流します。

I-5 個別の指導計画

実施時期の目安	4～5月、2～3月
時間の目安	30分（説明10分、演習20分）
説明・配付資料	パワーポイントスライド9枚  研修資料は、こちら →
研修動画	有り（研修資料の1枚目に二次元コードがあります。）
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施 説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施 ○
研修の効果を高めるための工夫	 対話を通した学び
学校で用意する資料等	個別の指導計画

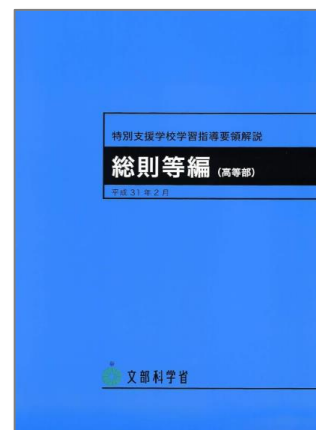
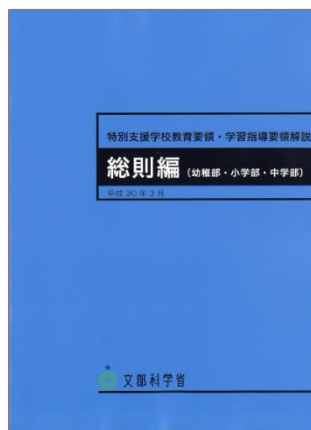
【研修のねらい】

- ・個別の指導計画を作成する目的や活用の留意点について理解する。
- ・自校の個別の指導計画を基に、様式・作成・評価等の年間の流れ、実態把握から指導目標や指導内容を設定する進め方などについて理解する。

【研修のポイント】

○ 個別の指導計画は、障がいのある子供一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。この計画を基に、卒業するまでに、子供に各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのか、指導目標を明確にして指導することや、効果的な指導を行うために評価・改善することについて理解できるようにすることが大切です。

○ この研修では、自校の個別の指導計画や関連する資料等を見ながら、様式や作成から評価・改善の年間の流れを確認する演習を設定しています。個別の指導計画について、学校で定めていることや指導教諭が工夫していることを説明し理解を深めるなど、受講者が、個別の指導計画の作成・評価や、計画に基づいた指導・支援を行うことができるようにすることが大切です。



- 【左】特別支援学校教育要領・学習指導要領解説
総則編（幼稚園・小学部・中学部）P240～
- 【右】特別支援学校学習指導要領解説知的障害者
教科等編（上）（高等部）P140～
- 【文部科学省】

【主な内容】

説明

障がいの状態の重度・重複化、多様化



個別の指導計画は、第1章総則第3節の3の(3)のアを具体化し、**障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。**

『特別支援学校教育要綱・学習指導要領解説特別編（幼稚園・小学校・中学校）』文部科学省（平成30年3月）

個別の指導計画は、障がいのある子供一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものであることを説明します。

6 個別の指導計画の作成③

- 卒業するまでに、各教科等の指導を通してどのような資質・能力を目指すのか、各教科の指導内容の発展性を踏まえ、**指導目標を明確にする。**
- 自立活動の指導について、**なぜその指導目標にしたのか**などを、その設定に至るまでの考え方について、**次の担当者**に引き継げるよう工夫する。
- **計画が適切かどうかは、実際の指導を通して明らかになること**から、効果的な指導を行うため、**PDCAで評価・改善すること。**



『特別支援学校教育要綱・学習指導要領解説特別編（幼稚園・小学校・中学校）』文部科学省（平成30年3月）
『特別支援学校担任のハンドブック（第2版）』北海道立特別支援教育センター（令和4年3月）

実態把握や指導目標の設定などについて、各教科と自立活動でその手続きが異なることや、効果的な指導を行うため、PDCAで評価・改善することについて説明します。

演習

演習

自校の個別の指導計画を基に、次のことについて確認しましょう！

- ・個別の指導計画の様式は、どのようになっているか。
- ・作成から評価・改善の年間の流れは、どのようになっているか。
- ・各教科や自立活動の実態把握、指導目標や指導内容の設定は、どのような手続きで行っているか。
- ・指導目標の設定に至るまでの考え方を次の担当者に引き継ぐことができるよう、どのような工夫をしているか。

自校の個別の指導計画を基に、様式（記載する項目や内容）や作成から評価・改善の年間の流れ、実態把握から指導目標の設定の手続きなどについて確認します。

I-6 個別の教育支援計画

実施時期の目安	4～5月、2～3月	
時間の目安	30分（説明10分、演習20分）	
説明・配付資料	パワーポイントスライド8枚	
	研修資料は、こちら →	
研修動画	有り（研修資料の1枚目に二次元コードがあります。）	
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施	
	説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施	○
研修の効果を高めるための工夫	★ 対話を通した学び	
学校で用意する資料等	個別の教育支援計画、個別の指導計画	

【研修のねらい】

- ・ 個別の教育支援計画を作成する目的や活用の留意点について理解する。
- ・ 学校における指導や支援に生かすため、自校の個別の教育支援計画を基に、本人及び保護者の意向や学校における支援の内容を確認するとともに、指導方法や引継ぎへの活用について理解する。

【研修のポイント】

- 個別の教育支援計画は、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携を図り、長期的な視点で子供への教育的支援を行うために作成するものです。個別の教育支援計画においては、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、学校や家庭、福祉機関等における支援の内容を整理し、学校における教育的支援の内容を、指導方法の工夫に生かすことを理解できるようにすることが大切です。
- この研修では、受講者が担当している子供の個別の教育支援計画を基に、本人及び保護者の意向やそれを踏まえた支援の内容、個別の指導計画や引継ぎへの活用等について確認する演習を設定しています。
- 演習では、個別の教育支援計画における本人及び保護者の意向を踏まえた支援の内容を、子供の指導内容や指導方法の工夫に生かしているか、個別の指導計画等と照らして確認することや、保護者との懇談や引継ぎなどでの活用について説明することを通して、実務と結び付け、理解を深められるようにすることが大切です。
- 受講者が、作成や保護者との懇談を行う見通しがある場合は、それらを円滑に進められるよう、演習において、本人及び保護者の意向の聞き取りや支援の内容の検討を進める際の工夫、気を付けていることなどについて、指導教諭から実際の経験等を例示して説明することが考えられます。

個別の教育支援計画の参考様式について
[文部科学省]



【主な内容】

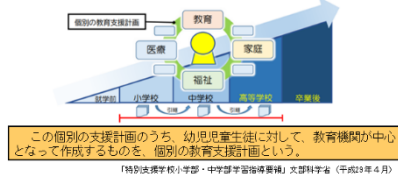
説明

1 個別の教育支援計画とは

Q 一貫した相談支援体制の整備

障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う。

「障害者差別解消法」〈平成24年7月〉

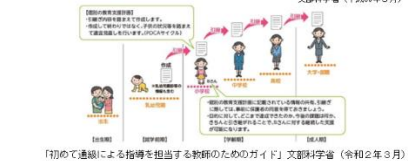


「特別支援学校小・中・高・中等部学習指導要領」文部科学省〈平成24年4月〉

5 個別の教育支援計画の活用

個別の教育支援計画の活用にあたっては、支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、**就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かす**ことが大切である。

「特別法 障害者教育要領・学習指導要領解説特別編（幼稚園、小・中・高・中等部）」文部科学省〈平成24年3月〉



「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」文部科学省〈令和2年3月〉

個別の教育支援計画について、その定義や作成・活用する目的、利点について説明します。

個別の教育支援計画の活用にあたって、保護者の理解を得ることや、それまで行っていた支援の内容や取組の成果を引き継ぐなど、必要な支援を切れ目なく行うことについて説明します。

演習

演習

担当している子供の
個別の教育支援計画を基に、
次のことについて確認しましょう！

- ・本人及び保護者の意向や将来の希望は何か。
- ・学校や関係機関において、実際にどのような支援が必要か。
- ・支援の内容は、個別の指導計画の指導内容や指導方法の工夫に生かされているか。
- ・個別の教育支援計画は、いつ、どのように活用しているか。

受講者が担当している子供の個別の教育支援計画を基に、本人及び保護者の意向や支援の内容、引継ぎにおける活用などについて確認します。

I-7 教員間の連携

実施時期の目安	5～6月、2～3月	
時間の目安	35分（説明15分、演習20分）	
説明・配付資料	パワーポイントスライド10枚	
	研修資料は、こちら →	
研修動画	無し	
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施	
	説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施	○
研修の効果を高めるための工夫	★2 研修の方法の工夫 ★3 先輩教員の経験談や実践	
学校で用意する資料等	無し	

【研修のねらい】

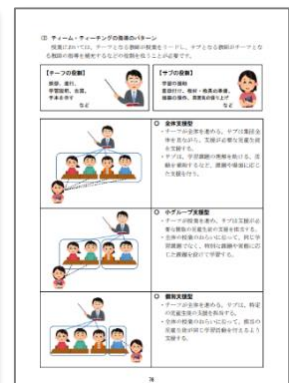
- ・授業や学級・学年の業務、分掌業務等における教員間の連携のポイントを理解する。

【研修のポイント】

- 教員には、対人関係能力を含むコミュニケーション能力、組織的・協働的な課題対応・解決能力、人材育成に貢献する力を身に付けることが求められており、日常の授業において目標や役割分担を共通理解することや一人で抱え込まないこと、同僚と継続的に振り返ることなど、教員間の連携を図ることができるようにすることが大切です。
- この研修では、教員の業務の中で、教員間の連携が必要な場面を確認した後、業務の目的や内容、役割など、受講者が自身の取組状況を振り返る演習を設定しています。
- 演習では、受講者が、連携の大切さを自分事として具体的に捉えることができるよう、説明した内容から、大切であると感じたことや今後意識しようと思ったことを言語化したり、指導教諭が経験談を話したりすることが考えられます。また、自身の振り返りを通して自己理解を深め、日常の業務における相談や情報共有など、教員間の連携を図ることができるようにすることが大切です。



特別支援学級担任のハンドブック（新訂版）
VI-3 チーム・ティーチングをしよう
〔北海道立特別支援教育センター〕



【主な内容】

説明

1 教員の仕事とは

【「校務」とは】

学校の仕事全体を指すものであり、学校の仕事全体とは、学校がその目的である**教育事業**を遂行するため必要とされるすべての仕事

【「職務」とは】

「校務」のうち職員に与えられて果たすべき任務・担当する役割



学習指導



学級経営



生徒指導

(4) 生徒指導における教員間の連携

【チーム学校による生徒指導体制】

- ① 一人で抱え込まない。
- ② どんなことでも全体に問題を投げかける。
- ③ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる。
- ④ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする。



「生徒指導指針」文部科学省（令和4年12月）

教員の業務の遂行に当たって、教員間の連携や協力が必要であることを説明します。

日常的なコミュニケーションの大切さや、問題等への対応を抱え込まないことなど、教員間の連携のポイントを例示して説明します。

演習

演習

教員間の連携について、「今後の取組に生かそうと思ったこと」や「指導教諭に聞いてみたいこと」などを記入して、交流しましょう。

【ティーム・ティーチング】

【学年経営】

【学級経営】

【生徒指導】

今後の業務への前向きな見通しをもてるよう、自身の役割や取組状況を整理します。また、受講者同士で、現状等について交流します。

I-8 保護者への対応

実施時期の目安	6月、2～3月	
時間の目安	35分（説明15分、演習20分）	
説明・配付資料	パワーポイントスライド12枚	
	研修資料は、こちら →	
研修動画	無し	
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施	○
	説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施	
研修の効果を高めるための工夫	★2 研修の方法の工夫 ★3 先輩教員の経験談や実践	
学校で用意する資料等	無し	

【研修のねらい】

- ・保護者への対応の心構えや保護者の要望等に対する学校の組織的な対応について理解する。

【研修のポイント】

- 保護者への対応においては、保護者の思いを共有できるよう、傾聴・受容・共感を基本に内容を確認し整理することや、管理職への報告や役割分担など、組織的に対応することの重要性を理解できるようにすることが大切です。
- この研修では、保護者から話を聞く時の心構えや聞き方、内容の整理の仕方などの初期対応とともに、その後の組織的な対応の進め方について説明します。その後、子供の保護者の要望や連絡にどのように対応するかという演習を設定しています。
- 演習は、〔保護者からの要望や連絡の例〕を参考に、指導教諭が実際に経験した事例を提示して行います。どのように対応することが考えられるかを受講者が話し合い、指導教諭から、受講者が話し合った内容を価値付けしながら、実際の対応を説明するなど、受講者が保護者への対応について理解を深められるようにすることが大切です。



「基礎的研修シリーズ（教職スタート講座小学校編）」
5. 保護者への対応編
〔NITS 独立行政法人教職員支援機構〕



【主な内容】

説 明

- 演習

児童 A さんの保護者から、
「_____」と言われました。
どのような対応をしますか。

・言われたその席での対応

・その後の対応

保護者からの要望や連絡に対して、どのように対応するとよいか、説明のあった内容を基に考え、交流します。

Ⅱ－１ 授業づくりの基本 ～1 単位時間の授業の目標の明確化～

実施時期の目安	7～8月
時間の目安	30分（説明10分、演習20分）
説明・配付資料	パワーポイントスライド8枚 研修資料は、こちら → 
研修動画	無し
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施 説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施
研修の効果を高めるための工夫	★1 対話を通した学び ★2 研修の方法の工夫
学校で用意する資料等	学習指導案（指導略案）

【研修のねらい】

- ・ 本時の目標を、資質・能力の3つの柱から焦点化して設定することを理解する。
- ・ 指導略案を基に、目標を達成した児童（生徒）の具体的な姿を想定し、学習活動の位置付けや手立てを検討する。

【研修のポイント】

- 1 単位時間の授業においては、単元の目標や評価規準を踏まえ、その時間に育成を目指す資質・能力を明確にすることが大切です。また、本時の目標を達成した子供の具体的な姿を想定し、達成に向けて、正対した学習活動を位置付ける必要があることについて理解し、学習指導案（指導略案）を作成・検討できるようにすることが大切です。



- 演習では、授業づくりの基本を理解し、研究授業のみならず、日常の授業に生かすことができるよう、本時の目標が、資質・能力の3つの柱のいずれであるのか、どのような姿が見られたら達成となるのかを確認し、それに向けた学習活動や手立てを検討することが考えられます。

- 研究授業は、授業の構想や文章化、学習指導案（指導略案）の検討など、時間を掛け力を注ぐ取組です。授業者が、授業に対する理解を深めるとともに、自身の成長を振り返りやりがいを実感し、教職に対する自信や意欲を持てる機会にすることが大切です。

令和2年度 小学校（中学校）教育課程編成の手引
 【小中共通】授業づくりの基本【視点2】
 [北海道教育委員会]



【主な内容】

説明

1 「ねらい」から「まとめ・振り返り」までの1単位時間のデザイン

1 単位時間で完結できる導入・展開・終末の時間配分をする。

- ◆ 1 単位時間で全ての児童生徒を「概ね満足できる」学習状況にする観点から、時間配分を工夫します。

本時のねらいに正対した学習活動を位置付け、評価規準との関連を図る。

- ◆ 本時の「まとめ」、「振り返り」の児童生徒の姿を想定し、終末に至るまでの過程を考え、授業を構想します。

「令和2年度小学校教育課程編成の手引」（北海道教育委員会）

中学部 保健体育科「ダンス」の例 ～本時の授業～

【目標】・踊る振り付けについて考え、意見を言う。

導入

- ・脚のステップや腕の振り付け（既習事項の確認）

展開

「前時に学んだ知識・技能を踏まえ、踊るダンスの振り付けや順序などを考え、意見を言う」

本時の課題を提示する
生徒が考えるための視点を示す

学習活動の位置付け
手立て

（生徒の発言や記述の例）
「腕のこの振り付けは得意だから、何回か繰り返して取り入れたいな。」

目標を達成した児童生徒の姿の具体

1 単位時間の授業におけるポイントについて、「令和2年度 小学校（中学校）教育課程編成の手引（【小中共通】授業づくりの基本）」の内容を基に説明し、確認します。

授業における目標の焦点化や目標に正対した学習活動の位置付け、目標を達成した子供の姿の具体を想定することについて説明します。

演習

演習

自分の授業のねらい（目標）について、どのような姿が見られたら達成となるのか、考えてみましょう！

- ・本時の目標は、3つの資質・能力のうちのどれか。
- ・その内容はどの教科の内容か。
- ・子供にどのような姿が見られたら、本時の目標の達成となるのか。
- ・目標に迫る子供の姿を、どの場面でのようにして見取るか。
- ・目標の達成に向けた、課題の提示、学習活動、発問、振り返りは、どのような工夫が考えられるか。

受講者が担当する授業の学習指導案（指導略案）を基に、本時の目標を焦点化し確認するとともに、達成した子供の姿の具体について考え、交流します。

Ⅱ－2 単元の指導計画

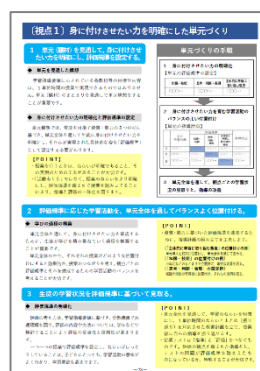
実施時期の目安	7～8月
時間の目安	35分（説明15分、演習20分）
説明・配付資料	パワーポイントスライド12枚 研修資料は、こちら → 
研修動画	無し
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭等が実施 ○ 説明は受講者自身で、演習は指導教諭等が実施
研修の効果を高めるための工夫	 対話を通した学び
学校で用意する資料等	単元の指導計画

【研修のねらい】

- ・単元における育成を目指す資質・能力の明確化や評価規準を踏まえた学習活動の位置付けについて理解する。

【研修のポイント】

- 単元の指導計画作成（単元づくり）においては、各教科の学習内容の習得状況などの子供の実態を把握することや、単元において育成を目指す資質・能力を明確にして、単元の目標や評価規準を設定し、評価規準を踏まえた学習活動を単元全体を通してバランスよく位置付ける必要があることを理解できるようにすることが大切です。（2点目の評価規準の設定については、Ⅱ－3の研修資料を参照）
- この研修では、これらのことを視点に、単元の指導計画の内容の見直しや必要に応じて修正を行う演習を設定しています。
- 演習では、単元を通してどのような力を身に付けるのか、知識や技能を習得する時間や、思考力や判断力を育む時間をどこに位置付けるのかなど、資質・能力を踏まえて学習活動を考えることができるようにすることが大切です。また、取り扱う教科の内容の理解を深めるため、学習指導要領の記載を確認したり、子供の学びイメージ持てるよう、対話を通じて言語化したりするなどの工夫が考えられます。



令和2年度 小学校（中学校）教育課程編成の手引
 【小中共通】授業づくりの基本）【視点1】【視点2】
 [北海道教育委員会]

【主な内容】

説明

4 実態差に応じた個人目標の設定

□ 学びの履歴の把握

学年	1	2	3	4	5	6
国語	○	○	○	○	○	○
算数	○	○	○	○	○	○
理科	○	○	○	○	○	○
社会	○	○	○	○	○	○
英語	○	○	○	○	○	○
音楽	○	○	○	○	○	○
美術	○	○	○	○	○	○
体育	○	○	○	○	○	○
保健	○	○	○	○	○	○
総合	○	○	○	○	○	○

ポイント1
一人一人の学びの履歴の把握
各学年の達成状況も把握することにより、単元を通して指導する内容を明確にすることが出来ます。

ポイント2
実態に応じた目標と評価規準の設定
一人一人の実態に応じて、達成またはほぼ達成することに目標や評価規準を設定します。

□ 評価規準

評価規準	思考・判断・表現	知識・技能	態度・行動
知識・技能	「国語の学びの履歴」を基に、単元を通して指導する内容を明確にすることが出来ます。	「国語の学びの履歴」を基に、単元を通して指導する内容を明確にすることが出来ます。	「国語の学びの履歴」を基に、単元を通して指導する内容を明確にすることが出来ます。
思考・判断・表現	「国語の学びの履歴」を基に、単元を通して指導する内容を明確にすることが出来ます。	「国語の学びの履歴」を基に、単元を通して指導する内容を明確にすることが出来ます。	「国語の学びの履歴」を基に、単元を通して指導する内容を明確にすることが出来ます。
態度・行動	「国語の学びの履歴」を基に、単元を通して指導する内容を明確にすることが出来ます。	「国語の学びの履歴」を基に、単元を通して指導する内容を明確にすることが出来ます。	「国語の学びの履歴」を基に、単元を通して指導する内容を明確にすることが出来ます。

「令和4年度 特別支援教育課程編成の手引」北海道教育委員会（令和5年3月）

8 単元や題材のまとまりを考える

時	主な学習活動	目標	評価の観点
			知 恵 主
1	脚のステップや腕の振り付けの確認	脚のステップを見え、踊ることが出来る。	知
2	踊る曲、ステップや振り付けの選択、決定	踊る曲や振り付けの選択や決定で、考えをもち、意見を言う。	主
3	振り付けの確認①	振り付けの出来栄や変更点などについて考えをもち、意見を言う。	主
4	振り付けの確認②	脚のステップや腕の振り付けを決めたとありに踊ることが出来る。	知
5	コンテスト①	発表を見て、感想を言う。	主
6	振り付けの変更、改善	コンテストを振り回り、振り付けの変更、改善に考えをもち、意見を言う。	主
7	振り付けの確認③	脚のステップや腕の振り付けを決めたとありに踊ることが出来る。	知
8	振り付けの確認④	発表を見て、感想を言う。	主
9	コンテスト②	発表を見て、感想を言う。	主
10	コンテスト③	発表を見て、感想を言う。	主

各教科の学習内容の習得状況や到達状況などの子供の実態を把握した上で、単元において育成を目指す資質・能力を明確化することについて説明します。

評価規準を踏まえた学習活動を、学ぶ文脈を踏まえながら、単元（題材）全体を通してバランスよく位置付けることについて説明します。

演習

演習

単元の指導計画を見ながら、以下のことを検討しましょう！

- 子供の学習状況を把握し、単元を通して育成を目指す資質・能力（単元の目標）が、各教科の内容に基づいて設定されているか。
- 資質・能力の育成に向け、目標を達成するための学習活動が、単元を通してバランスよく位置付けられているか。



受講者が担当する単元の指導計画を基に、単元の目標が、各教科の内容に基づいて設定されているか、目標の達成に向けた学習活動が、単元を通してバランスよく位置付けられているか考え、交流します。

Ⅱ－３ 学習評価 ～評価規準の設定～

実施時期の目安	8～9月	
時間の目安	40分（説明：20分、演習20分）	
説明・配付資料	パワーポイントスライド14枚	
	研修資料は、こちら →	
研修動画	無し	
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施	○
	説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施	
研修の効果を高めるための工夫	★ 対話を通した学び	
学校で用意する資料等	単元の指導計画、学習指導要領（各教科等編）、特別支援学校学習評価参考資料	

【研修のねらい】

- ・指導と評価の一体化や評価場面・評価方法の計画についての説明や、評価規準を作成する演習を通して、学習評価の基本的な考え方を理解する。

【研修のポイント】

- 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科を取り扱う場合においても、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころとして評価規準を作成し、学習評価を行う必要があることを理解するとともに、評価規準を作成することができるようにすることが大切です。



特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料
（令和2年4月） [文部科学省]



特別支援学校高等部学習評価参考資料
（令和4年3月） [文部科学省]

- この研修では、単元の目標に照らして観点別学習状況の評価をする評価規準を作成する演習を設定しています。演習に当たっては、単元の目標が、学習指導要領の各教科の内容を基に設定されている必要がありますので、必要に応じて、Ⅱ－２の研修を実施してください。

【主な内容】

説明

3 内容のまとまりごとに評価規準を作成

「(2) 内容」の記載はそのまま学習指導の目標となりうるものである。学習指導要領の目標に照らして観点別学習状況の評価を行うに当たり、児童生徒が資質・能力を身に付けた状況を表すために、「(2) 内容」の記載事項の文を「～すること」から「～している」と変換したものを本参考資料において「内容のまとまりごとの評価規準」と呼ぶこととする。

「内容のまとまりごとの評価規準」

重要!



「特別支援学校」学部・中学部 学習指導参考資料 文部科学省（令和2年）

特別支援学校における学習評価の考え方、「内容のまとまりごとの評価規準」やその作成方法について説明します。

4 学習評価の基本的な考え方

学習評価とは・・・

学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するもの

- 子供たち自身が自らの学びを振り返って、**次の学びに向かう**ことができるようにする。
- 「子供たちにどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が**指導の改善**を図る。

指導と評価の一体化

**評価場面や
評価方法の計画**

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」 中央教育審議会（平成28年）

学習指導案の作成に当たっての学習評価を踏まえた指導と評価の一体化や、評価場面や評価方法の計画について説明します。

演習

演習 「単元の目標から単元の評価規準を作成する。」

単元の目標		
知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
単元の評価規準		
知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度

単元の目標を基に、単元の評価規準を作成します。学習指導要領の解説（各教科等編）や学習評価参考資料を参照し、指導教諭と検討しながら作成し、交流します。

Ⅱ－４ 学習指導案の作成

実施時期の目安	8～9月
時間の目安	35分（説明15分、演習20分）
説明・配付資料	パワーポイントスライド12枚 研修資料は、こちら → 
研修動画	無し
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施 ○ 説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施
研修の効果を高めるための工夫	★1 対話を通した学び ★2 研修の方法の工夫
学校で用意する資料等	学習指導案の様式

【研修のねらい】

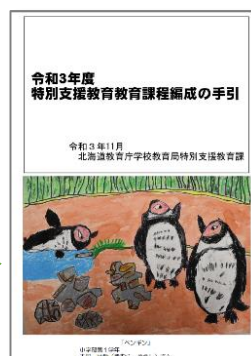
- ・学習指導案の基本的な項目や作成に当たってのポイントについて理解する。
- ・学習指導案の作成に向けて、自校の様式や作成、検討の進め方について確認し、見通しを持つ。

【研修のポイント】

- 学習指導案は、育成を目指す資質・能力を明確にし、子供が何を学ぶのか、どのように学ぶのかという授業の内容や手順を具体的に考え、整理して書き表したものです。作成する作業は時間を要しますが、作成して授業研究を行うことで、自らの教育活動を振り返ることができ、行った授業の教科や指導、子供の理解が深まり、指導力の向上につながることを理解し、意欲的に取り組めるようにすることが大切です。
- この研修では、学習指導案の項目に沿って説明しますので、「Ⅱ－1 授業づくりの基本」から「Ⅱ－3 学習評価」までの研修を事前に行い、必要に応じてそれらの内容を確認し、理解を深められるようにすることが大切です。
- 演習では、自校の学習指導案の様式や作成、検討の進め方などについての確認を設定しています。指導教諭から、自校における取り組み方を説明するとともに、受講者の理解度や不安な点などについて対話を通して把握しながら、受講者の研究授業の教科や単元などを踏まえ、学習指導案の作成や、検討を進める見通しやコツなどについて助言することが考えられます。



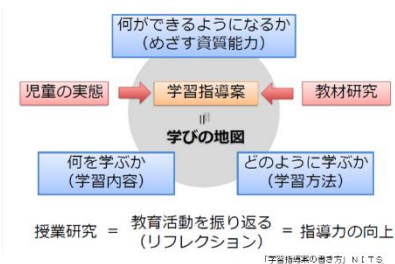
令和3年度特別支援教育教育課程編成の手引
別冊 単元の指導計画 一単位時間の指導計画
〔北海道教育委員会〕



【主な内容】

説 明

1 学習指導案とは



学習指導案を作成することにより、教科や子供の理解が深まることや、自らの教育活動を振り返り、指導力の向上につながるについて説明します。

2 学習指導案の項目

- 1 単元名
- 2 単元について
 - (1) 児童（生徒）の実態について
 - (2) 教材について
 - (3) 指導について
- 3 単元の目標
- 4 単元の評価規準
- 5 単元の指導計画
- 6 本時の学習
 - (1) 本時の目標と評価規準
 - (2) 本時の展開



「学びの地図」P73～76 北海道教育委員会（令和5年）

学習指導案の項目に沿って、単元の目標や評価規準の位置付けなどの大切な点や、項目により、個別に記載するなどの特別支援学校の例について説明します。

演 習

演習

学習指導案について
確認をしましょう！

- ・学習指導案の様式の各項目を確認しましょう。
- ・作成、検討に至る業務の流れやスケジュールを確認しましょう。
- ・研究授業をどの教科、単元で実施するか、検討しましょう。
- ・作成に当たって必要な資料等には、どのようなものがあるか確認しましょう。

受講者が、学習指導案の作成に向け、意欲や見通しをもてるよう、様式や作成、検討の進め方などについて確認します。

Ⅱ－５ 主体的・対話的で深い学び

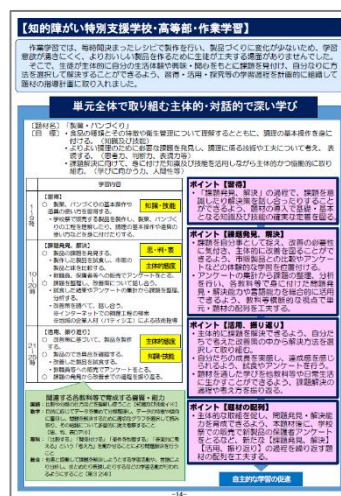
実施時期の目安	7～8月
時間の目安	30分（説明10分、演習20分）
説明・配付資料	パワーポイントスライド10枚 研修資料は、こちら → 
研修動画	無し
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施 説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施
研修の効果を高めるための工夫	 対話を通した学び
学校で用意する資料等	単元の指導計画

【研修のねらい】

- ・「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の視点について理解する。
- ・単元の指導計画を基に、子供が目標の達成に向け、各授業においてどのように学ぶか、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から考え、単元をデザインする技能を身に付ける。

【研修のポイント】

- 「主体的・対話的で深い学び」は、子供に資質・能力をバランスよく育むための授業改善の視点であり、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、子供がどのように学ぶかを考える必要があることを理解し、実践できるようにすることが大切です。
- この研修では、単元の指導計画を用いた演習を設定しています。演習を行うためには、単元の指導計画において育成を目指す資質・能力（単元の目標）が明確になっている必要がありますので、そのことを確認し、必要に応じて本プログラム「Ⅱ－２ 単元の指導計画」の研修を実施してください。
- 演習では、授業改善の視点について理解を深め、日常の授業づくりに生かすことができるよう、主体的な学びや対話的な学びなどの視点を踏まえて、単元の目標の達成に向けて、どの時間にどのように学んでいくのか、教師の意図の確認や子供の学び姿を引き出すための工夫を検討することが考えられます。



【主な内容】

説明

2 主体的な学び

○ 主体的に学習に取り組めるよう、自身の学びや変容を自覚する

<学習者の視点>

- ・学ぶことに興味や関心を持つ
- ・自己のキャリア形成の方向性と関連付ける
- ・見通しをもつ
- ・粘り強く取り組む
- ・自己の学習活動を振り返って力につなげる

<授業者の視点>

- ・既習事項を振り返る
- ・具体物を提示して引きつける
- ・子供が明らかにしたくなる 学習課題を設定する
- ・子供が自らのあてをつかむようにする
- ・学習課題を解決する方向性について見通しを持たせる
- ・子供が自分の考えを持つようにする
- ・子供の思考を見守る
- ・子供の考えを生かしてまとめる
- ・思考を交流させる
- ・交流を通じて思考を広げる
- ・協働して問題解決する
- ・その日の学びを振り返る
- ・新たな学びに目を向けさせる

「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善の視点について」（国立教育政策研究所）

中学部 保健体育科 「ダンス」の単元の指導計画の例

時	主な学習活動
1	編のステップや腕の振り付けの練習
2	踊る曲、ステップや振り付けの選択、決定
3	振り付けの練習①
4	振り付けの練習②
5	振り付けの確認
6	コンテスト①
7	振り付けの変更、改善
8	振り付けの練習③
9	振り付けの練習④
10	コンテスト②



単元の目標の達成に向けて子供がどのように学ぶか

「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の視点について、子供の学び姿やそれらを引き出すための教師の取組や手立てについて説明します。

単元の目標の達成に向けて、子供がどのように学ぶかを、単元を見通しながら考える必要があることについて、例を示して説明します。

演習

演習

単元の指導計画を基に、「主体的な学び」や「対話的な学び」、「深い学び」の視点から考えられる工夫を考えてみましょう！

- ・単元を見通して、主体的に学んでほしいと考える授業や生徒の姿にはどのようなものがあるか。
- ・そのために、単元や授業において、どのような工夫が考えられるか。
- ・主体的な学びや対話的な学びの視点から考えた工夫は、単元の目標（又は授業の目標）の達成に向けたものとなっているか。

受講者が担当する単元の指導計画を基に、単元の目標や指導の意図を確認し、子供の主体的に学ぶ姿や対話的に学ぶ姿を引き出し、目標の達成に迫るための工夫を考えます。

Ⅱ－６ 個別最適な学びと協働的な学び

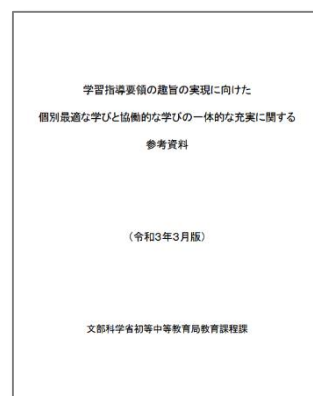
実施時期の目安	8～9月	
時間の目安	35分（説明15分、演習20分）	
説明・配付資料	パワーポイントスライド9枚	
	研修資料は、こちら →	
研修動画	無し	
研修の方法 （推奨する方法）	説明・演習の両方を指導教諭が実施	○
	説明は受講者自身で、演習は指導教諭が実施	
研修の効果を高めるための工夫	★ 対話を通した学び	
学校で用意する資料等	学習指導案（指導略案）、個別の指導計画	

【研修のねらい】

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」について理解する。
- ・単元の指導計画や指導略案、個別の指導計画を基にした協議を通して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る取組や工夫について理解する。

【研修のポイント】

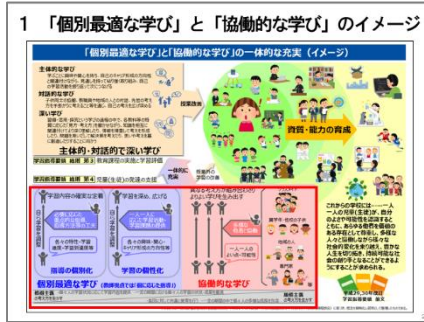
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」は、学習活動の充実の方向性を改めて捉え直す観点です。子供の資質・能力の育成に向けて、学習活動をこれらの観点から見つめ直し、それまで蓄積されてきた工夫やICTなどを指導に生かして充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていくという考え方を理解できるようにすることが大切です。
- この研修では、授業の指導略案を基に、これらの観点で学習活動を見つめ直す演習を設定しています。演習に当たっては、指導略案において、単元の目標を踏まえ、本時の授業において育成を目指す資質・能力が明確になっている必要があります（本プログラム「Ⅱ－１ 授業づくりの基本」）。
- 演習では、目標の達成に向けてどのように学ばか、「個別最適な学び（指導の個別化）」や「協働的な学び」の観点から捉え、ICTを含めた教材の活用や教師による支援の工夫などを検討します。
- 特別支援教育においては、個別の指導計画を作成し、「個に応じた指導」の充実を図ってきたことから、個別の指導計画の記載内容を手掛かりにして検討することや、指導教諭の実践を例示することにより、受講者が理解を深め、授業場面における具体的な工夫を検討できるようにすることが考えられます。



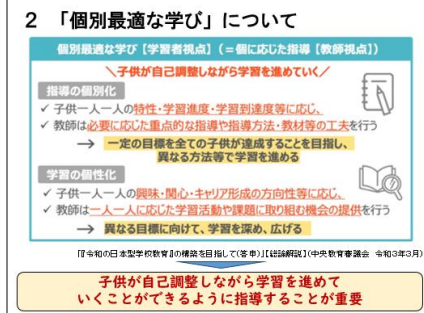
『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実
〔文部科学省〕

【主な内容】

説明



「個別最適な学び」と「協働的な学び」について、答申や通知等を基に説明し、確認します。



子供の「個別最適な学び」や「協働的な学び」の姿の具体やそれらを意図した取組について説明するとともに、それらを通じて「主体的、対話的で深い学び」の実現を目指していくことを説明します。

演習

演習

自分の指導について、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の観点から振り返りましょう！

- 授業において、「個別最適な学び（指導の個性化）」や「協働的な学び」の観点から工夫している点や改善点は、どのようなことがあるか。
- 担当している子供の個別の指導計画において、「個別最適な学び」の実現に向けて活用できる記載内容には、どのようなものがあるか。
- 個別の指導計画の記載内容を基に、授業において、どのような工夫が考えられるか。

受講者が担当する授業の指導略案、担当する子供の個別の指導計画を基に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るための取組や工夫の在り方について考え、交流します。

研究協力校

本プログラムに当たり、以下の研究協力校に御協力をいただき、作成することができました。心からお礼申し上げます。

○ 令和5年度

北海道美深高等養護学校

北海道室蘭養護学校

特別支援学校教員スタート・プログラム（試案）

令和6年（2024年）3月 発行

発行 北海道立特別支援教育センター

北海道立特別支援教育センター

障がいの理解 ～「障がい」を環境から捉える～



研修動画は
二次元コードを読み
又は、説明原稿を参照

1

※ 研修動画は、こちらをブラウザに貼り付けるとアクセスできます。
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=1187

※ スライド11は、演習シートを兼ねています。A 4 サイズで印刷して配付してください。

これから、「障がいの理解」の研修を始めます。

この研修では、ICFや障がいの社会モデルに基づく障がいの捉え方を理解し、子供の行動について、環境因子に目を向け分析する技能を身に付けることをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明10分、演習20分）

生活上又は学習上の困難さ



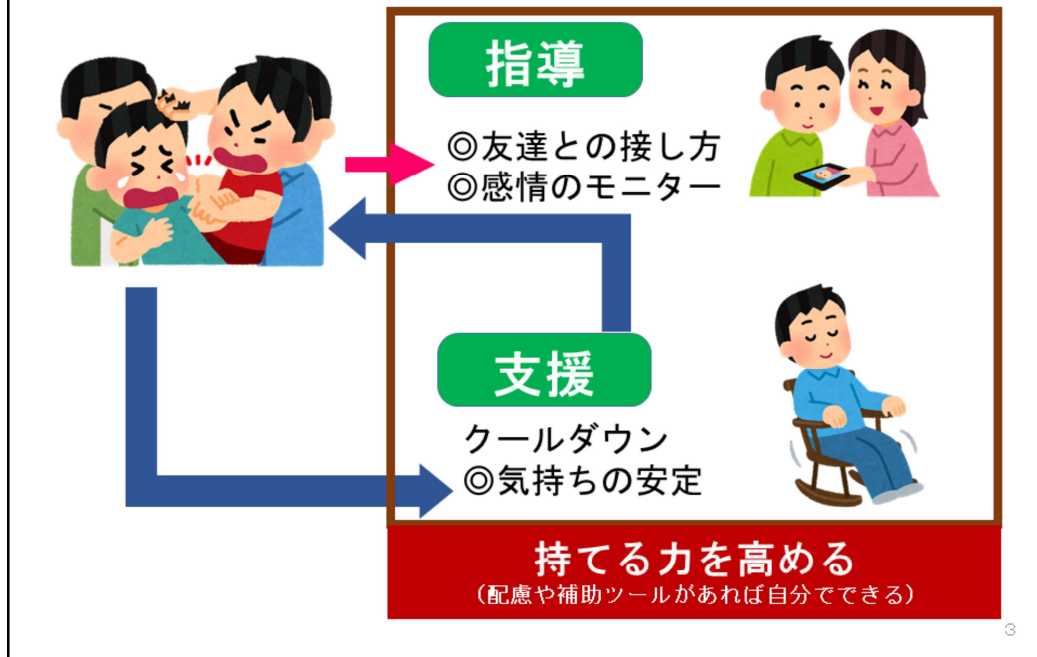
2

特別支援学校に在籍する子供は、障がいの状態等により、生活や学習などの場面で、様々な困難さを抱えています。

それらの困難さにより、活動が停滞したり、説明したことと異なる行動を取ったりすることや、望ましくない行動として表面化する場合があります。

皆さんは、こうした行動や様子をどのような視点から捉え、教員として対応しますか？

1 適切な指導及び必要な支援



特別支援教育においては、「適切な指導」と「必要な支援」の両方に取り組むことが求められます。

例えば、感情のコントロールが苦手で、カッとなると友達への暴言や他害がある子供がいた場合、学校が子供のためにクールダウンの部屋を用意していることがあります。子供が、静かな部屋でクールダウンできるようにすることは、気持ちの安定を図ることにつながる必要な支援となります。しかし、それ以降もまた暴言や他害が見られるなど、学校が支援しても、子供の困難が改善・克服されないというケースがあります。

このことから、クールダウンできる環境を用意することは必要な支援ですが、支援だけでは子供の持てる力を高めることはできないということが分かります。子供が、カッとなっても暴言や他害をせずに友達と関われるような適切な指導が必要です。

適切な指導と必要な支援が効果を発揮し、子供の持てる力が高まることで暴言や他害が減り、クールダウンの部屋を使用することを減らしていけるようにすることが大切であり、効果的で適切な指導及び必要な支援を行うことは、本人の自立や社会参加、学校が行う支援の負担を軽減することにつながります。

2 自立活動の考え方

障がいのある子供の場合は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じる。

心身の発達の段階等を考慮して教育する。



心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない場合がある。



個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要。

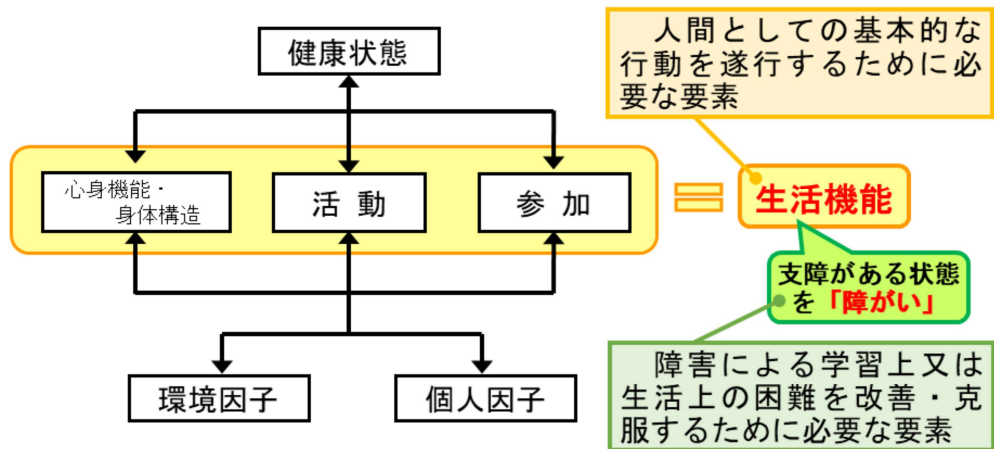
特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（平成30年3月）⁴

障がいのある子供に対して、障がいによって生じる日常生活や学習場面における様々なつまずきや困難を改善・克服するための指導が、自立活動の指導です。

各学校においては、障がいの有る無しに関わらず、全ての子供に対して、心身の発達の段階等を考慮して教育を行いますが、それだけでは十分ではなく、障がいの状態等に応じた特別な指導を必要とする子供が、特別支援学校に在籍して学んでいます。

3 障がいの捉え方

❖ 構成要素間の相互作用の図



「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」
文部科学省（平成30年3月）

5

自立活動が指導の対象とする「障がいによる学習上又は生活上の困難」は、WHOにおいてICF（国際生活機能分類）が採択されたことを踏まえて捉える必要があります。

スライドは、ICFの「構成要素間の相互作用の図」です。

ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」と捉えています。

そして、生活機能の障がいの状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと示されています。

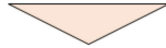
つまり、精神機能や視覚・聴覚などの「心身機能・身体構造」、歩行やADL（食事や排泄、入浴等の日常生活動作）などの「活動」、趣味や地域活動などの「参加」といった生活機能との関連で「障がい」を把握することが大切です。

個人因子や環境因子等との関わりなども踏まえて、個々の子供の「学習上又は生活上の困難」を把握したり、その改善・克服を図るための指導の方向性や関係機関等の連携の在り方などを検討したりすることが、一層求められています。

4 障がいの「社会モデル」

全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- 障がいの特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識
- 合理的配慮に対する理解 等



- いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がいによる学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度の育成

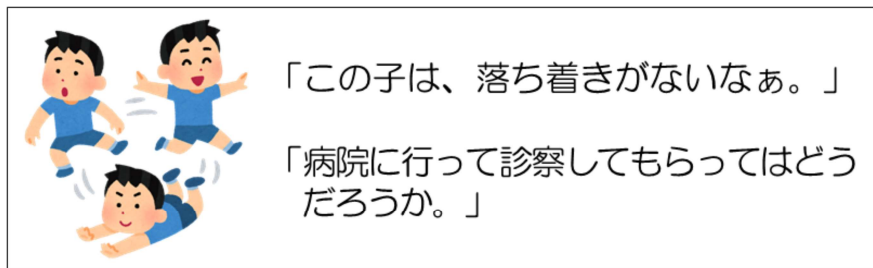
「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」文部科学省（令和3年1月）

6

令和3年に中教審から示された、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」においては、特別支援教育を担う教師の専門性として、スライド上段に示した全ての教師に求められる3つの専門性に加え、下の枠内のとおり、教職員一人一人がいわゆる「社会モデル」の考え方をもち、個々の子供の学習上や生活上の困難を、子供の立場に立って捉えて、指導や支援の内容等を検討していくことができる力の育成が求められています。

5 「医学モデル」と「社会モデル」

「医学モデル」で考えると・・・



子供の心身機能等だけを原因とする



「医師による治療が解決策」

子供の環境は？



7

「社会モデル」の考え方を理解するための例示として、まず、その対となる「医学モデル」について説明します。

例えば、授業中、落ち着きがない子供がいたとします。

そのような子供の様子について、「医学モデル」で考えると、「この子は、落ち着きがないなあ。」、「病院に行って診察してもらってはどうか。」など、落ち着きがないことについて、子供の心身機能等だけを原因とすることになり、保護者に対し、医療機関の受診を勧めることになるかもしれません。

この子供について、病院に相談する必要が全くないとは言い切れませんが、この言葉を聞いた子供や保護者は、どのように受け止めるでしょうか。

「社会モデル」で考えると・・・



「落ち着きがないのは、**環境**のせいかもしれない。」

「興味のある活動を取り入れるなど、**学習活動**の工夫や改善が必要かもしれない。」

学習者が能動的に学習できる働き掛け



「興味のあるものを教材にしよう。」
「動きのある活動場面を作ろう。」
「活動の見通しが持てるように提示を工夫しよう。」など

8

次に、「社会モデル」で考えます。

「落ち着きがないのは、環境のせいかもしれない。」「興味のある活動を取り入れるなど、学習活動の工夫や改善が必要かもしれない。」というように、子供の目線や環境の側から授業や学習内容、手立てに原因があるかもしれないと考え、まず、学習者が能動的に学習できる働き掛けなどについての支援を検討することになります。

この場合、授業において興味のあるものを教材に取り入れてみることや動きのある活動場面を設定すること、活動の見通しが持てるように提示の方法を工夫することを試みるなど、教員間や保護者と連携するなどして必要な支援を探り、共通理解を図っていきます。

医学モデル

個人因子

気になる行動は、子供の内側にある心身機能や身体構造によって起こる。

社会モデル

環境因子

気になる行動は、子供の内側にある心身機能や身体構造と子供の外側にあるモノや制度・文化などの**環境との相互作用**によって起こる。

環境との相互作用が困難を生み、
気になる行動を大きくしているという考え方



子供の立場になって
困難を捉える



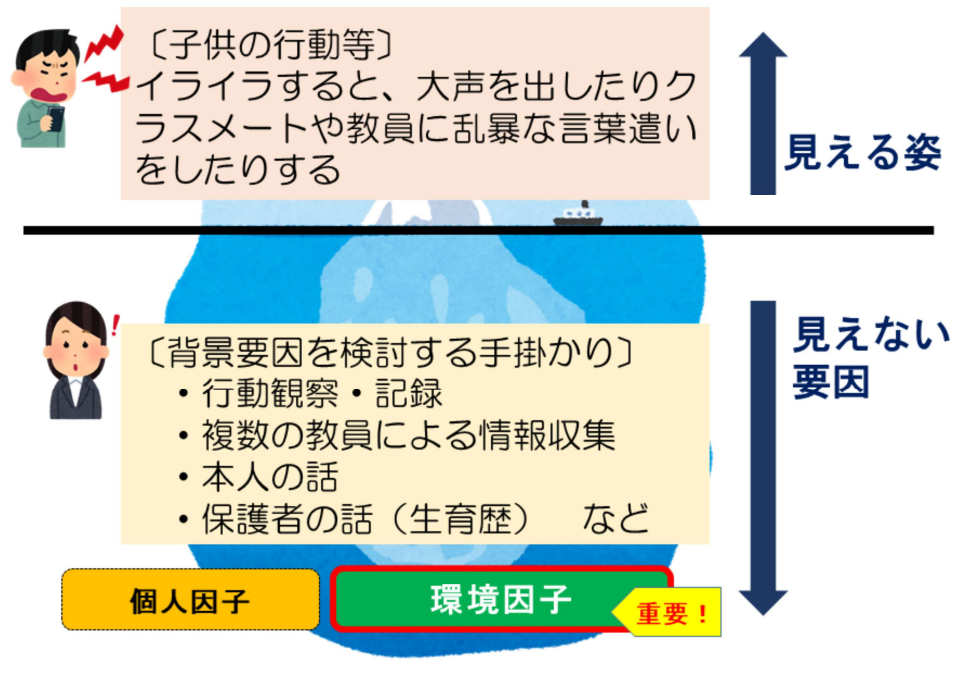
9

「社会モデル」で考えるとは、気になる行動を子供の心身機能や特性が要因となって起こると考える「医学モデル」とは異なり、心身機能や特性と身の回りの状況や目に見えないルールなどの環境との相互作用によって、気になる行動が大きくなったり、小さくなったりするという考え方です。

環境との相互作用が困難を生み、気になる行動を大きくしているという考え方をすることは、子供の立場になって困難を捉えることにつながるため、子供や保護者にとっても受け止めやすい考え方となります。

また、障がいのある子供が、障がいの状態等により、本人が頑張っているにもかかわらず困難が生じ、うまく対応することが難しいことについて、本人のせいにして頑張らせたりするのはなく、関わる人も含めて環境因子と捉え、どのような工夫や配慮をすることで主体的に学ぶことができるか、ステップアップしていけるかを子供に寄り添って検討していくための大切な考え方です。

6 冰山モデル



10

子供のつまずきや気になる行動に対する指導や支援を考える時に、子供の見える姿だけを見て指導すべき課題を明確にしても、効果的な指導とならない場合があります。

その行動を引き起こす背景として見えない要因があることを理解し、一人一人がどのような苦手さを持っているのかを探っていくことが求められます。

見えない要因を探るためには、課題となる行動に関する事前の状況などの行動観察が必要です。

また、複数の教員による情報収集や本人の話、以前から継続している課題か、これまでに見られなかった課題かなど、多面的・多角的に検討します。

この時に、本人の障がいの状態等の個人因子だけでなく、環境の面からも考えることが重要です。

（以下、必要に応じて「冰山モデル」について説明する。）

このように、その行動の困難さを理解するために、氷山に例えて見立てるという考え方があります。

氷山は、水面上に見える部分だけでなく、水面下にある部分の方が大きいことから、全体像を見るときには、その氷山の一角に注目するのではなく、水面下の隠された部分を見ることが重要であり、この考え方を「冰山モデル」と言います。

演習

氷山モデルで考える

〔子供の行動等〕

見える姿

〔背景要因を検討する手掛かり〕

見えない
要因

11

氷山モデルを用いた演習をします。

実際に担当している子供について、見える姿と見えない要因について考え、今後の指導や支援に生かせるよう整理をしてみましょう。

＜演習の進め方の例＞

① 個人思考（2分）

- ・実際に担当している子供の様子を思い浮かべ、見える姿である「子供の行動等」を記入します。

② 個人思考（3分）

- ・見えない要因には、どのようなことが考えられるか、スライド10で示した手掛かりの中から具体的に考えられることを書き入れてみましょう。

③ 交流（15分）

- ・受講者同士や指導教諭と交流しましょう。
- ・順番に①と②を発表し、②について、他にも考えられることを意見交流しましょう。

（時間経過後）

これで、「障がいの理解」の研修を終わります。

知的障がいの特性と基本的な対応



研修動画は
二次元コードを読み
又は、説明原稿を参照

1

※ 研修動画は、こちらをブラウザに貼り付けるとアクセスできます。
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=1187

これから、「知的障がいの特性と基本的な対応」の研修を始めます。
この研修では、知的障がいの特性やそれによって生じる困難さについて理解し、困難さに応じた関わり方を工夫できるようにすることをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明15分、演習20分）

1 知的障がいとは

ア 知的障がいの定義

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

知的機能 + **適応行動**

「障害のある子供の教育支援の手引」文部科学省（令和3年6月）

2

文部科学省から出された「障害のある子供の教育支援の手引」に示されている定義を確認します。

「知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、『認知や言語などにかかわる知的機能』の発達に遅れが認められ、『他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力』も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。」とあります。

赤で示したところは、いわゆる「知的機能」と呼ばれる内容で、青で示したところは、いわゆる「適応行動」と呼ばれる内容です。

イ 知的機能の発達の遅れとは

知的機能とは

- ・認知
- ・記憶
- ・言語
- ・思考
- ・学習
- ・推理
- ・想像
- ・判断

等



同年齢の子供と比較した際に、
平均的な水準より明らかな遅れ
がある。

知的機能の発達の明らかな遅れ

※検査の誤差、身体・心理の状態、検査者との
信頼関係の影響も考慮する必要があります。

- ・おおむね知能指数が70～75程度以下としている。

知能検査の結果がほぼ同じでも、生活年齢や経験な
どによって状態像が大きく異なることに留意が必要です。



「障害のある子供の教育支援の手引」 文部科学省（令和3年6月）

3

まずは、知的機能について確認しましょう。

知的機能とは、認知や言語、記憶や学習、判断などに関係する機能のことを指し、「その発達に明らかな遅れがある」ということは、同年齢の子供と比較した際に、これらの機能に平均的な水準より明らかな遅れがある状態を指します。

知的機能の発達の明らかな遅れについては、国内及び国外の精神医学書等では、おおむね知能指数が70～75程度以下を平均的な水準以下としていますが、判断に当たっては、使用した知能検査等の誤差の範囲や検査時の身体や心理的状态、検査者との信頼関係の状態などの影響を考慮する必要があります。

また、検査や調査、観察などによって得られた資料は、子供の実態の全てを表しているのではなく、幾つかの視点から捉えた実態の一部であり、更にそれらは、ある時点のある条件下の状態であることに留意する必要があります。

更に、知的機能の発達の状況を把握する上では、知能検査の結果がほぼ同じであっても、生活年齢や経験などによって、その状態像が大きく異なる場合もあることに留意する必要があります。

ウ 適応行動の困難性とは

適応行動とは

- ・ 他人との意思の交換
- ・ 日常生活や社会生活
- ・ 安全
- ・ 仕事
- ・ 余暇利用 等



その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていない。

適応行動の習得や習熟に困難があるために、
実際の生活において支障や不利益を来している状態

必要な支援や配慮無しに、適応行動の習得が可能であるかどうかを把握しておくことが大切です。



「障害のある子供の教育支援の手引」 文部科学省（令和3年6月）

4

次に適応行動についてです。

適応行動とは、「日常生活において機能するために人々が学習した、概念的、社会的及び実用的なスキルの集合」とされています。

適応行動に困難さがあるということは、適応能力が十分に育っていない状態を指します。具体的には、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないということであり、適応行動の習得や習熟に困難があるために、実際の生活において支障や不利益を来している状態を指します。

適応行動の困難さの有無を判断する場合は、子供一人一人に必要な支援や配慮無しに、適応行動の習得が可能であるかということや、同じ年齢段階の者に標準的に要求されるものと同様の適応行動をとることが可能であるかどうかを把握しておく必要があります。

❖ 特別支援学校学習指導要領に示されている
適応行動の困難さ

○ 概念的スキルの困難性

- ・言語発達：言語理解、言語表出能力など
- ・学習技能：読字、書字、計算、推論など

○ 社会的スキルの困難性

- ・対人スキル：友達関係など
- ・社会的行動：社会的ルールの理解、集団行動など

○ 実用的スキルの困難性

- ・日常生活習慣行動：食事、排泄、衣服の着脱、清潔行動など
- ・ライフスキル：買い物、乗り物の利用、公共機関の利用など
- ・運動機能：協調運動、運動動作技能、持久力など

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」
文部科学省（平成30年3月）

5

特別支援学校学習指導要領解説各教科等編では、適応行動の困難さとしてスライドのような例が示されています。

知的障がいのある子供は、複雑な事柄や込み入った文章・会話の理解が不得手であったり、おつりのやり取りのような日常生活の中での計算が苦手だったりすることがあります。

2 知的障がいの特徴と困難さの理解

読字・書字・算数などの習得



柔軟に考え、物事に対処すること



コミュニケーションや相手の意図を正確に理解すること



食事や身支度など、身の回りのことの自立



6

知的障がいのある方に見られる特徴をいくつか紹介します。

学習技能については、学齢期の子供や成人では、年齢相応に期待される読字・書字・算数などの学習技能の習得が難しく、支援が必要な場合が多くあります。

繰り返し取り組めば身に付けることができますが、学んだことを、実際の生活の場面の中で生かすことが難しかったり、時間が経つと忘れてしまうといった特徴があります。

また、抽象的思考や実行機能、短期記憶の苦手さがあり、計画を立てたり、優先順位をつけることが難しいことがあります。

そのため、いくつかのことを同時に行うことが難しかったり、いつもと違う出来事があると、どうしたら良いかが分からず、うまく対応できないなどの様子も見られます。

コミュニケーション面では、抽象的な言葉や難しい言葉を理解することが苦手だったり、同時にいくつものことを言われたりすると、理解できないことがあります。

そのため、分からなくても「はい」と言ったり、「いや」となかなか言えなかったりすることや、たくさん話を話したくても、途中で忘れてしまったり、文章がうまくまとまらず、思っていることをうまく伝えられなかったりすることがあります。

また、細かい手先を使った作業の遂行や持続が難しく、同年代と比べて、食事や身支度など、身の回りのことの自立に時間が掛かることがあります。複雑な日常生活上の課題には支援が必要であったり、自立するには長期的な支援が必要であったりする場合があります。

3 年代別で起こりやすいこと



こちらは、知的障がいのある方に起こりやすいことを、年代別で示しています。

小さい頃は特徴が目立たなくても、年齢が上がり、自分でやらないといけな
いことが増えると、困りごとが増えて、本人や周りが気付くことがあります。

一見、障がいを感じさせない方もいますが、複雑な会話が苦手であったり、
考えるのに少し時間が掛かったり、状況を判断して予想や計画を立てることが
難しいという方もいます。

知的障がいのある方は、日常生活や学校生活の中で、「分からない」経験や
「どうしたらいいの?」と困る場面、「精一杯やっているのにまた怒られた」
などの経験から、自信を持てず、スライドに示したような気持ちになりやすい
とされています。

本人や周りの人が特徴を理解すること、そして困りごとに対して特徴に合わ
せた工夫をしていくことで、より生活しやすくなる可能性があります。

4 分かりやすく伝える工夫

ア 「視覚的な情報」で伝える

【困難さ】

- 目に見えないものや抽象的な概念を理解することが難しい。



【関わり方のポイント】

- イラストやカード、写真など、視覚的な情報を活用しながら、分かりやすく伝える。
- タブレットにイラストやカードを取り込み、説明と合わせて提示する。



8

では、特徴と困難さを踏まえ、知的障がいのある子供に「分かりやすく伝える工夫」について説明します。

始めに、「『視覚的な情報』で伝える」です。

知的障がいのある子供は、目に見えないものや抽象的な概念を理解することが困難な傾向にあります。

そのような時は、イラストやカード、写真など、視覚的な情報を見せながら説明することにより、分かりやすく伝えることができます。

市販されているイラストやカードを使用したり、子供が日頃使っているおもちゃや食器などを写真に撮って利用したりすることも効果的です。

また、最近はＩＣＴ機器も普及し、身近に活用できる状況にあります。タブレット端末で写真を撮ったり、イラストやカードを取り込んだりする方法もあるので、子供の実態に合った方法を工夫することが大切になります。

イ 本人の理解度に合わせて具体的に伝える

【困難さ】

- 抽象的な言葉や難しい言葉を理解することが苦手。



【関わり方のポイント】

- 言葉の理解の状況について確認する。
- 本人が知っている言葉を使って説明したり、曖昧な表現は避け、具体的に伝える。ときには手本を示したりする。

9

次に、「本人の理解度に合わせて具体的に伝える」です。

知的障がいのある子供は、「これ」や「あれ」、「ちょっと」など、抽象的な表現を理解したり、難しい言葉を理解したりすることが苦手です。

学校でよく使う「ちゃんと座りましょう」や「早くしてください」といった指示も、教員が言う「ちゃんと」がどのような姿なのか、どのように早くすると良いのかが分からないと力の発揮につながりにくい面があります。

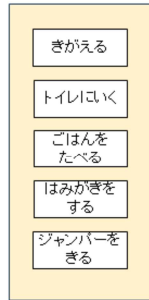
例えば「何分までに終わらせましょう」と伝えたり「背筋を伸ばして、膝に手を置いて座りましょう」と伝えたりするなど、曖昧な表現は避け、具体的に分かりやすい伝え方に変換します。また、本人の理解度に応じて、プリントや教科書には平仮名で振り仮名を振るなど、情報を伝わりやすくする工夫も大切です。

人の話をすぐに理解するというのは障がいの有無を問わず難しいものです。どこまで理解できているのか確認しながら、本人が知っている言葉を使って説明したり、ときには手本を示したりするなど、具体的に伝えることが大切です。

ウ 一度にたくさん伝えない

【困難さ】

- 内容が抜け落ちてしまったり、忘れてしまったりする。



【関わり方のポイント】

- 本人の理解度に応じて、一つひとつ伝える。
- 必要に応じてやることを具体的にメモに書いて伝えたり、渡したりする。

10

次に、「一度にたくさん伝えない」ことについてです。

一度に複数のことを伝えようとすると、いくつか内容が抜け落ちて伝わらないことがあります。そのため、伝えたことを忘れてしまったり、一つしか実行していなかったりすることがありますが、これは、意欲がなかったり、反抗しているわけではありません。

「〇〇をして、その次に〇〇をして、終わったら〇〇をしてください」ではなく、「〇〇をしてください」と短く伝え、一つのことが終わってから次のことを伝えるなど、本人の理解度に応じて、一つひとつ伝えたり、必要に応じてやることを具体的にメモに書いて渡したりすることが大切です。

知的障がいのある子供に説明がうまく伝わらない時は、「複数の指示や複雑な説明になっていないか」を確認するようにします。

演習

❖ 例えば、こんな時、どのような関わり方の工夫が考えられるでしょうか…



「心のバリアフリー つながるやさしさ ハートシティ東京」東京都保健福祉局

11

それでは、ここからは、知的障がいの特性を踏まえて、具体的な関わり方の工夫を考えてみましょう。

（次のスライド【演習シート】をA5又はA4サイズで配付しておく。）

こちらのスライドは、東京都保健福祉局のWebページに掲載されている、知的障がいの特性を紹介するページを参考に作成したものです。知的障がいの特性についていくつか例を挙げましたが、実際の生活場面では、スライドのような困難さを感じる場面があるのではないのでしょうか。

このスライドのような困難さを抱えている知的障がいのある子供がいた場合、皆さんは、どのような関わり方の工夫を行うのでしょうか。

関わり方の工夫を考えてみましょう。

＜演習の進め方の例＞

① 個人思考（5分）

- ・ 3つの例について、考えた対応を記入します。

② 交流（10分）

- ・ 受講者同士や指導教諭と交流しましょう。
- ・ 順番に①を発表し、他にも考えられる対応について意見交流しましょう。

☆ 指導教諭は、受講者が具体的にイメージして考えることができるよう、日常の指導の中で自身が行っている関わりや他の教員の対応を思い出し、振り返るよう促す。

☆ 指導教諭は、受講者が対応について理解できるよう、交流の場面で、経験談や実践などの実際に行っている対応や工夫について説明する。

【演習シート】

①



分からずに「はい」と
言ってしまう

②



頼まれたことを
忘れてしまう

③



案内板などの意味を
理解することが難しい

(時間経過後、説明する。)

例えば、①の場合は、本人のできることに目を向けて課題を設定することで自信を持って取り組めるかもしれません。また、視覚的な情報やモデルを見せて、意思を確認するなどにより、課題の内容を理解したり、見通しを持つことができるのではないのでしょうか。

②の場合は、言葉だけではなく、やることをメモに書いて伝えたり、ひとつひとつ指示を出すと分かりやすくなるかもしれません。

③の場合は、漢字に振り仮名があると、書かれている内容を理解して行動できるかもしれません。

知的障がいのある子供に関わる際は、本人の行動観察や各種の発達検査、保護者などへの聞き取りから、その子供の発達像を捉えとともに、どのような支援があると分かりやすいのか、本人が力を発揮できるかを考えながら関わる事が大切です。

これで、「知的障がいの特性と基本的な対応」の研修を終わります。

実態把握 ～知的障がい～



研修動画は
二次元コードを読み
又は、説明原稿を参照

1

※ 研修動画は、こちらをブラウザに貼り付けるとアクセスできます。
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=1187

これから、知的障がいのある子供の「実態把握」についての研修を始めます。
この研修は、知的障がいのある子供の实態把握の内容について理解するとともに、演習を通して、子供の实態を整理し、把握する技能を身に付けることをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明10分、演習20分）

1 子供の理解の進め方

主観的な理解

- ・多くの教師の多面的な観察
- ・子供のよさを見いだす

客観的な理解

- ・検査等の資料を基に判断
- ・より正確に子供を理解

共感的な理解

- ・内面的な要素を重視
- ・心の動きを受け止める

情報の収集と活用のポイント

- 継続的に情報を収集する。
- 収集した情報を整理する。
- 検査や調査の結果のみで判断することなく、子供を見つめ、総合的に判断する。

「特別支援学級担任のハンドブック新訂版」北海道立特別支援教育センター（令和4年3月）

2

特別支援教育は、子供一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を行うものであり、そのためには子供の理解が欠かせません。

子供の理解のためには、学校生活のどのような場面でどのような行動が見られるのか、「障がい」として理解するのではなく、日常の行動観察から、個々の子供の「特性」として理解し、対応を工夫する必要があります。

そのためには、主観的な理解から客観的な理解へ、更に共感的な理解へと段階を進めていくことが求められます。

「主観的理解」とは、子供と触れ合ったり、観察したりして、教員があらまに思ったことや感じたことを基に理解することです。

例えば、「挨拶や返事をする礼儀正しい子供」、「一方的に話をしてしまう子供」、「できないことがあっても繰り返し頑張る子供」などと理解することです。

「客観的理解」とは、保護者からの情報（生育歴、相談歴、行動の特徴等）、医療等からの情報（障がいの状況、治療内容等）、心理検査の情報から理解を図ることです。

そして「共感的理解」とは、子供の行為を結果だけで捉えるのではなく、なぜそのような行動を取ったのか、子供の立場になって原因を探って理解することです。

例えば、表情から、「本当はしたくないのにやっているな」、「友達を叩いたのはおもちゃが欲しかったからかな」と子供の心情を想像して、読み取ることが求められます。

情報の収集と活用のポイントにも示しているとおり、子供を理解する際には教員一人の思い込みにならないように、あるいは検査や調査の結果のみで判断することがないように、複数の教員で様々な視点から情報収集し、多面的・総合的に子供を理解することが大切です。

2 指導や支援に向けた情報収集

医学的な情報

- 既往歴や診断の有無
- 健康状態
- 服薬や発作の有無 等
- 検査結果 等

心理学的な情報

- 知的発達の状態
- 社会性の発達の状態
- 検査等の結果 等

保護者からの情報

- 成育歴や教育歴
- 家庭環境
- 生活習慣
- 保護者の願い 等

教育的な情報

- 学習の状況
- 興味・関心
- 社会性、コミュニケーション
- 指導上の配慮事項 等



「特別支援学級担任のハンドブック新訂版」北海道立特別支援教育センター（令和4年3月）

3

障がいの特性を踏まえ、子供に対して適切に支援するためには、実態把握が大切です。

実態把握における情報収集には、スライドの4つの観点が挙げられます。

「医学的な情報」や「保護者からの情報」、「心理学的な情報」については、関係機関や専門機関、保護者との連携により得ることができます。

これらの情報を総合して実態を把握することが理想ですが、実際は、難しい場合も多いと思います。

ただ、どの学校でも、「教育的な情報」については、学級担任や教科担任から、学習の状況や興味・関心、指導上の配慮事項等の情報を得て、校内で情報を共有することができます。

また、校内において、教員同士で情報を共有することで、本人の障がいの状態をよりの確に把握することにつながります。

3 実態把握をする際のポイント

子供のよさを捉える

- ・得意なこと、興味・関心のあること
- ・は何か
- ・その子らしさ、持ち味は何か



生かす
伸ばす

子供の課題を捉える

- ・できそうなことは何か
- ・どのようにしたらできそうか
- ・困難なことなどは何か
- ・その原因は何か



応じる
改善する



課題の背景要因に
目を向けましょう



4

実態把握においては、子供のよさと課題の両面を把握することが大切です。

子供一人一人の持てる力を高めるために、まず、その子供のよさは何か、どのように生かし、伸ばしていくか、課題については、どのように改善していくか把握するようにします。

子供の行動を把握し分析する際には、なぜそのような行動や言動が生じているのかという背景要因に着目することも大切です。

例えば、友達のことを叩いてしまう子供がいた場合、行動のみに着目すると友達を叩かないことが目標となるが、上手く友達を呼んだり気持ちを伝えたりできないから叩いてしまうという背景が理解されていると、指導目標も変わり得るということです。

実態把握は、学級担任が見取るだけでなく、可能であれば本人から話を聞いたり、保護者や他の教員から情報を集めたりするなど、様々な方法で行うことができます。

個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した引継ぎにより、情報を得ることもできます。

4 教育的側面からの知的障がいの状態の把握①

発達の状態等に関すること

- ・ 身辺自立（食事、排せつ、着替え 等）
- ・ 社会生活能力（買い物、公共機関の利用 等）
- ・ 社会性（社会的ルールの理解、集団行動 等）
- ・ 学習技能（読字、書字、計算、推論 等）
- ・ 運動機能（協調運動、持久力 等）
- ・ 意思の伝達能力と手段（言語の理解と表出の状況と手段 等）

「障害のある子供の教育支援の手引」文部科学省（令和3年6月）

5

実態把握の方法や内容は様々なものがありますが、ここでは、「障害のある子供の教育支援の手引」から、教育的な情報を収集するための実態把握の項目を示しています。

なお、この手引には、知的障がい以外の障がいについても、実態把握の項目が掲載されていますので、必要に応じて参考にしてください。

知的障がいのある子供は、知的機能の発達の遅れから、他者との意思疎通が困難であり、日常生活を送るために支援を必要としています。

知的障がいのある子供の発達の状態を把握する上では、食事や排せつなどの身辺自立、買い物や公共機関の利用などの社会生活能力、集団行動などの社会性、学習や運動の力、言葉の理解や表出などのコミュニケーションの状況について把握します。

行動観察によって適応行動の困難さを把握する場合は、同年齢の子供と遊んだり、一緒に行動したりすることができるかどうか、その年齢段階において標準的に要求される身辺処理ができるかなどを把握するようにします。

4 教育的側面からの知的障がいの状態の把握②

本人の障がいの状態等に関すること

- ・ 学習意欲、学習に対する取組の姿勢や学習内容の習得
 - * 学習の態度（着席行動、姿勢保持）が身に付いているか。
 - * 学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。
 - * 学習や課題に対する理解力や集中力があるか。
 - * 読み・書き・計算などの学習の習得の状況はどうか。
- ・ 自立への意欲
 - * 自分で周囲の状況を把握して、行動しようとするか。
 - * 周囲の状況を判断して、自分自身で安全管理や危機回避ができるか。
 - * 自分でできることを、他者に依存していないか。
 - * 周囲の支援を活用して、自分のやりたいことを実現しようとするか。

「障害のある子供の教育支援の手引」文部科学省（令和3年6月）

6

本人の知的障がいの状態の把握に当たっては、学習等の課題に対する取組の様子や、主体的に行動しようとしているかなどの姿勢や態度について把握します。

・ 対人関係

- * 実用的なコミュニケーションが可能であるか。
- * 協調性があり、友達と仲良くできるか。
- * 集団に積極的に参加することができるか。
- * 集団生活の中で、一定の役割を果たすことができるか。
- * 自分の意思を十分表現することができるか。

・ 身体の動き

- * 粗大運動が円滑にできているか。
- * 微細運動が円滑にできているか。
- * 目と手の協応動作が円滑にできているか。

・ 自己の理解

- * 学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲をもっているか。
- * 自分のできないこと・できることについての認識をもっているか。
- * 自分のできないことに関して、教師や友達の支援を適切に求めることができるか。

「障害のある子供の教育支援の手引」 文部科学省（令和3年6月） 7

集団生活を送るために必要な力が身に付いているかという点では、遊びの中での友達との関わりや興味・関心、対人関係や身体の動き、自己の理解などの社会性の発達の状況を把握する必要があります。

就学や転学をした子供などの場合、保護者や幼稚園、発達支援センター等と連携し、個別の教育支援計画を活用した引継ぎなどを通じて、対人関係や自己の理解について、それまでの状況を把握することが大切です。

演習

演習用シート	児童生徒のよさ	児童生徒の課題
A 学習生活や学習に対する態度や学習内容の習得の状況 1 学習の態度（態度・行動・姿勢）が身についているか。 2 学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。 3 学習や課題に対する理解力や集中力があるか。 4 読み・書き・計算などの学習の習得の状況はどうか。		
B 自立への意識 1 自分で課題の状況を把握して、行動しようとするか。 2 周囲の状況を判断して、自分自身で安全管理や危険回避ができるか。 3 自分でできることを、他者に依頼していないか。 4 周囲の支援を依頼して、自分のやりたいことを実現しようとするか。		
C 対人関係 1 実態的なコミュニケーションが可能なか。 2 協調性があり、友達と仲良くできるか。 3 集団に積極的に参加することができるか。 4 集団生活の中で、一定の役割を果たすことができるか。 5 自分の意思を十分表現すること		

担当している
 子供の実態について、
 「障害のある子供の教育支援の手引」の
 項目に照らして整理してみましょう！

それでは、ここからは演習を行います。

演習シートと、個別の指導計画など、子供の実態に関する情報が記載されている資料を準備してください。

この演習では、「障害のある子供の教育支援の手引」に示されている実態把握の項目を基に、担当している子供の実態について整理し把握します。

演習を通して、子供の課題やよさに目を向けたり、行動や様子を環境の側面（障がいの「社会モデル」）から捉え、実態を整理し、指導や支援に生かせるようにしましょう。

<演習の進め方の例>

- ① 個人思考（10分）
 - ・ 演習シートに記入します。
- ② 交流（10分）
 - ・ 受講者同士や指導教諭と交流しましょう。

☆ 指導教諭は、受講者が、子供の困難さだけでなく、よさに目を向けて捉えることができるよう、問い掛けたり、自身が担当する子供の姿や捉え方を例示したりする。

☆ 指導教諭は、対話を通して、受講者が自身の考えを振り返ったり整理したりできるよう促し、研修後の実態把握や指導・支援に生かすことができるようにする。

〔受講者への問いの例〕

- ・ 子供の得意なことや興味・関心のあること、持ち味は何か。
- ・ 子供ができそうなことは何か。
- ・ 子供が一人では難しいが、支援や励ましを受けながら、取り組もうとすることは何か。それは、どのようにするとできそうか。
- ・ 子供にとって困難なことには、どのようなことがあるか。それは、どのような原因が背景にあると考えられるか。

（時間経過後）

これで、知的障がいのある子供の実態把握についての研修を終わります。

Ⅰ－３ 実態把握 【演習用シート】

実態把握の項目	子供のよさ ・得意なこと、興味・関心のあること ・その子らしさ、持ち味	子供の課題 ・できそうなことは何か ・どのようにしたらできそうか ・困難なことなどは何か ・その原因は何か
A 学習意欲や学習に対する取組の姿勢や学習内容の習得の状況		
1 学習の態度（着席行動、姿勢保持）が身に付いているか。 2 学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。 3 学習や課題に対する理解力や集中力があるか。 4 読み・書き・計算などの学習の習得の状況はどうか。		
B 自立への意欲		
1 自分で周囲の状況を把握して、行動しようとするか。 2 周囲の状況を判断して、自分自身で安全管理や危険回避ができるか。 3 自分でできることを、他者に依存していないか。 4 周囲の支援を活用して、自分のやりたいことを実現しようとするか。		
C 対人関係		
1 実用的なコミュニケーションが可能であるか。 2 協調性があり、友達と仲良くできるか。 3 集団に積極的に参加することができるか。 4 集団生活の中で、一定の役割を果たすことができるか。 5 自分の意思を十分表現することができるか。		

D 身体の動き		
1 粗大運動が円滑にできているか。		
2 微細運動が円滑にできているか。		
3 目と手の協応動作が円滑にできているか。		
E 自己の理解		
1 学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲をもっているか。		
2 自分のできないこと・できることについての認識をもっているか。		
3 自分のできないことに関して、教師や友達の支援を適切に求めることができるか。		

自立活動の指導の基本 ～知的障がい～



研修動画は
二次元コードを読み
又は、説明原稿を参照

1

※ 研修動画は、こちらをブラウザに貼り付けるとアクセスできます。
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=1187

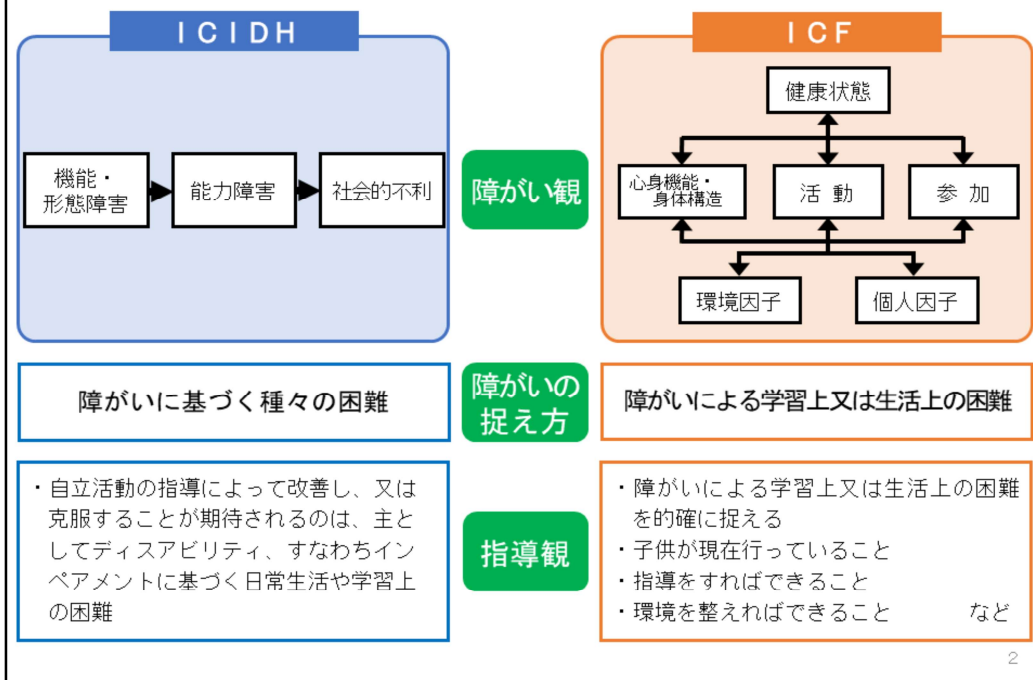
これから、「自立活動の指導の基本」の研修を始めます。

この研修では、知的障がいの状態に応じた自立活動についての説明や、指導内容を整理する演習を通して、自立活動の指導について理解することをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明20分、演習20分）

1 障がいの捉え方



はじめに、障がいの捉え方について確認します。

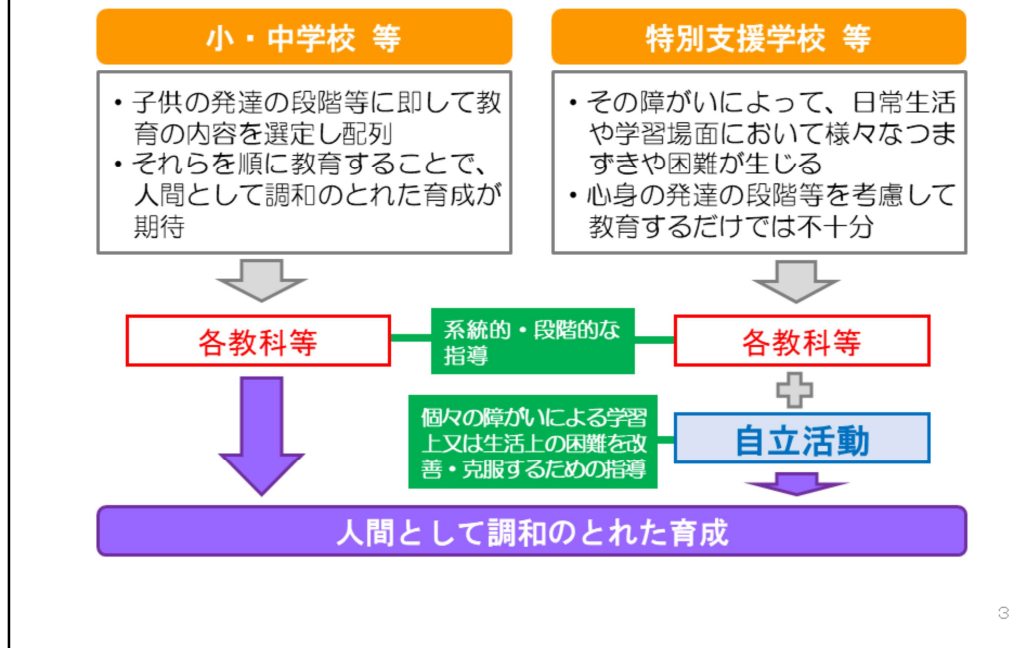
左側のICIDHは、WHOがICF（国際生活機能分類）を採択する前の障がいの捉え方を示したものであり、図からも分かるように、一方向のみの矢印となっています。

一方、右側は、本プログラムの「I-1 障がいの理解」でも説明した、ICFの図で、「生活機能」と「障がい」の状態は、「健康状態」や「環境因子」等と相互に影響し合うものとされています。

障がいを、疾病等に基づく一方向な見方で捉え、その子供の苦手な課題ばかりに迫り、その課題を解決できなければ、活動することも社会に参加することもできないものと捉えるのではなく、生活機能に支障がある状態として捉えることが大切です。

そして、障がいを周囲の環境や個人の性格等も含めた総合的な捉え方で見ることにより、「本人が頑張るところと、環境により支えるところを、バランスよく捉える」という視点を持つことが大切です。

2 自立活動の意義



次に、「自立活動の意義」についてです。

そもそも、自立活動とは何かについて確認しましょう。

小・中学校等の教育は、子供の生活年齢に即して系統的・段階的に進められています。

そして、その教育の内容は、子供の発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育することにより人間として調和のとれた育成が期待されています。

しかし、障がいのある子供の場合は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中学校等の子供と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。

そこで、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。

このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、人間として調和のとれた育成を目指しています。

3 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって**心身の調和的発達**の基盤を培う。

自立活動で基盤を
培わないと、各教科等の
資質・能力が
積み上がらない

各教科等において育まれる資質・能力

知識及び技能

思考力、判断力、
表現力等

学びに向かう力、
人間性等

支える役割

自立活動の指導

人間としての基本的な行動を遂行
するために必要な要素

障害による学習上又は生活上の困難
を改善・克服するために必要な要素

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」文部科学省（平成29年4月）
「平成29年度徳島県特別支援学校教育課程研究集会『自立活動について』」
徳島県立総合教育センター

4

こちらは、自立活動の目標です。

「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」とあります。

注意しなければならないのは、「心身の調和的発達の基盤を培う」であって、「心身の調和的発達を培う」ではないことです。

そのことを分かりやすく示したのが、下の図になります。自立活動と教科等はこのような関係性になっています。

つまり、自立活動で基盤を培っていかないと、各教科等の資質・能力が積み上がっていきません。

また逆に、「自立活動だけしていれば良いのではないか」という声も耳にしますが、基盤を培う自立活動を行っても、その上に教科等を積み上げていかなければ、「心身の調和的発達の基盤を培う」ことができません。

4 自立活動の内容

自立活動の内容（6区分27項目）

人間としての基本的な行動
を遂行するために必要な要素

障がいによる学習上又は生
活上の困難を改善・克服する
ために必要な要素

- 1 健康の保持
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション

- 個々の児童生徒の障がいの状態や発達の程度等に応じて選定されるもの
- 自立活動の内容は、個々の児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素

自立活動の内容から必要な項目を選定し、関連付けて
具体的な指導内容を設定

「特別支援学校教育要領、学習指導要領解説 自立活動編」（文部科学省）

5

次に、自立活動の内容についてです。

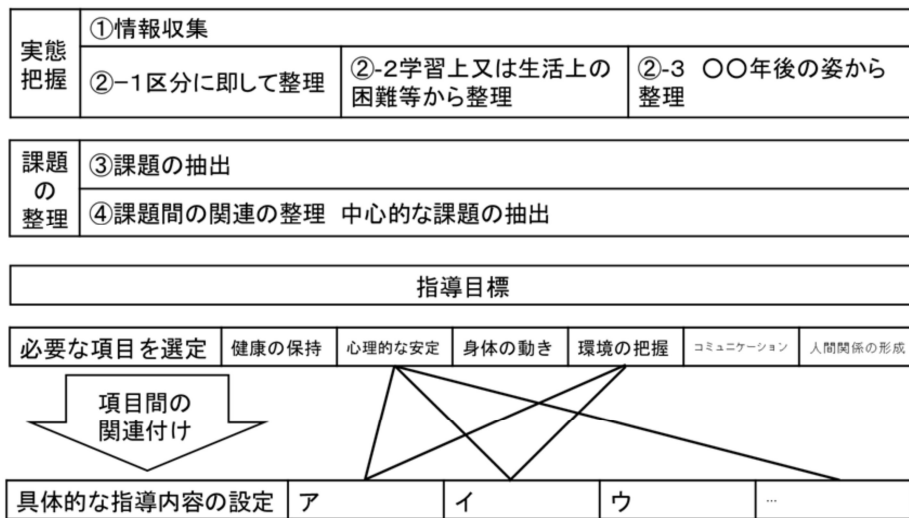
各教科等の「内容」は、全ての子供に対して確実に指導しなければならない内容です。

これに対して、自立活動の「内容」は、その全てを取り扱うものではなく、個々の子供の実態に応じて、必要な項目を選定して取り扱うものです。

自立活動の「内容」は、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成しており、それらの代表的な要素である27項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の6つの区分に分類・整理したものとなります。

自立活動の「内容」は、個々の子供に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものですので、個々の子供に設定される具体的な指導内容は、実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）を達成するために、自立活動の内容の6区分27項目から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定する必要があります。

5 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ



「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」文部科学省（平成29年4月）

6

学習指導要領には、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）が示されています。

実態把握は、情報収集したものを、3つの段階で整理します。

実態から得られた課題から中心的な課題を抽出します。

そして、指導目標を明確にし、自立活動の内容である6区分27項目を関連付けながら具体的な指導内容を選定していくものです。

ポイントは、自立活動は何でもやっていいというわけではなく、自立活動の内容に即して課題を整理し、自立活動の内容を関連付けながら指導することが大切であるということです。

6 知的障がいのある子供の自立活動の必要性

○ 知的障がいに随伴するもの

全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒、行動等の特定の分野に、**顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障がいに随伴して見られる。**

<知的障がいに随伴するものの例>

- ・言語理解の程度に比較して、表出言語が極めて少ない。
- ・全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟である。
- ・心理状態が不安定になり、パニックになりやすい。
- ・極めて動きが多く、注意集中が困難である。など

NISE学びラボ「知的障害教育における自立活動の指導」国立特別支援教育総合研究所

7

具体的な指導方法に触れる前に、ここまで説明してきた、知的障がいのある子供の状態やその特性から、自立活動の必要性について説明します。

知的障がいのある子供においては、知的障がいに随伴して、言語、運動、動作、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態像が見られます。

例えば、言語理解の程度に比較して、表出言語が極めて少ないことや全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟なこと、また、心理状態が不安定になり、パニックになりやすいこと、極めて動きが多く、注意集中が困難なこと等があげられます。

＜知的障がいに伴うものの例＞

- 言語理解の程度に比較して、表出言語が極めて少ない。
- 全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟である。
- 心理状態が不安定になり、パニックになりやすい。
- 極めて動きが多く、注意集中が困難である。など



知的発達の遅れや適応行動
に応じた各教科等の指導

知的障がい特別支援学校の
教科（国語、算数等）

障がいの状態による困難の
改善等を図るための指導

自立活動

NISE学びラボ「知的障害教育における自立活動の指導」国立特別支援教育総合研究所

8

このスライドの図は、知的障がいのある子供の自立活動の必要性について示したものです。

知的障がいに伴って、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態がある場合、知的発達の遅れや適応行動に応じた各教科等の指導だけでは改善を図ることは難しいと考えられます。

そこで、個々の子供の障がいの状態による困難の改善等を図るための指導の形態である「自立活動」を行うことにより、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態に対応するとともに、人間として調和のとれた育成を目指すことが必要となるのです。

7 知的障がいのある生徒の指導事例

高等部第1学年生徒（Gさん）
「学校生活全般で伝える力を高める指導」

障がいの状態等

- ・学校では、特定の友達や学級担任とコミュニケーションをとることができ、困った時は学級担任に相談することができる。
- ・その反面、学級担任以外の教員に対しては、困った時に、自分から援助を依頼することができなかったり、どのように伝えたらよいか分からず固まってしまうことがある。

令和5年度特別支援教育教育課程改善の手引（北海道教育委員会）令和5年12月

9

ここからは、自立活動の指導事例を説明します。

この事例は、知的障がい特別支援学校の職業学科における、各教科等を合わせた指導の中で実施する自立活動の指導についてです。

生徒Gさんは、高等部第1学年に在籍しています。

学校では、特定の友達や学級担任とはコミュニケーションをとることができ、困った時は学級担任に相談することができる反面、学級担任以外の教員に対しては、困った時に、自分から援助を依頼することができなかったり、どのように伝えたらよいか分からず固まってしまうことがあります。

目標	困った時に周囲の人に援助を依頼することができる。			
自立活動の内容	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	コミュニケーション
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	(3) 自己の理解と行動の調整に関すること	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること
指導内容	① 困った時に、援助を依頼し、課題を解決できたという経験を積み重ね、人との関わりに自信を持つ。 ② 状況に応じて、伝える相手を判断する。 ③ 文例を参考に、困ったことを他者に分かりやすく伝える。			
	令和5年度特別支援教育教育課程改善の手引（北海道教育委員会）令和5年12月			

Gさんは、高等部卒業後の進路について、一般企業への就労を希望しています。

一つ前のスライドにあったGさんの状態や、Gさんの将来の働く生活を考え、「困った時に周囲の人に援助を依頼することができる。」という指導目標を設定しました。

この指導目標を達成するために、自立活動の内容から、「心理的な安定」の(3)、「人間関係の形成」の(3)など、4つの項目を関連付けて指導内容を設定しました。

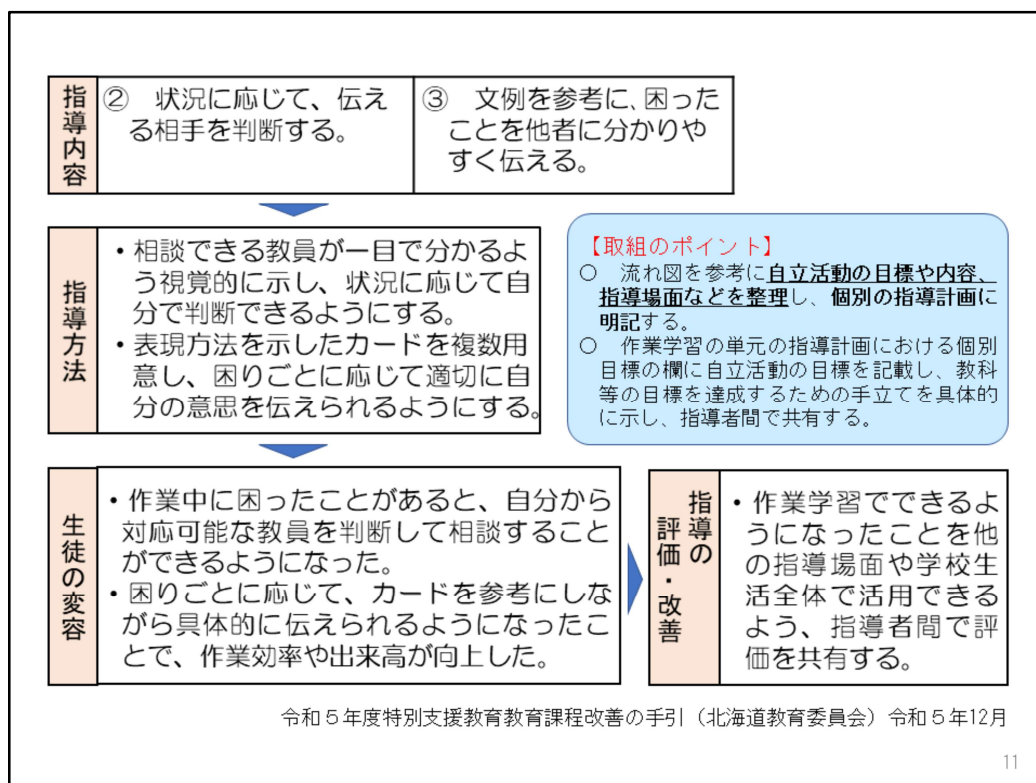
具体的な指導内容は、3点設定しています。

1点目は、困ったことを相手に伝えることにより、課題が解決されたり、効率的に活動を進めたりできる経験を積み重ね、自分から伝えようとする意欲を育てることをねらい、「① 困った時に援助を依頼し、課題を解決できたという経験を積み重ね、人との関わりに自信を持つ。」という指導内容を設定しました。

2点目は、将来の生活や仕事の場面を想定すると、常にコミュニケーションしやすい相手が近くにいるとは限らず、状況によっては他の人に伝えなければならないことも想定されるため、「② 状況に応じて、伝える相手を判断する。」という指導内容を設定しました。

3点目は、困っていることを具体的に伝えられるようになる必要があるため、「③ 文例を参考に、困ったことを他者に分かりやすく伝える。」という指導内容を設定しました。

次のスライドでは、主に具体的な指導内容の②と③について説明します。



Gさんへの作業学習での指導方法を例示しています。

Gさんは、作業中に分からないことや困ったことがあると、話しやすい特定の教員に相談することが多いですが、その教員が別の作業を担当していたり、他の生徒の対応をしていたりする場合、他の教員に相談できず、作業の手が止まってしまうことが課題となっていました。

そこで、作業学習の前に相談できる教員を3名程度決め、本生徒と確認したり、相談できる教員の顔写真を掲示したりして、状況に応じて相談する教員を自分で選択できるようにしました。

また、困ったことを伝える文例を示したカードを複数用意して作業を行う場所に掲示し、カードの文面を参考に自分の困っていることや、助けてもらいたいことを相手に伝えられるようにするとともに、少しずつ伝えられる教員や場面を広げていくようにしました。

生徒の変容としては、作業中に困ったことがあると、自分から対応可能な教員を判断して相談することができるようになるなど、成果が見られました。

このように、子供の実態に応じ、流れ図を参考にして自立活動の目標や内容を整理し、指導内容を決定していくことが大切です。

また、一つ前のスライドには示していませんが、事例のように作業学習の場面で指導するなど、具体的な指導内容を場面を逃さず指導できるよう、いつ・どこで指導するのか、指導場面を記載し、明確にすることも大切です。

【参考資料】

令和5年度特別支援教育教育課程改善の手引

(北海道教育委員会) 令和5年12月

具体的な指導内容の設定による実践・評価・改善

【事例7・知的障がい・特別支援学校(職業学科)】各教科等を含めた指導と自立活動の関連

○ 高等部第1学年生徒G 「学校生活全般で伝える力を高める指導」

【実施把握】

【指導すべき課題の整理】

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	(3) 自己の理解と行動の調整に関すること	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること		

【具体的な指導内容】

① 困ったときに、援助を依頼し、課題を解決できたという経験を積み重ね、人との関わりに自信をもつ。	② 状況に応じて、伝える相手を判断する。	③ 文例を参考に、困ったことを他者に分かりやすく伝える。
--	----------------------	------------------------------



各教科等を含めた指導と自立活動の関連

単位と単元計画との関連

② 状況に応じて、伝える相手を ③ 文例を参考にしながら、自分の考えを相手に分かりやすく伝える。

【主な指導場面】

日常生活の指導 作業学習 作業学習

●作業学習の単元計画

◆単元目標 個別の指導計画に、指導場面を記載する欄を設け、中心的な指導場面を明確にします。

◆個人目標 単元計画の個人目標に自立活動との関連を明記し、指導者間で共有することにより、指導の充実を図るとともに、授業のねらいの達成や困難さの改善・克服につなげます。

実態	目標	手立て	自立活動の目標
・細かな作業が丁寧である。 ・分からないことを聞けず手が止まってしまう。	・分からないことを自分から聞くことができる。	・表現方法の例を示したカードを用意し、作業場所に置く。	・気持ちや考えを周囲の人に自分から伝えることができる。

12

特別支援学校の自立活動の指導の事例については、令和5年度特別支援教育教育課程改善の手引の第3章に掲載していますので、参考にしてください。

演習

演習シート				
目標				
自立活動の内容				
指導内容				
指導場面				

担当している子供の個別の指導計画を基に、自立活動の指導内容や指導場面などを整理してみましょう！

13

それでは、ここからは演習を行います。

演習シートと担当している子供の個別の指導計画を準備してください。

この演習では、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）を、指導事例を基に簡略化したものを用いて、担当している子供の自立活動の指導内容や指導場面などを整理していきます。

＜演習の進め方の例＞

- ① 個人思考（10分）
 - ・ 演習シートに記入します。
- ② 交流（10分）
 - ・ 受講者同士や指導教諭と交流しましょう。

☆ 指導教諭は、子供の困難さの背景にある障がいの特性等に注目させ、どのような指導があれば、学習上又は生活上の困難さが改善するかとの問いや、自立活動の指導によりどのようなことが身に付くのか、身に付いたことが各教科等の学習や日常生活の中でどのように生かされるのかなどの問いを立て、受講者が、自立活動について理解を深められるようにする。

☆ また、指導教諭は、自身が担当する子供を例示したりする。

〔受講者への問いの例〕

- ・ 子供に、自立活動の指導によりどのようなことが身に付くのか。
- ・ 子供に身に付いたことは、各教科等の学習や日常生活の中でどのように生かされるのか。
- ・ 演習シートに記載した具体的な指導内容と指導場面を踏まえ、実際にどのように指導するか。

（時間経過後）

これで、「自立活動の指導の基本」の研修を終わります。

Ⅰ－４ 自立活動の指導の基本 【演習シート】

目標	
----	--

自立活動の内容				

● ● ● ● ●

指導内容			
------	--	--	--

指導場面			
------	--	--	--

個別の指導計画



研修動画は
二次元コードを読み
又は、説明原稿を参照

1

※ 研修動画は、こちらをブラウザに貼り付けるとアクセスできます。
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=1187

これから、「個別の指導計画」の研修を始めます。
この研修では、個別の指導計画の目的や、作成、活用の留意点とともに、自校の個別の指導計画の作成・評価等の進め方について理解することをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明10分、演習20分）

1 個別の指導計画とは

子供一人一人の具体的な指導目標や指導内容、方法等を明らかにした計画

○ 個別の指導計画の役割

児童生徒個々の個性や能力を最大限に生かし、伸ばすという教育観に立ち、一人一人の「生きる力」を育てるきめ細かい指導の基盤となるもの

○ 指導を最適化する

一人一人の障がいの状態や発達の段階等に応じて指導を具体化する「個別化」と、個々の個性を生かす、伸ばすという「個性化」の観点から、個々の指導を最適なものへと充実させていく営み

2

まず、個別の指導計画とは何かを説明して、次のスライドから、作成の根拠や留意する点などについて説明します。

個別の指導計画とは、一人一人の指導目標や指導内容、方法等を明らかにするもので、きめ細かい指導を行うための基盤となるものです。

障がいのある子供は、障がいの状態や発達の段階、特性等が一人一人異なっていて多様であり、障がい名が同じでも、育ってきた環境や発達の段階は一人一人違います。

そのため、実態に即した指導となるよう、指導を評価し、改善を図り続ける必要があります。

一度考えた指導目標や内容、方法は、指導の効果や子供の成長などから、実態に合わないものになっていくことがあります。

個別の指導計画を作成することで、教員自身がそれに気付き、指導を最適化していくことができます。

2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の性格

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
中央教育審議会初等中等教育分科会(平成30年) 3

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の性格の違いについて、整理します。

個別の教育支援計画は、子供の障がいの状態や、障がいに基づく教育的ニーズ、本人・保護者の意見などを基に、どのように指導や支援を行うか、医療や福祉機関などとも連携を図り、卒業後の生活の様子まで見通した長期的視点に立ち、「一貫」して的確な教育的支援を行うために作成するものです。

一方、個別の指導計画は、学校において障がいのある子供に指導や支援を行う際、その時間、どのような目標を掲げ、いつ、どこで、誰が、何を、どのように指導するかを、できるだけ具体的に設定し、指導の結果についても、何がどの程度できるようになったか明らかにするために作成するものであり、二つの計画の性格は異なります。

3 個別の指導計画の作成

各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。

次の事項とは…

- (ア) 児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、**基礎的・基本的な事項に重点を置くこと**。
- (イ) 児童又は生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの児童又は生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、**指導方法や指導体制の工夫改善**に努めること。（後略）

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」文部科学省（平成29年4月）

4

スライド上段は、個別の指導計画を作成する根拠です。

学習指導要領には、各教科等の指導に当たって、個別の指導計画を作成することと示されています。

一つ、言葉の確認をします。

「各教科等」とは、何のことでしょうか？

「各教科等」は、教育課程によって取り扱うものが異なる場合がありますが、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のことです。

それら各教科等の指導に当たっては、子供の障がいの状態や発達の段階、学習の進度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くことや、学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制の工夫改善をすることに配慮しながら、個別の指導計画を作成する必要があります。

障がいの状態の重度・重複化、多様化



個別の指導計画は、第1章総則第3節の3の(3)のアを具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）」
文部科学省（平成30年3月）

5

個別の指導計画は、何のために作成するのでしょうか。

特別支援学校の子供の実態は、障がいの状態が重度・重複化するなど、多様化しています。

始めに説明したように、障がい種や診断名は同じでも、障がいの特性や発達の段階等が個々に異なります。

こうした子供の実態に即して、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にし、きめ細やかに指導するために、個別の指導計画を作成します。

4 個別の指導計画作成の効果

- いつ、どこで、何を、どのように指導したらよいのかが明確になる。
- 複数の教員が共通理解し、指導に当たることができる。
- 指導の評価が具体的になり、保護者と共有することができる。
- 指導に対する保護者の理解と協力が得られる。
- 次年度への指導の引継ぎを行うことができる。

6

個別の指導計画作成することで、このような効果が期待されます。

例えば、取組の見通しが持てるため、系統的な指導につながったり、指導内容や方法、手立てを記載している個別の指導計画を、交流及び共同学習などを行う際の共通理解のツールとして使ったりすることができます。

また、個別の指導計画は、目標が記載されているため、何に向かって学習しているのか、今、どの程度まで取組が進んでいるのか、保護者にも分かりやすく伝えることができます。

更に、個別の指導計画の作成や評価等で、保護者と話し合ったり、経過を報告したりすることにより、学校の取組や指導に対して保護者の理解と協力が得られます。

目標を立て、評価を行うため、個別の指導計画自体が引継ぎに役立つ資料となることなどが考えられます。

5 個別の指導計画の作成・活用の留意点①

また、（中略）、教科と自立活動の指導目標や指導内容の設定に至る手続きに違いがあることなどを踏まえると、教師間の共通理解を図り指導の系統性を担保するためには、各学校において個別の指導計画に盛り込むべき事項について整理する必要がある。

各教科

児童生徒一人一人の各教科の習得状況の確認などの実態把握が必要

自立活動

児童生徒の困難さやよさなどの実態把握に基づき、指導すべき課題を整理し、指導目標を明確にして具体的な指導内容を設定

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）」
文部科学省（平成30年3月）

7

個別の指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態を把握し、指導目標や指導内容を設定していきますが、各教科と自立活動でその手続きは異なります。

例えば、各教科において作成する個別の指導計画は、児童生徒一人一人の各教科の習得状況の確認などの実態把握が必要です。

また、自立活動は、各教科のようにその全ての内容を取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に即した指導目標を達成するために必要な項目を選定して取り扱うものであるため、児童生徒の困難さやよさなどの実態把握に基づき、指導すべき課題を整理し、指導目標や指導内容を設定します。

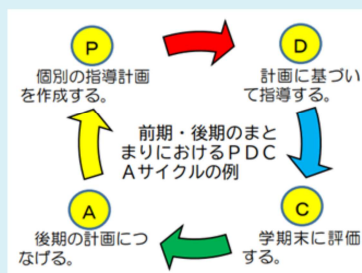
※ 各教科の実態把握については、必要に応じて、「Ⅱ－2 単元の指導計画」を参照してください。

※ 自立活動の実態把握については、同じく、「Ⅰ－3 実態把握」を参照してください。

こうした手続きの違いがあることを踏まえ、各教科において教員間の共通理解を図り指導の系統性を担保するとともに、自立活動においても、個別の指導計画に基づく系統的な指導を展開するために、各学校において、個別の指導計画に盛り込む事項を整理する必要があります。

5 個別の指導計画の作成・活用の留意点②

- 卒業するまでに、各教科等の指導を通してどのような資質・能力を目指すのか、各教科の指導内容の発展性を踏まえ、**指導目標を明確にする。**
- 自立活動の指導について、**なぜその指導目標にしたのか**などを、その設定に至るまでの考え方について、**次の担当者に引き継げるよう工夫する。**
- **計画が適切かどうかは、実際の指導を通して明らかになることから、効果的な指導を行うため、PDCAサイクルで評価・改善すること。**



「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）」
文部科学省（平成30年3月）

「特別支援学級担任のハンドブック（新訂版）北海道立特別支援教育センター（令和4年3月） 8

そのための取組として、個別の指導計画の様式や進め方の工夫などが考えられます。

例えば、各教科等の指導については、子供が卒業するまでにどのような資質・能力の育成を目指すのか、各教科の指導内容の発展性を踏まえ、指導目標を明確にすることができるようにしたり、指導内容を習得し指導目標を達成するために、子供一人一人に対する指導上の配慮事項を付記したりすることが挙げられます。

また、自立活動については、個別の指導計画に基づく系統的な指導を展開するために、個別の指導計画の作成担当者は、なぜその指導目標を設定したのかなど、その設定に至るまでの考え方（指導仮説）について記述し、次の担当者に引き継ぐような工夫が大切です。

後ほど、自校の個別の指導計画を用いた演習を行いますので、その時に、これらのことを踏まえて自校ではどのように工夫しているか、（指導教諭から）説明します。

個別の指導計画は、子供の実態を把握した上で作成されるものですが、子供にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。

そのため、より効果的な指導を行うことができるよう、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善する必要があります。

演習

自校の個別の指導計画を基に、
次のことについて
確認しましょう！

- ・個別の指導計画の様式は、どのようになっているか。
- ・作成から評価・改善の年間の流れは、どのようになっているか。
- ・各教科や自立活動の実態把握、指導目標や指導内容の設定は、どのような手続きで行っているか。
- ・指導目標の設定に至るまでの考え方を次の担当者に引き継ぐことができるよう、どのような工夫をしているか。

9

それでは、ここからは演習を行います。

自校の個別の指導計画を準備してください。（ある場合は、個別の指導計画に作成に関わる自校の資料も準備する。）

この演習では、個別の指導計画の様式、作成・評価等の流れ、実態把握から指導目標や指導内容を設定する進め方などについて指導教諭と確認し、理解することをねらいとしています。

個別の指導計画や関わる資料を基に、スライドに示したことなどについて指導教諭が説明したり、質問を受け付けたりして、受講者が個別の指導計画に基づき、子供への指導や支援ができるようにしましょう。

＜演習の進め方の例＞

- ① 自校の個別の指導計画についての確認（10分）
 - ・スライドに示した内容を基に、指導教諭から説明する。
- ② 質疑（10分）
 - ・受講者から質問する。

☆ 指導教諭は、受講者が、個別の指導計画について理解して指導や支援を行ったり、作成や評価の参考としたりすることができるよう、説明の中で、各教科等の指導目標や指導内容を明確にするための手続きや効果的な指導を行うための評価・改善などについて、学校において定めていることのほか、自身が工夫していることや大切にしていることを説明する。

（時間経過後）

これで、「個別の指導計画」の研修を終わります。

個別の教育支援計画



研修動画は
二次元コードを読み
又は、説明原稿を参照

1

※ 研修動画は、こちらをブラウザに貼り付けるとアクセスできます。
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=1187

これから、「個別の教育支援計画」の研修を始めます。

この研修は、個別の教育支援計画の目的や、作成、活用の留意点とともに、
自校の個別の教育支援計画を基に、担当する子供への支援の内容や引継ぎへの
活用について理解することをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

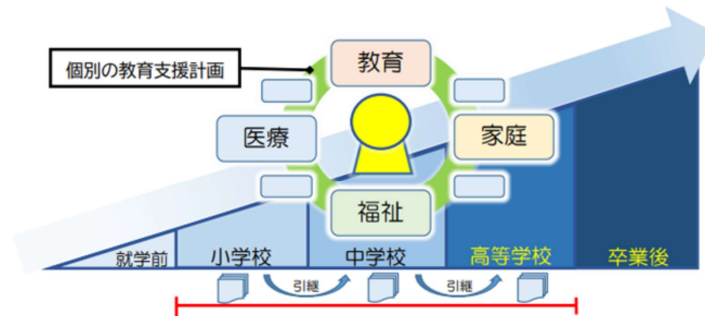
（時間の目安：説明10分、演習20分）

1 個別の教育支援計画とは

○ 一貫した相談支援体制の整備

障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う。

「障害者基本計画」（平成14年12月）



この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」文部科学省（平成29年4月）₂

個別の教育支援計画についてです。

個別の教育支援計画とは、障がいのある子供の発達段階に応じて、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力などの適切な役割分担の下、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行うために作成する個別の支援計画のことで、このうち、子供に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画と言います。

障がいのある子供は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。

子供は、学校だけでなく、家庭で過ごすなど、学校以外にも多くの人と関わっていて、学校での様子がその子供の全てではありません。

また、小学部を卒業して中学部、高等部等と、各ライフステージにおいて、関わる人や機関は広がっていきます。

このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携することができるよう、それぞれの側面から把握した情報や取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが大切です。

個別の教育支援計画を作成し活用することにより、学校内だけでなく、保護者や関係者とも子供の多面的・多角的な情報を共有することができます。

また、情報が蓄積され、関係者で共有できるので、子供の将来を見据えた支援についてよりよく考えていくことができます。

2 個別の教育支援計画の作成

校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

「学校教育法施行規則第134条の2」

家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」文部科学省（平成29年4月）

3

個別の教育支援計画の作成については、学校教育法施行規則及び学習指導要領において、このように示されています。

特に、平成30年の学校教育法施行規則の一部改正により、個別の教育支援計画は、各学校が作成するものであることと、保護者の同意がない場合でも作成する必要があることが明確に示されました。

3 個別の教育支援計画に記載する主な内容



※個別の教育支援計画は、個別の指導計画を作成する(指導内容及び指導方法を定める)際の材料となります。

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」文部科学省（令和2年3月）

4

スライドは、個別の教育支援計画に記載される内容の例です。

- ・ Bさんが、どのような環境で育ってきたのか(困難さの気づきの時期、これまでの支援内容など)
- ・ Bさんは、何が得意で何が好きなのか
- ・ BさんやBさんの保護者は、将来に向けてどんな願いを持っているのかなどがあります。

個別の教育支援計画は、個別の指導計画を作成する、つまり、指導内容や指導方法を定める際の材料となります。

個別の指導計画の作成に当たり、指導内容及び指導方法を検討する際は、医学的な診断や手帳の有無のみに捕らわれることのないように留意し、総合的な見地から判断する必要があります。

〔参考〕個別の教育支援計画の参考様式（文部科学省）

個別の教育支援計画の参考様式 別添1

【プロフィールシート】 本人に関する情報

①氏名	フリガナ	②性別	③生年月日
④国・学校名		⑤学年・級	
⑥学校長名			
⑦学びの場	☐ 通常の学級 ☐ 通級による指導（自校・他校・他園） 障害種別： ☐ 特別支援学級 障害種別： ☐ 特別支援学校 障害種別： ☐ 他の障害		
⑧障害の状況等	診断名	その他の障害	
	手帳の 取得状況	療育（言語・算・算数・社会）	療育
⑨教育歴 （生年月日）	幼稚園等	国名：	
	小学校前期	学校名	
	小学校後期	学校名	
	中学校前期	学校名	
	中学校後期	学校名	
	高等学校前期	学校名	
	高等学校後期	学校名	

【支援シート（本年度の具体的な支援内容等）】

1. 本人に関する情報

①氏名

フリガナ

②性別

③生年月日

④国・学校名

⑤学年・級

⑥学校長名

⑦学びの場

☐ 通常の学級
☐ 通級による指導（自校・他校・他園） 障害種別：
☐ 特別支援学級 障害種別：
☐ 特別支援学校 障害種別：
☐ 他の障害

⑧障害の状況等

診断名

その他の障害

⑨教育歴（生年月日）

幼稚園等

小学校前期

小学校後期

中学校前期

中学校後期

高等学校前期

高等学校後期

2. 支援の目標

① 支援の目標



「個別の教育支援計画の参考様式について」文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（令和3年6月）

5

令和3年6月に文部科学省から個別の教育支援計画の参考様式が示されました。

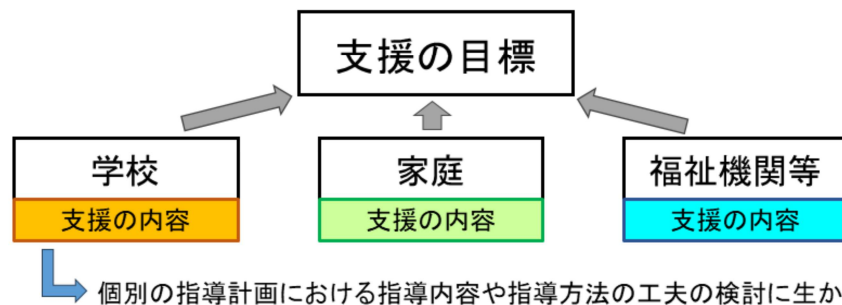
本様式は、これまでの各地方公共団体、学校における取組や学習指導要領等を踏まえ、最低限記載されることが望ましいと考えられる事項を明確化したもので、個別の教育支援計画の電子化を推進するための参考となる資料です。

本様式は、Excelデータで公開されており、プロフィールシートと支援シートに分かれています。

既に、各教育委員会や各学校では、個別の教育支援計画の様式が作成され、活用されていることと思います。

本様式は、現在使用している様式の仕様を妨げるものではありませんが、学校内外でのICTを活用した情報共有が可能となるよう、各学校や地域の実情に応じて項目を追加して活用したり、域内で様式を統一したり、校務支援システムを導入する際の参考とすることが出来ます。

4 支援の内容の整理と役割の明確化



障害のある児童生徒が生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立てたり、支援の内容を整理したりする。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）」
文部科学省（平成30年3月）

6

障がいのある子供には、学校生活や家庭生活、地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うことが重要です。

このことを踏まえ、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、個別の教育支援計画において、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることが大切です。

支援の目標を立てたり、支援の内容を整理する際には、障がいのある子供が生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるかを考えます。

関係者間で個々の子供の実態等を的確に把握したり、共通に理解したりできるようにするためには、国際生活機能分類（ICF）の考え方を参考とすることも有効です。

ICFの考え方については、「I－4 自立活動」で説明していますので、参考にしてください。

また、学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の子供の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として各教科等にわたる個別の指導計画に生かしていくことが重要です。

個別の教育支援計画の活用にあたっては、支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。

【個別的教育支援計画】

- ・引用ぎ内容を踏まえて作成します。
- ・作成して終わりではなく、子供状況を踏まえて適宜見直しを行います。(PDCAサイクル)

作成

※乳幼児保健等の情報も含む

引用

出生 → 乳幼児期 → 小学校 → 中学校 → 高校 → 大学・就職

引用

・個別的教育支援計画に記載されている情報の共有、引用ぎに際しては、事前に保護者の同意を得ておきましょう。

・目的に対して、どこまで達成できたか、今後の課題は何か、きちんと引き継がれることで、8さんに対する継続した支援が可能になります。

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。

7

演習

担当している子供の
個別の教育支援計画を基に、
次のことについて確認しましょう！

- ・本人及び保護者の意向や将来の希望は何か。
- ・学校や関係機関において、実際にどのような支援が必要か。
- ・支援の内容は、個別の指導計画の指導内容や指導方法の工夫に生かされているか。
- ・個別の教育支援計画は、いつ、どのように活用しているか。

8

それでは、ここからは演習を行います。

担当している子供の個別の教育支援計画と個別の指導計画を準備してください。

この演習では、個別の教育支援計画における支援の内容を指導内容や指導方法の工夫に生かすことや、必要な支援を切れ目なく行うため、個別の教育支援計画を活用して引き継ぐことを理解できるようにすることをねらいとしています。

個別の教育支援計画を基に、本人及び保護者の意向や学校における支援の内容について確認し、個別の指導計画における指導方法の工夫や、学級担任間や関係機関等との引継ぎ・情報共有に活用できるようにしましょう。

<演習の進め方の例>

① 個人思考（10分）

- ・スライドに示した内容を基に、個別の教育支援計画や個別の指導計画の該当箇所に印を付けたり、書き出したりする。

② 交流（10分）

- ・受講者同士や指導教諭と交流する。

☆ 指導教諭は、受講者が、個別の教育支援計画について理解を深め、支援の内容を整理したり引き継いだりする参考となるよう、学校で定めていることに加え、指導教諭が自らの実践において大切にしていることなどを説明する。

☆ 指導教諭は、受講者が、作成や保護者との懇談を行う見通しがある場合は、それらを円滑に進められるよう、本人及び保護者の意向の聞き取りや支援の内容の検討を進める際の工夫、気を付けていることなどについて、指導教諭から実際の経験等を例示して説明するなど、演習の内容を変更して行うなど工夫する。

（時間経過後）

これで、「個別の教育支援計画」の研修を終わります。

教員間の連携

1

これから、「教員間の連携」についての研修を始めます。

この研修では、授業だけでなく、学級・学年の業務、分掌業務等における教員間の連携のポイントについて理解するとともに、日常の業務から自己の役割や取組状況を振り返り、自己理解を深めることをねらいとしています。

冒頭で少し交流をしますが、前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明15分、演習20分）

「なぜ、教員間の連携が必要なのでしょう？」
「どのような場面で、
教員間の連携が必要でしょうか？」

周りの人と考えを交流してみましょう。



2

「なぜ教員間の連携が必要なのでしょう。」「どのような場面で教員間の連携が必要でしょうか。」と問われた時、あなたはどのように答えますか。

あなたの考えを、周りの人と交流してみましょう。

（受講者同士で交流する。）

（受講者が一人の場合、個人ワークとして自分の考えをまとめる。）

※2分程度交流する。

今交流（思考）した内容を基に、教員間の連携について、理解を深めていきましょう。

1 教員の仕事とは

【「校務」とは】

学校の仕事全体を指すものであり、学校の仕事全体とは、学校がその目的である**教育事業**を遂行するため必要とされる全ての仕事

【「職務」とは】

「校務」のうち職員に与えられて果たすべき任務・担当する役割



学習指導



学級経営



生徒指導

3

私たち教員の仕事とは何ですかと問われた時、どのように答えることができるでしょうか。

「授業をはじめとした学習指導」「学年・学部経営」「学級経営」「いじめや問題行動への対処等の生徒指導」「各自に割り振られた分掌業務」「保護者対応」「行事の企画・運営」「関係機関との連携」など、多くのことが考えられるのではないのでしょうか。

「校務」とは、「学校の仕事全体を指すものであり、学校の仕事全体とは、学校がその目的である教育事業を遂行するため必要とされる全ての仕事」とされており、その中で教員の「職務」とは、「「校務」のうち職員に与えられて果たすべき任務・担当する役割」です。

具体的には、授業・学習指導、学級担任等の学級経営、生徒指導を中心とした業務があり、初任段階の教員においても、校内において担う仕事となります。

教員としてこれらの仕事を進める際には、教員一人で取り組むのではなく、複数の教員が連携して取り組む必要があります。

2 教員間の連携において求められる力

- 教育者として、強い使命感・倫理観と、子供への深い教育的愛情を、常に持ち続ける教員
- 教育の専門家として、実践的指導力や専門性の向上に、主体的に取り組む教員
- **学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員**
 - ① コミュニケーション能力（対人関係能力を含む）
 - ② 組織的・協働的な課題対応・解決能力
 - ③ 人材育成に貢献する力

「北海道における教員育成指標 P16・17」北海道教育委員会（令和5年3月）

4

北海道教育委員会では、北海道における「求める教員像」として3点示していますが、その中で「学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員」が示されています。

その中で、キーとなる資質能力として、初任段階の教員に求められているものの中で、教員間の連携に関わる内容が3点あります。

1点目は、コミュニケーション能力（対人関係能力を含む）です。自らの職務の充実に向け、上司や同僚などに相談や質問等を積極的に行う力です。

2点目は、組織的・協働的な課題対応・解決能力です。自らの学びと実践の省察をし、組織の一員としての自覚を持って、学校づくりに関わり、求められる役割を果たす力です。

3点目は、人材育成に貢献する力です。他の教職員との関わりを大切にし、疑問点や悩みを相談したり、共有し合ったりしながら、互いに高め合おうとする力です。

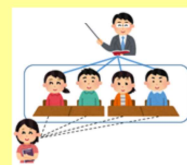
初任段階の教員として、これらの力を付けていくことが求められています。

3 教員間の連携

(1) ティーム・ティーチングでの教員間の連携

【ティーム・ティーチングで共通理解する内容】

- ① 児童生徒の個別目標
- ② 授業展開
- ③ 役割分担
- ④ 展開や活動内容、個別目標を考えたティーム・ティーチングの指導・支援内容の確認
- ⑤ 評価（児童生徒の姿、教師の手立て）



効果	① 児童生徒の実態を、多くの視点から理解することができる。 ② 個々の教師の専門性や特性を生かし創造的な授業を実施することができる。 ③ 学習グループを多様に編成することができ、一人一人の能力や特性に応じた指導が可能になる。 など
陥りやすい問題点	① 教師が他者に依存的になり、児童生徒への働き掛けが滞る。 ② サブとなる教師の働き掛けが児童生徒の補助や管理だけに終始する。 ③ その場かぎりの対応となる。 など

「特別支援学級担任のハンドブック（新訂版）」北海道立特別支援教育センター（令和4年） 5

特別支援学校の授業では、ティーム・ティーチングの指導方式を利用して、指導を行う場面が多いことと思います。

ティーム・ティーチングとは、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のことです。

ティーム・ティーチングを行う上では、授業づくりの各段階において、教員が共同で進めることや、各段階で教員同士が授業に対する十分な共通理解を図ることが必要とされています。

ティーム・ティーチングで共通理解する内容として、スライドの5点が挙げられます。

- ① 児童生徒の個別目標
- ② 授業展開
- ③ 役割分担
- ④ 展開や活動内容、個別目標を考えたティーム・ティーチングの指導・支援内容の確認
- ⑤ 評価（児童生徒の姿、教師の手立て） です。

ティーム・ティーチングによる授業では、次のような効果があります。

「児童生徒の実態を、多くの視点から理解することができる。」「個々の教師の専門性や特性を生かし創造的な授業を実施することができる。」「学習グループを多様に編成することができ、一人一人の能力や特性に応じた指導が可能になる。」などがあります。

また、不適切な運用がされた場合、陥りやすい問題点としては、「教師が他者に依存的になり、児童生徒への働き掛けが滞る。」「サブとなる教師の働き掛けが児童生徒の補助や管理だけに終始する。」「その場かぎりの対応となる。」があります。

これらの問題に陥らないようにするためには、事前に打合せの時間を取り、授業や児童生徒についての意思疎通、意見交換を通じて、共通理解を図るといった教員間の連携が重要です。

(2) 学年経営における教員間の連携

【協働体制を基盤とした学年経営】

学年の教師は、各学級の特性や指導上の課題を把握した上で、学年主任を中心に意見交流や情報交換を深め、共通理解の上に指導をしていく体制を確立し、見通しを持った計画の下で学年の目標を達成していくことが大切です。

指導方針や指導内容を統一する

児童生徒の指導に必要な情報の交換をする

学年の教師間の連絡・調整を円滑に行う



年間指導計画に基づき授業進度を調整する

同学年教師による研修体制を確立し互いに啓発し合う

学年の教師が相互に協力し合える体制を実現する

「学校教育の手引」P31 北海道教育委員会（令和5年） 6

学年・学級経営の場面から、教員間の連携について考えてみます。

学年経営とは、各学級の実態を踏まえながら、学年全体が互いに協力し合い、学年の教育目標の達成を目指して営まれるものです。

学年の教員は、各学級の特性や指導上の課題を把握した上で、学年主任を中心に意見交流や情報交換を深め、共通理解の上に指導をしていく体制を確立し、見通しを持った計画の下で学年の目標を達成していくことが大切です。

例えば、「指導内容や指導方針を統一する」「児童生徒の指導に必要な情報の交換をする」「学年の教師間の連絡・調整を円滑に行う」「年間指導計画に基づき授業進度を調整する」「同学年教師による研修体制を確立し互いに啓発し合う」「学年の教師が相互に協力し合える体制を実現する」といったことがあります。

いずれも、共通理解がなければなし得るものではなく、学年の教員間で連携した取組が求められています。

(3) 学級経営における教員間の連携

【開かれた学級経営】

児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばしたり、学級内で起こる問題を解決したりするためには、他の教師と連携・協力しながら指導に当たることが必要です。そのためには、開かれた学級経営を心掛け、同学年はもとより、他学年の教師や養護教諭にも広く助言を求めるなど、校内の協働体制を確立することが大切です。



「学校教育の手引」 P33～35」北海道教育委員会（令和5年）

7

学級経営とは、学校の教育目標を実現するために学級を基本の組織として展開される教育活動の計画、実施及び評価など学級担任が関わる全ての活動です。

より良い学級経営を目指すため、児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばしたり、学級内で起こる問題を解決したりするためには、他の教員と連携・協力しながら指導に当たることが必要です。

学年経営における学年間の連携に留まらず、学級経営では他学年の教員や養護教諭にも広く助言を求めるなど、多くの視点から学級の児童生徒の様子を捉え関わっていくなど、校内の協働体制を確立することが大切です。

(4) 生徒指導における教員間の連携

【チーム学校による生徒指導体制】

- ① 一人で抱え込まない。
- ② どんなことでも全体に問題を投げ掛ける。
- ③ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークを作る。
- ④ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする。



「生徒指導提要」文部科学省（令和4年12月）

8

子供の抱える複雑化・多様化した問題や課題を解決するために、「チームとしての学校」が求められており、生徒指導においてもチーム学校による生徒指導体制を構築することが大切です。

学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するためには、次のような姿勢が求められます。

① 一人で抱え込まない。

一人でやることには限界があります。一人で仕事をこなさなくてはという思い込みを捨てて組織で関わることで、子供の理解も対応も柔軟できめ細かいものになります。

② どんなことでも全体に問題を投げ掛ける。

些細なことでも、学年会や校務分掌の会議、職員会議、ケース会議等に報告し、常に問題を学年全体、学校全体として共有する雰囲気を生み出すことが大切です。

③ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークを作る。

トップダウンのピラミッド型組織ではなく、情報の収集と伝達を円滑に進めるためのネットワークを学校の内外に作ることが求められます。その際、連携した行動の核となる司令塔としてミドルリーダーの存在が重要であり、必要な情報を伝達していく必要があります。

④ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする。

思い込みや独りよがりには陥らないためには、常に自分たちの考えや行動を自己点検する必要があります。しかし、一人で内省的に振り返りを行うことには限界があります。同僚の教員間で継続的に振り返りを行うことで自身の認知や行動の特性を自覚することができ、幅広い他者との協働が可能になります。

4 同僚性

- 組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、**教職員同士が支え合い、学び合う同僚性**が基盤となる。
- 学級・ホームルーム担任中心の抱え込み型生徒指導から、多職種による**連携・協働型生徒指導へと転換していく際に重要となるのは、職場の人間関係の有り様**である。

「生徒指導提要」文部科学省（令和4年12月）

互いに支え合い、成長し高め合う関係

9

組織的・効果的な生徒指導を行うには、教職員が気軽に話ができる学び合う同僚性が基盤となります。

生徒指導実践について困った時に、同僚教職員やスタッフに相談に乗ってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる、具体的な助言や助力をしてもらえる等、教職員同士が支え合える関係性が大切になります。

生徒指導では、未経験の課題性の高い対応を迫られることがあります。

自分の不安や困り感を同僚に開示できない、素直に助けてほしいと言えない、努力しているが解決の糸口が見付からない、自己の実践に肯定的評価がなされない等により、強い不安感、焦燥感、閉塞感、孤立感を抱き、心理的ストレスの高い状態が継続することがあります。

不安や苦しみを自覚した時に、一人で抱え込まず、身近な教職員に相談することができる職場の人間関係を形成していくことが大切です。

こうした「互いに支え合い、成長し高め合う関係」である同僚性は、生徒指導をはじめ、教員の業務全般に必要となってきます。

演習

教員間の連携について、「今後の取組に生かそうと思ったこと」や「指導教諭に聞いてみたいこと」などを記入して、交流しましょう。

【チーム・ティーチング】	【学年経営】
【学級経営】	【生徒指導】

10

それでは、ここからは演習を行います。

この演習では、説明した「チーム・ティーチング」や「学級経営」などにおける教員間の連携について、「今後の取組に生かそうと思ったこと」や「指導教諭に聞いてみたいこと」などを記入して、交流します。

記入や交流を通して、自身の役割や取組状況を振り返り、今後の業務において教員間の連携を図るなど、生かしていただきたいと思います。

＜演習の進め方の例＞

- ① 個人思考（５分）
 - ・スライドの各欄に、「今後の取組に生かそうと思ったこと」や「指導教諭に聞いてみたいこと」などを記入する。
- ② 交流（15分）
 - ・受講者同士や指導教諭と交流しましょう。

☆ 指導教諭は、受講者が、自分事として具体的に捉えることができるよう、大切であると感じたことや聞いてみたいことについて下記の「問いの例」を参照して聞き、言語化できるようにしたり、指導教諭が経験談を話したりする。

〔受講者への問いの例〕

- ・教員間の連携において、自分ができていることは何か。
- ・自分の身の回りで、教員間の連携が充実している点は何か。
- ・教員間の連携を図る上で、自分の課題や取り組みたいことは何か。
- ・自分一人でやらなければならないと感じている業務はあるか。
- ・教員間の連携で、困ったことや聞きたいことはあるか。
- ・同僚性のある職場づくりに向けて、自分ができていることは何か。

（時間経過後）

これで、教員間の連携についての研修を終わります。

保護者への対応

1

これから、「保護者への対応」についての研修を始めます。
この研修は、保護者への初期対応の心構えや保護者の要望等に対する学校における組織的な対応について理解することをねらいとしています。
前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明15分、演習20分）

○ 保護者への対応で不安なことはありますか。

○ 今までで保護者への対応として困ったことは、ありますか。

◆ 思い浮かべたことを記入しましょう。



2

まず、それぞれで、保護者への対応で不安なことや困ったことについてスライドの空欄に記入しましょう。＜2分間＞

1 保護者への対応

① 学級懇談

② 個人面談

③ 保護者への連絡

- ・子供のけがの連絡
- ・学級内でのトラブル

④ 保護者からの要望・訴え

- ・成績について
- ・いじめについて

「保護者と信頼関係を築く① ～保護者会・個人面談」 N I T S

「保護者と信頼関係を築く② ～連絡・相談～」 N I T S

「保護者と信頼関係を築く③ ～保護者からの訴えへの対応～」 N I T S

3

教員が保護者と接する機会には、スライドにあるように学級懇談や個人面談、保護者への連絡、保護者からの要望・訴えなど、様々な場面があります。

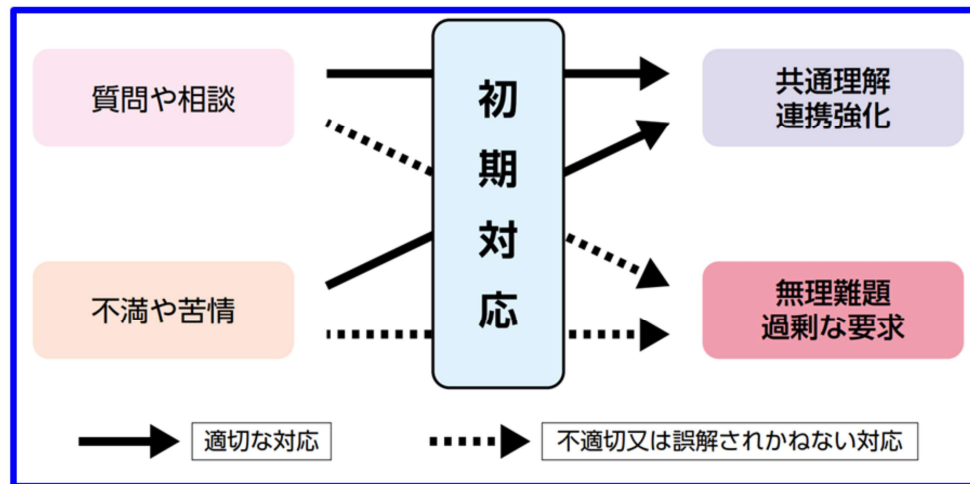
また、学校には、保護者から電話や連絡帳、来校などにより、多種多様な情報が寄せられます。その中には、素朴な質問や相談、学校に対する不安や不満、要望や苦情などもあります。保護者のどのような意見であっても、私たちの接し方によってその後の流れが変わってしまうことが多くあります。より良い対応を行うためには、先入観で相手を判断したり、勝手に決め付けた対応をしたりすることなく、その時の保護者の意見を聴き、その背景にある事情や心情を把握することが大切です。

では、ここから、少しでも保護者への対応で不安等を軽減し、適切に対応するために、対応の仕方などを見ていきましょう。

2 大切な初期対応

無理難題と捉えるか？
連携の第一歩と捉えるか？

(1) 初期対応の心構え



「学校問題解決のための手引」～保護者との対話を生かすために～ 令和4年3月改訂（東京都教育相談センター）

4

素朴な質問や相談であっても、こちらの初期対応が不適切なものだったり誤解されかねないものだったりすると、学校に対する不満や不信感が生じ、無理難題や過剰な要求に発展することがあります。

逆に、最初は不満や苦情であったのに、よく聴いて丁寧に対応していくうちに、互いの誤解が解け、相互理解が深まり、学校と協力関係が結べることもあります。

これも本来は学校も家庭も、子供のためという同じ目標を共有している仲なのですから、決して不思議なことではありません。

まずは、気持ちを聴き取ろうという姿勢がとても大切なことです。

(2) 話の聴き方

ア 傾聴・受容・共感が全ての基本

○ 傾聴

- ・まず相手が何を伝えたいかに意識を向け、**相手の話を注意深く、真摯に耳・目・心を用いて聴くこと。**

○ 受容

- ・相手の存在を認め、言っていることについて先入観等を一度脇に置いて、相談者の相談内容や要望等が、相談を受けた人が理解できないものであったとしても、**まずは批判や意見をせずに受け止めること。**

○ 共感

- ・話を聴いた上で、**相手の立場になって**、その気持ちと相談するに至った背景（事情・心情等）やニーズを理解し共有すること。

話の内容を整理、確認、言語化 ⇒ **保護者と思いを共有化**

「学校問題解決のための手引」～保護者との対話を生かすために～ 令和4年3月改訂（東京都教育相談センター）

5

話を聴く時の基本は、7対3と言われています。こちらが話す割合が3、相手が話す割合が7、このくらいで相手の話を聴くと相手はちょうど5対5ぐらいで話したとを感じるそうです。

そして、大切なことは、傾聴・受容・共感の心を持って対応することです。

傾聴は、相手が何を伝えたいかに意識を向け、相手の話を注意深く、真摯に耳・目・心を用いて聴くことです。「なぜそう思ったのだろう。」「そうか、じゃあどんなふうなことが出来るのだろう。」と、相手に興味を持ちながら「もっと知りたい。」という態度で上手に相槌などしながら聴くことが大切になります。

受容は、相談者の相談内容や要望等が、理解できないものであったとしても、まずは、批判や意見をせずに受け止めることです。

共感とは、相手の立場になって、その気持ちと相談するに至った背景やニーズを理解し共有することです。保護者の心情に寄り添い、「〇〇してほしいとお考えなのですね。」「～ということが腹立たしく感じるのですね。」などと、そのことを言葉にします。

これを丁寧に行うことで、その後の展開が大きく変わります。保護者は「分かってもらえた。」という気持ちになれ、聴いてもらうことを通して、自分の気持ちをまとめ、振り返ることもしやすくなります。

ただし、事実を確認せずに同調してしまえば、そのことを認めたことになり、ますから注意が必要です。

学校問題の対応に当たっては、傾聴・受容・共感を基本に保護者等とその思いを共有化した上で、事実を調査した後、学校のできること、できないことを明確にしつつ（限界設定）、子供のために何ができるかを保護者等と一緒に考えていく姿勢がとても大切です。

(2) 話の聴き方

イ 心理的事実の受容と客観的事実の吟味

<例>

保護者：「先生、うちの子の財布が盗まれたんです。」

先生：「ほんとうですか？勘違いではないんですか？」



先生：「お母さん、それは心配ですね。お財布がないのですね。〇〇さん、困ったでしょう…。」



「保護者は、『わが子の財布が盗まれた』と感じている。」
という、**心理的事実を受容する。**

“盗まれたのか、置き忘れたのか、落としたのか、カバンに入っていたのか”という、**客観的事実を吟味する。**



「コーチングのスキルと活用Ⅳ ～円滑な保護者対応に生かす～NITS」令和2年3月
(別府大学教授 佐藤 敬子) 6

子供のために何ができるかを保護者等と一緒に考えていく姿勢を持ち、信頼感を築いていく時には、心理的事実の受容と客観的事実の吟味も大事になります。

例えば、「先生、うちの子が財布を盗まれたんです。」と駆け込んできたとします。そこで、「本当ですか。勘違いではないんですか。」や「どこかに置いてきたのではないですか。」などと保護者を否定するような対応をしてはいけません。なぜなら、本当に盗まれたのかもしれませんが、あるいは、勘違いして別のカバンに入っているのかもしれませんが、我が子の財布が盗まれたのではないかと感じてとても困っているのは事実だからです。これを心理的事実と言います。ですから、まずはその保護者の気持ちを受け止めることが大事になります。

そして、落ち着いたところで、「お母さん、それは心配ですよ。お財布が無いのですね。〇〇さんも困ったでしょう。」と、傾聴・受容・共感を基本に保護者等とその思いを共有します。

次に、お財布が置き忘れてしまったのか、落としてしまったのかという客観的事実を吟味します。その時には、保護者の心の中が整理整頓されつつありますので、ここからは丁寧に聴くことが大切になります。

(3) 謝罪が必要な時

○ 心理的事実には、最初に謝罪

「そのような気持ちにさせてしまい申し訳ございません。」

○ 客観的事実はきちんと調査

「事実関係についてはお調べしてからお答えします。」



(4) 記録の取り方

○ 事実の記録は客観的にまとめる。

<記入例>

・保護者が、攻撃的な態度で、暴言を吐きながら、職員室に乗り込んできた。



・保護者（父）が、怒った表情で「担任を出せ。」と言いながら、職員室に入ってきた。



○ 時系列で、いつ、だれが、どのような対応をしたのか等の記録をまとめる。

「学校問題解決のための手引」～保護者との対話を生かすために～ 令和4年3月改訂（東京都教育相談センター）

状況に応じて、謝罪が必要な時は、心理的事実と客観的事実を区別した上で、適切に謝罪することが必要です。相手が感情を害していることは、たとえ相手側に誤解があったとしても、こちら側のこれまでの対応から不快な気持ちにさせてしまった可能性があります。心配を掛けてしまっていること、不愉快にさせたことについては「そのような気持ちにさせてしまい申し訳ございません。」と伝えることが、多くの場合、相手と協力関係を築くことにつながります。

同時に、客観的事実（その事実が実際あったかということ）が確認できていない時点では、曖昧な回答や約束はしないようにします。その場しのぎの不用意な発言、言い逃れは、その後の対応を長期化させてしまうことにもつながります。至急、学校として事実の確認をして、その後の方針や見通しを伝えることを約束します。

次に、記録の取り方ですが、話を聴きながら、客観的に事実関係を記録していきます。

子供同士のトラブル等では、その後、子供本人（当事者）から聴き取り、周囲の関係する子供からも確認することが重要です。記録の中に、こちらの主観が必要以上に混ざってしまうと、事実確認が曖昧になったり、記録を開示した際に相手から誤解されたりするおそれがあります。

また、対応が長期化したり、問題が再発したりすることも考えられます。個別の記録ファイルを作成するなどして、時系列で、いつ、だれが、どのような対応をしたのか等の記録をまとめておくと、問題が再度起きた場合の資料になります。

(5) 対応直後に管理職へすぐ一報

- 抱え込むと一歩遅れる。管理職へすぐ一報
- ホウレンソウ（報告・連絡・相談）、その後に、
チョウリ（調整・理解）してカクニン（確認）
- 経過だけでも、早めに回答をする。

<例>

「今日は、学級担任が子供たち一人一人から話を聴き、
事実関係を整理したところです。あと、何点か確認した
上で、関係教職員で対応策を検討いたします。もう少し
お待ちいただけないでしょうか。」



「学校問題解決のための手引」～保護者との対話を生かすために～ 令和4年3月改訂（東京都教育相談センター）

8

そして、大切なことは、管理職へすぐ一報を入れることです。

担任等が一人で抱え込むことにより、早期に行うべき適切な対応を逸してしまうことが多くあります。「自分一人で処理したい。公にしたくない。」という思いが、かえって問題を大きくしてしまいます。まずは、管理職へ一報を入れ、対応について指示を受けることが大切です。

最終的には校長判断になります。独断で動いてはいけません。同時に、主幹教諭や主任教諭等、関係教職員とも情報を共有し、みんなで知恵を出し合いながら、解決の糸口を見付けることが大事になります。

組織としての対応を円滑にするためには「報告、連絡、相談（ホウレンソウ）」が大切です。その後に調整、理解、確認という流れを付け加えます。どのように組織で関わるか役割を調整し、誰が何をするかを理解し、お互いに進捗を確認することで、より良い対応を見付けていくことができます。

また、待たされている側は、時間が長く感じられるものです。要望や苦情を受けた相手への連絡は早ければ早いほど、トラブルの未然防止につながります。ただし、慎重に検討すべきことを、慌てて回答することは禁物です。その場合は、その日の学校での対応の経過報告、現段階での今後の見通しの報告をこまめにするだけでも相手は安心します。

3 初期対応後の組織的な対応

(1) 情報収集のための役割分担

学校として保護者等の意見に
正対するために

＜客観的事実、心理的事実の確認の対応例＞

- 誰が中心になって何に対応するかという**役割分担**を決める。
- 関係者、特に子供からの丁寧な事実の聴き取りを**チーム**で行う。
- 子供が感じたことや認識していることを中心に対応する。
- 電話での保護者との対応窓口…………… 副校長
- 子供からの聴き取り、状況把握（どう感じたのか、
どのような状況であったのか等）…………… 担任、学年
- アセスメントに基づく子供の心のケア
…… 教育相談担当、**養護教諭等、
スクールカウンセラー**
- 家庭的な背景の分析と家庭全体の負担軽減に向けた
支援…… **スクールソーシャルワーカー**



「学校問題解決のための手引」～保護者との対話を生かすために～ 令和4年3月改訂（東京都教育相談センター）

9

学校に寄せられた要望や苦情については、組織的に対応することが大切です。今後、行わなければならないことを組織として検討するとともに、経過報告や対応策について、個人としてではなく、組織として回答することが大切です。

※ スライドは、役割分担の例であるため、指導教諭は自校の場合について、組織や役割分担を踏まえて説明する。

また、状況によっては、保護者等が来校される場合があります。

スライドには示していませんが、進行役や話を聴く役、方針の伝達役、場の雰囲気や和らげる役等の役割を決めておいたり、あらかじめやり取りを想定して、誰がどのタイミングで話をするかを打ち合わせておくなど、やはり、組織的に対応することが大切です。

(2) 事案の「見立て」と「手立て」の検討

ア 事案の「見立て」～解決につながる仮説を立てる～

- ＜例＞・要望や苦情の趣旨、背景は何か。
・子供自身が望んでいる対応は何か。
・真に子供のためになる対応は何か。
・学校ができることと、できないことは何か。



イ 「手立て」の検討～仮説に基づき方針と内容を検討する

- ＜例＞・学校はどういう事実に対して、何をどう改善し、誰にどのように指導したらいいのか。
・保護者等にどう説明し、理解を求めていくと良いのか。
・その対応は、他の子供や保護者にも理解されるか。
・外部の専門機関に助言を依頼することは何か。

組織的に対応することが大切！

「学校問題解決のための手引」～保護者との対話を生かすために～ 令和4年3月改訂（東京都教育相談センター）₁₀

聴き取り等で得られた情報を整理し、どこに解決のヒントがあるかを把握し、仮説を立てます。この仮説を「見立て」とも言います。

「見立て」は、学校の組織力が試されます。あらゆる資源（人材等）を活用し、できる限り多面的・多角的な情報を出し合い、共有します。得られた情報を基に、子供を巡る問題状況、背景、要因等を把握し、問題解決につながる仮説を立てます。

- ・要望や苦情の趣旨、背景は何か。
- ・真に子供のためになる対応は何か。
- ・学校ができることと、できないことは何か、などの観点を基に、「見立て」ていきます。

次に、「手立て」を検討します。

「見立て」で把握された子供を巡る問題状況、背景、要因を、どのように支援したり介入したりするかという対応方針が「手立て」です。

- ・学校はどういう事実に対して、何をどう改善し、誰にどのように指導したらいいのか。
- ・外部の専門機関に助言を依頼することは何か、などの観点を基に、今後の「手立て」を検討します。

保護者から何か相談された時は、一人で判断せず、学級担任や学年主任等に報告し、組織として対応することが大切になります。

4 まとめ

～対応する際の大切な視点～

① 相手の立場に立ってよく話を聴く。

→傾聴・受容・共感の対応が基本です。

② 記録を取る。

→客観的に時系列に沿って記録します。

③ チーム学校で対応する。

→報告・連絡・相談をする。

→学校の様々な人材を活用して、できることを考えます。



子供にとって何が一番大切なのかを考えて、対応する。

「学校問題解決のための手引」～保護者との対話を生かすために～ 令和4年3月改訂（東京都教育相談センター）

11

まとめです。

対応する際の大切な視点をまとめました。

1つ目は、相手の立場に立ってよく話を聴くことです。傾聴・受容・共感の対応が基本になります。

2つ目は、記録を取ることです。客観的に時系列に沿って記録することが大切です。

そして、チーム学校で対応することです。些細なことでも、気になることがあれば、報告・連絡・相談することが大切です。

まとめとして対応する際の大切な視点をお伝えしましたが、常に大切にしてほしい考え方は、「子供にとって何が一番大切なのか。」ということです。

その考えを忘れず、チーム学校として保護者と対応することが大事になります。

演習

児童Aさんの保護者から、
「_____」と言われました。
どのような対応をしますか。

・言われたその場での対応

・その後の対応



12

それでは、ここからは演習を行います。

この演習では、保護者から子供に関する要望や連絡を受け、それに対してどのように対応するかを考えます。

場面の想定や、保護者からあった要望や連絡の内容は、この後、（指導教諭から）提示します。

<演習の進め方の例>

- ① 事例の提示
 - ・指導教諭は、場面の想定や、保護者からあった要望や連絡の内容を提示する。
- ② 個人思考（10分）
 - ・受講者は、その場での初期対応や、その後の対応を考え、スライドなどに記入する。
- ③ 交流（10分）
 - ・受講者同士や指導教諭と交流する。

☆ 指導教諭は、受講者が保護者への対応について自分事として捉え、理解を深められるよう、自身が実際に経験した事例を提示したり、受講者が話し合った内容を価値付けしたりしながら、実際の対応を説明するなど工夫する。

〔提示する、保護者からの要望や連絡の例〕

- ・「最近、家で泣くことが多くなったのですが、学校で何かありましたか？」
- ・「昨日、家に帰ってきたら、右足に小さな傷があったのですが、…？」
- ・「同じクラスの〇〇さんに叩かれたと言っているのですが、…？」
- ・「学校に行きたくないと言っているのですが、…？」

（時間経過後）

これで、保護者への対応についての研修を終わります。

授業づくりの基本 ～1単位時間の授業の目標の明確化～

1

これから、「授業づくりの基本」についての研修を始めます。

この研修では、1単位時間の授業の目標を明確にするとともに、子供の姿を具体的に想定し、目標に正対した学習活動を位置付けることについて理解することをねらいとしています。

前半に説明、後半に学習指導案を基に検討する演習を行います。

（時間の目安：説明10分、演習20分）

1 「ねらい」から「まとめ・振り返り」までの 1 単位時間のデザイン

1 単位時間で完結できる導入・展開・終末の時間
配分をする。

- ◆ 1 単位時間で全ての児童生徒を「概ね満足できる」学習状況にする観点から、時間配分を工夫します。

本時のねらいに正対した学習活動を位置付け、評
価規準との関連を図る。

- ◆ 本時の「まとめ」、「振り返り」の児童生徒の姿を想定し、終末に至るまでの過程を考え、授業を構想します。

「令和 2 年度小学校教育課程編成の手引」（北海道教育委員会）

2

授業づくりにおいては、「『ねらい』から『まとめ・振り返り』までの 1 単位時間のデザイン」をすることが大切です。

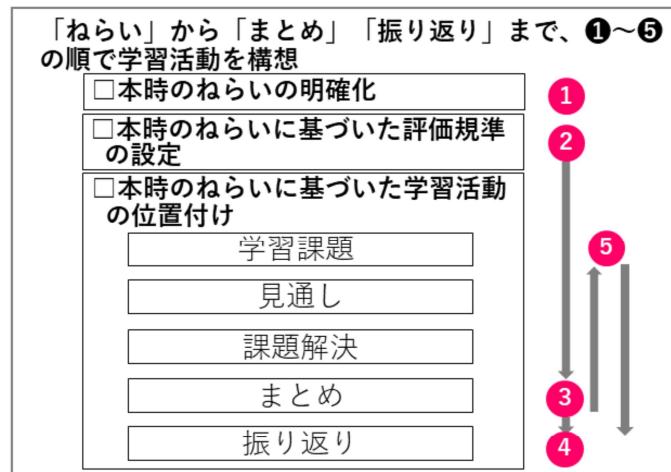
学習活動は、限られた時間内で、本時のねらいを達成するものです。

そのため、単元全体を通して、身に付けさせたい力を育成することができるよう、単元の指導計画を基に 1 単位時間のねらいを明確にし、子供の思考の流れや課題解決の筋道を明らかにして、ねらいに正対した学習活動を位置付けることが重要です。

スライドにはポイントを 2 点示していますが、主に下の枠囲みの内容について説明します。

2 目標を達成した子供の姿を具体的に想定する

本時のねらいに正対した学習活動を位置付け、評価規準との関連を図る。



「令和2年度小学校教育課程編成の手引」（北海道教育委員会） ③

1 単位時間の授業を構想する際に重要なことは、授業者が「目標を達成した子供の姿を具体的に想定していること」です。

授業の流れはスムーズで、活動は展開されていたけれども、目標を達成した子供の姿（評価規準）を具体的に想定できていないため、本時の目標を達成ができたかどうか曖昧になっている場合があります。

目標を達成した子供の姿が曖昧だと、講じた手立てが良かったのか、何のための手立てなのか不明確になってしまうため、授業改善が難しくなります。

子供にどのような姿が見られたら目標達成となるのか、ねらいを実現した子供の姿を評価規準として、具体的に想定し、授業に関わる教員間で共通理解しておくことが重要です。

また、ねらいに正対したまとめと振り返りを設定することも大切です。

振り返りにおいては、今日の目標（課題）は何で、どうだったか（達成できたか、どんなことが分かったか）など、子供自身が振り返る視点を示すことが大切です。

知的障がいのある子供には、まとめや振り返りの内容について、「いつ行った何のことを思い出したり、考えたりすれば良いか」が分かるように工夫する必要があります。

例えば、創作する活動で、出来上がった物よりも作る過程を振り返ってほしい時には、子供の活動場面を写真や動画に撮って、見せながら言葉での説明をして振り返りをすることが考えられます。

中学部 保健体育科「ダンス」の例 ～単元の目標と評価規準～

単元の目標		
知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
ダンスの行い方が分かり、ステップや振り付けを身に付ける。	ステップや振り付けの得意・不得意に気づき、ダンスの内容を考えたり工夫したりしたことを友達に伝える。	ダンスに進んで取り組み、友達の発表後に、次のダンスにつながる感想を伝える。

単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
- ダンスの行い方が分かっている。 - ステップや振り付けを身に付けている。	- ステップや振り付けの得意・不得意に気づき、ダンスの内容を考えたり工夫したりしている。 - 考えたり、工夫したりしたことを友達に伝えている。	ダンスに進んで取り組み、友達の発表後に、次のダンスにつながる感想を伝えようとしている。

 単元を終えた時に、生徒はどのような力を身に付けたか？

4

ここからは、事例を基に説明します。

これは、知的障がい特別支援学校中学部の保健体育科の「ダンス」の単元の目標と評価規準の作成例です。

中学部の保健体育科のダンス領域の内容と学習評価の参考資料を基に作成したものです。

目標と評価規準を3つの観点で位置付けています。

中学部 保健体育科「ダンス」の例 ～単元の指導計画～

時	主な学習活動	目 標	評価の観点		
			知	思	主
1	脚のステップや腕の振り付けの練習	脚のステップや腕の振り付けが分かり、踊ることができる。	○		
2	踊る曲、ステップや振り付けの選択、決定	踊る振り付けの選択や決定で、考えを持ち、意見を言う。			
3	振り付けの練習①	振り付けの出来映えや変更点などについて考えを持ち、意見を言う。		○	
4	振り付けの練習②				
5	振り付けの確認	脚のステップや腕の振り付けを決めたとおりに踊ることができる。	○		
6	コンテスト①	発表を見て、感想を言う。			○
7	振り付けの変更、改善	コンテストを振り返り、振り付けの変更、改善に考えを持ち、意見を言う。		○	
8	振り付けの練習③	脚のステップや腕の振り付けを決めたとおりに踊ることができる。	○		
9	振り付けの練習④		○		
10	コンテスト②	発表を見て、感想を言う。			○

5

これは、単元の指導計画の例です。

単元の目標を踏まえて、1単位時間において育成を目指す資質・能力の観点や評価規準を位置付けています。

単元を計画する際には、1単位時間に身に付けさせたい資質・能力を明確にするとともに、授業ごとの評価や、単元の目標や展開を踏まえて、どのタイミングでどのような方法で評価を行うか、計画を立てておくことが大切です。

また、単元の指導計画の作成に当たっては、教員が教える場面や子供に考えさせる場面をどこに設定するかということや、どこで知識・技能を身に付け、それを使った学習活動をどこに設定するか、それまでの学習をどこで振り返るかなど、子供が学ぶ姿や学ぶ過程をイメージしながら学習活動を組み立てることが大切です。

スライドに示した計画を例にすると、基本となる知識・技能を習得し、振り付けの検討や練習を経て一度発表し、他者との関わりなどから振り返り、2回目の発表会で力を発揮できるようにダンスを改善したり技能を身に付けたりしていくといったように構成されています。

子供が、単元を通して目指すことは何なのか、学習活動に対して目的や見通しを持てるようにすることは、主体的な取組につながります。

スライドの赤い枠に注目してください。

この時間は、「思考力、判断力、表現力等」の目標に向けた授業です。

生徒のどのような姿を目指した授業が考えられるでしょうか。

中学部 保健体育科「ダンス」の例 ～本時の授業～

【目標】・踊る振り付けについて考え、意見を言う。

導入

・脚のステップや腕の振り付け（既習事項の確認）

「前時に学んだ知識・技能を踏まえ、踊るダンスの振り付けや順序などを考え、意見を言う」

展開

本時の課題を提示する
生徒が考えるための視点を示す

学習活動の位置付け
手立て



（生徒の発言や記述の例）

「腕のこの振り付けは得意だから、何回か繰り返して取り入れたいな。」

目標を達成した子供の姿の具体

6

単元の「思考力、判断力、表現力等」の目標は、「ステップや振り付けの得意・不得意に気付き、ダンスの内容を考えたり工夫したりしたことを友達に伝える」であり、本時の目標は、「踊る振り付けについて考え、意見を言う」です。

こうしたことを踏まえると、この時間は、「生徒が、前時に学んだ知識・技能を踏まえ、踊るダンスの振り付けや順序などを考え、意見を言う」といった、思考・判断・表現する姿を目指すとともに、評価することが考えられます。

こうした姿を目指し、目標の達成に向け、導入場面での既習事項の確認、展開場面における本時の課題の提示や学習活動の位置付け、発問、振り付けを考える視点の提示などを工夫します。

授業では、ダンスの振り付けを確認したり練習したりする場面などがあり、技能に目が行きがちですが、単元の目標や評価規準を踏まえ、本時のねらいを明確化することが大切です。

本時の目標及び評価規準の焦点化

単元の目標を
踏まえて、
本時の目標
及び評価規準を
焦点化

【単元の評価規準】

知識・技能

思考・判断・表現

主体的に学習に取り組む態度

- ・ ステップや振り付けの得意・不得意に気づき、ダンスの内容を考えたり工夫したりしている。
- ・ 考えたり、工夫したりしたことを友達に伝えている。

生徒の考えている姿や表現している姿を見取る

7

保健体育科の「ダンス」の単元の事例を基に説明しました。

事例における本時の目標は、資質・能力の三つの柱のうち「思考力、判断力、表現力等」で、目標を焦点化することにより、生徒の考えている姿や表現している姿を見取って評価することができますし、それを目指した学習活動の設定や発問をすることになります。

学習指導要領に示されている各教科の内容は、育成を目指す資質・能力の三つの柱で整理されており、単元の目標は、資質・能力の三つの柱から設定しますが、実際の1単位時間の授業で三つの柱の目標を達成することは難しいことです。

そのため、学習内容を考慮しながら、目標及び評価規準を焦点化することが大切です。

単元全体を通して、身に付けさせたい力を育成するために、単元の指導計画を基に1単位時間のねらいを明確にし、本時のねらいに正対した学習活動を位置付け、評価規準との関連を図ることが大切です。

演習

自分の授業のねらい（目標）について、
どのような姿が見られたら達成となるのか、
考えてみましょう！

- ・ 本時の目標は、3つの資質・能力のうちのどれか。
- ・ その内容はどの教科の内容か。
- ・ 子供にどのような姿が見られたら、本時の目標の達成となるのか。
- ・ 目標に迫る子供の姿を、どの場面でどのようにして見取るか。
- ・ 目標の達成に向けた、課題の提示、学習活動、発問、振り返りは、どのような工夫が考えられるか。

8

それでは、ここから演習を行います。

皆さんが担当している授業の学習指導案（指導略案）を準備してください。

この演習では、学習指導案を基に、目標を達成した子供の具体的な姿を想定し、学習活動の位置付けや手立てを検討することを通して、本時の目標を資質・能力の三つの柱から焦点化して設定することを理解することをねらいとしています。

授業において、本時の目標を明確にし、正対した学習活動を位置付け、子供の姿を見取ることができるよう、実際の学習指導案を基に、本時の目標は資質・能力の3つのうちどれなのか、子供にどのような姿が見られたら達成となるのかなどについて、個人思考を行ったり、話し合ったりしましょう。

<演習の進め方の例>

- ① 個人思考（10分）
- ② 協議（10分）

☆ 指導教諭は、受講者に、個人思考の観点をスライドに示した内容を参考に提示するとともに、協議において、それらの観点を受講者に問い掛けたり、一緒に考えたりするなどして、受講者が対話しながら授業づくりに対する理解を深め、意欲や見通しを持てるようにする。

〔個人思考及び協議の観点的例〕

- ・ 本時の目標を焦点化すると、資質・能力のうちのどれか。
- ・ その内容はどの教科の内容か。
- ・ 本時において、子供にどのような姿が見られたら、本時の目標の達成となるのか。
- ・ 目標に迫る子供の姿を、どの場面でどのようにして見取るか。
- ・ 目標の達成に向けた、課題の提示、学習活動、発問、振り返りは、どのような工夫が考えられるか。

（時間経過後）

これで、「授業づくりの基本」の研修を終わります。

単元の指導計画

1

これから、単元の指導計画についての研修を始めます。

この研修では、単元の指導計画を作成する際に、子供の実態を基に育成を目指す資質・能力を明確化することや、評価規準を踏まえた学習活動の位置付けについて理解することをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明15分、演習20分）

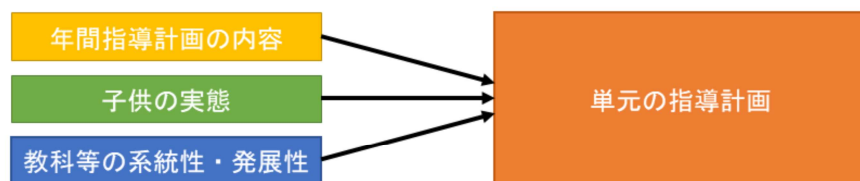
1 単元の指導計画とは①

- ・「単元」とは

教科等において、一定の目標や主題を中心として組織された学習内容のまとまりのこと。

- ・「単元の指導計画」とは

単元の実際の指導に向けて、年間指導計画に盛り込まれた内容を、より具体化したもの。



2

まずは、「単元」と「単元の指導計画」について確認しましょう。

教科等において、一定の目標や主題を中心として組織された学習内容のまとまりのことを「単元」といい、単元の実際の指導に向けて、年間指導計画に盛り込まれた内容をより具体化したものが「単元の指導計画」です。

単元の指導計画を作成する際は、子供の実態を踏まえるとともに、教科等の系統性や発展性を考慮しながら、学習内容を位置付けていきます。

1 単元の指導計画とは②

目指す子供像＝単元の目標



- ・内容をどのような順序で指導していくか。
- ・どの程度、時間を掛けて指導していくか。
- ・どのような方法で指導するか。
- ・どこで、何を評価するのか。

ねらいが明確な授業の実施＝明確な授業準備
(≡業務改善)

「単元指導計画の立て方」NITS

3

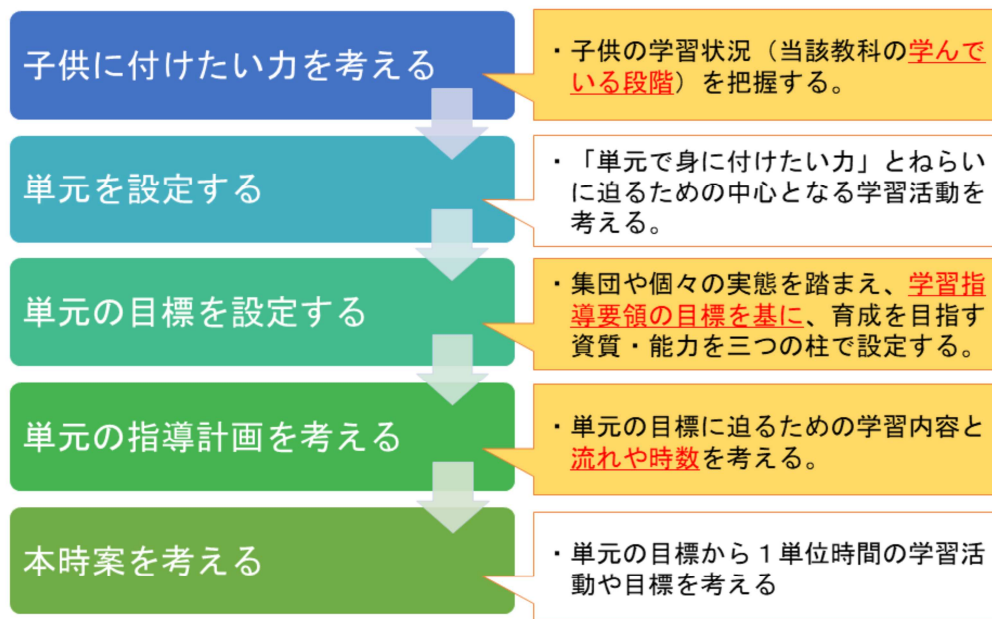
単元の指導計画は、単元という学習のまとまりの中で、子供がどのような資質・能力を身に付けていくのかという、目指す子供像、すなわち、単元の目標を明確にするために重要なものです。

また、その目標達成のために、教員が先を見通して指導を行うためにも重要となります。

そのため、対象となる教材の内容について、どのような順序で扱っていくのか、それをどの程度の時間を掛けて指導していくのかについて計画を立てていきます。

単元の指導計画は、単元の目標を明確にするために重要なものであり、計画を立てておくことで、ねらいが明確な授業を組み立てることができます。

2 単元の指導計画の作成手順（例）



4

こちらは、単元の指導計画作成の大まかな流れの例です。

単元の指導計画の作成の手順に決まりはありませんが、年間指導計画を更に具体化し、育成を目指す資質・能力を明確にした上で、具体的な学習の計画を作成していくこととなります。

特に、知的障がい特別支援学校では、一つの学級に様々な学年や実態の子供が在籍している場合があり、多様な実態の子供と一緒に授業を行うことも少なくありません。

実態に合わない指導内容では、資質・能力を育成することは難しいため、子供が学んでいる各教科の段階を把握し、その単元で身に付けたい力を具体化する必要があります。

学習指導要領では、各教科等の内容に関する事項は、「特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。」とされています。

各教科のどの段階のどの内容がどの程度身に付いているかを整理し、把握することにより、子供一人一人の学ぶ内容を明確にし、子供が授業を通して何ができるようになることを目指すのかを考え、その目指す資質・能力を身に付けるためにどのような内容を学んでいくと良いのかを具体的に検討することが重要です。

5

4 実態差に応じた個人目標の設定

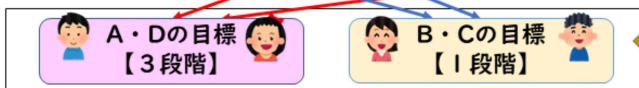
□ 学びの履歴の把握

	1段階			2段階			3段階		
	知・技	思考・表現	主体的に学習に取り組む態度	知・技	思考・表現	主体的に学習に取り組む態度	知・技	思考・表現	主体的に学習に取り組む態度
Aさん	●	●	●	●	●	●	△	△	△
Bさん	△	△	●						
Cさん	●	△	△						
Dさん	●	●	●	●	●	●	△	△	●

ポイント1

一人一人の学びの履歴の把握

各段階の達成状況を把握することにより、単元を通して指導する内容を明確にすることができます。



ポイント2

実態に応じた目標と評価規準の設定

一人一人の実態に応じて、個別または小集団ごとに目標や評価規準を設定します。

□ 評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
セロファン、紙、布、綿、ボタンなどの素材を活用して表現している。	家の形や配色を考えたり、友達と作品を見て表現を工夫している。	形や色を工夫しながら夢の家を作る楽しさを感じている。
窓や屋根の形に気付き、三角や四角の画用紙を組み合わせて家を表現している。	線を描いたリスタンプで着色する中で、雲や花など、イメージを表現している。	様々な素材を組み合わせることによって形が出来上がることを楽しんでいる。

具体的に評価規準を設定できたので、児童が授業を通じて何を身に付けたかを明確に評価できるようになりました！

「令和4年度 特別支援教育教育課程編成の手引」北海道教育委員会（令和5年3月）

6

こちらは、小学部図画工作科における、学習状況の把握の例です。

児童A～Dの学びの状況を把握した結果、児童Aと児童Dは3段階、児童Bと児童Cは1段階の実態であることが分かりました。

個々の児童の実態から、「様々な素材を使った作品づくり」をするために、「今できること、身に付けたいこと」は何かを考え、児童A・Dと児童B・Cの二つに分けて、それぞれに育成を目指す資質能力の三つの柱に基づいた目標と評価規準を設定し、目標に迫るための指導内容や方法を工夫することにしました。

このように、実態に合った目標と評価規準を設定することで、目標に迫るための指導内容や方法も具体的になり、子供に何が身に付いたかを明確に評価できるようになります。

特別支援学校学習指導要領の各教科等編では、「教科別の指導を一斉授業の形態で進める際、子供の個人差が大きい場合もあるので、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて更に小集団を編制し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。」と示されています。

本事例のように、学習集団が少人数であっても、児童の実態差が大きい場合は、個々の実態を把握した上で、一人一人の実態に応じて個別又は小集団ごとに目標を設定し、それぞれに対応した評価規準を設定することが大切です。

5 単元全体を通じた資質・能力の育成

① 単元（題材）を見通して、身に付けさせたい力を明確にし、評価規準を設定する。

- ◆ 単元（題材）のまとまりを見通して単元構成をする。
- ◆ 身に付けさせたい力を明確にし、評価規準を設定する。

② 評価規準に応じた学習活動を、単元全体を通してバランスよく位置付ける。

- ◆ 授業のつながりを考え、観点ごとの評価規準と、それを達成するための学習活動をバランスよく位置付け、学びの過程を構築する。

③ 児童生徒の学習状況を評価規準に基づいて見取る。

- ◆ 単元全体の評価規準を明確にし、児童生徒の学習状況を見取りながら授業を行い、自らの指導を振り返る。

単元づくりの手順

1 身に付けさせたい力の明確化

【単元の評価規準の設定】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
○○○…	○○○…	○○○…

2 身に付けさせたい力を育む学習活動のバランスのよい位置付け

【単元の指導計画】

	主な学習活動	評価規準			評価方法
		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	
1	○○○…	○○○…	○○○…	○○○…	○○○…
2	○○○…	○○○…	○○○…	○○○…	○○○…
8	○○○…	○○○…	○○○…	○○○…	○○○…

3 単元全体を通して、観点ごとの学習状況の見取りと、指導の改善

「令和2年度小学校教育課程編成の手引」北海道教育委員会（令和2年3月）

7

身に付けたい力を明確にした単元づくりについて説明します。

ここでのポイントは、「単元（題材）を見通して単元構想をする」ということです。

子供たちが、各教科等において育成を目指す資質・能力の三つの柱を偏りなく身に付けるためには、

- ・単元（題材）を見通して、身に付けたい力を明確にし、それらが実現された姿を単元の評価規準として設定すること

- ・評価規準に応じた学習活動を、単元全体を通してバランスよく位置付けること

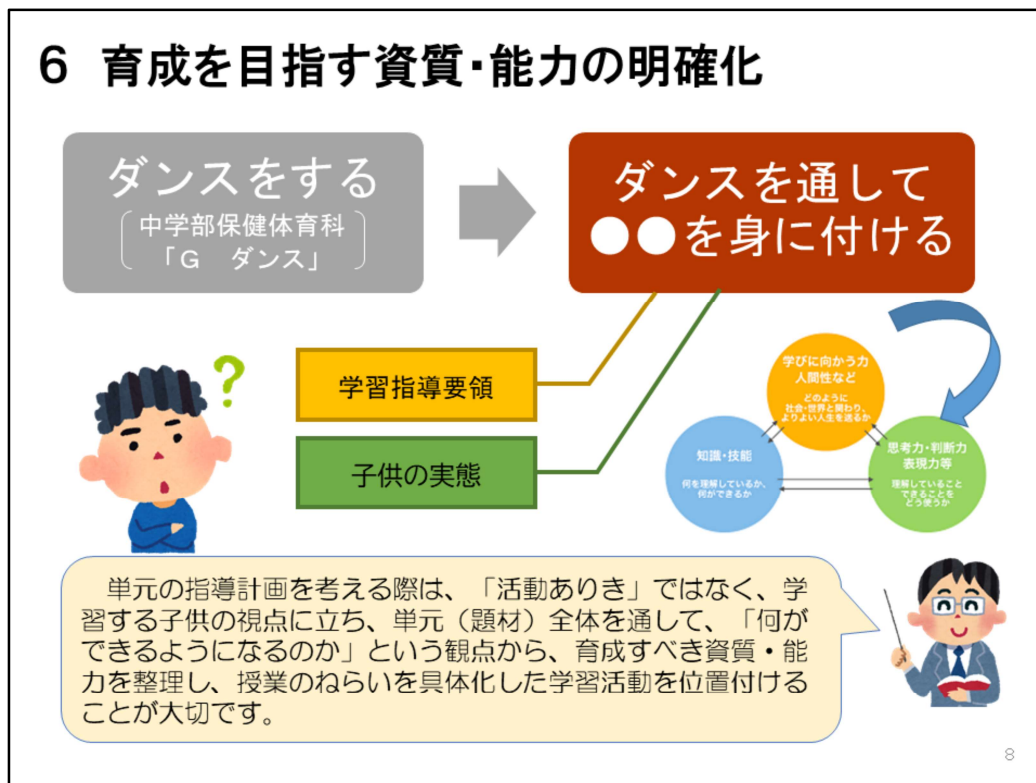
- ・観点ごとの学習状況を確実に見取るための評価方法を設定し、子供たちの学習状況を評価規準に基づいて見取り、指導の改善に生かすこと

をポイントとして単元の指導計画を作成し、指導と評価の一体化を図ることが大切です。

特に、②にあるように、何を、どのような順序で、どのような学習活動を通して学ぶと効果的に単元の目標を達成できるのかを考えたり、子供が学習課題をしっかりとつかんで、その解決に向けて追究する意欲が高まるように意図されているかどうかを教員が考えたりすることが大切です。

スライドには3点ありますが、主に①と②について説明します。

6 育成を目指す資質・能力の明確化



例えば、中学部の保健体育科で「ダンス」という単元の指導計画を考えた際、ダンスという活動のみに注目すると、指定のダンスをすることだけが、単元の目標になってしまいます。

学習指導要領では、資質・能力の三つの柱である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を、教育活動全体を通してバランスよく育成していくことが求められています。

「活動ありき」ではなく、学習する子供の視点に立ち、ダンスの単位を通して「何ができるようになるのか」という具体的な姿を、育成を目指す資質・能力の三つの柱で整理することが大切です。

中学部 保健体育科 「ダンス」の単元の目標、評価規準の作成例

単元の目標		
知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
・ダンスの行い方が分かり、ステップや振り付けを身に付ける。	・ステップや振り付けの得意・不得意に気づき、ダンスの内容を考えたり工夫したりしたことを友達に伝える。	・ダンスに進んで取り組み、友達の発表後に、次のダンスにつながる感想を伝える。

単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・ダンスの行い方が分かっている。 ・ステップや振り付けを身に付けている。	・ステップや振り付けの得意・不得意に気づき、ダンスの内容を考えたり工夫したりしている。 ・考えたり、工夫したりしたことを友達に伝えている。	・ダンスに進んで取り組み、友達の発表後に、次のダンスにつながる感想を伝えようとしている。

 単元を終えた時に、生徒はどのような力を身に付けたか？

9

こちらは、知的障がい特別支援学校中学部の保健体育科の「ダンス」の単元の目標と評価規準の作成例です。

中学部の保健体育科のダンス領域の内容と学習評価の参考資料を基に作成したものです。

目標と評価規準を3つの観点で位置付けています。

これらの目標を達成するために、どのような学習内容をどのような順序で、どの程度の時間を掛けて指導していくのか、計画を立てていきます。

7 指導計画の作成と内容の取扱い

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。



「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

児童生徒が学びを積み重ねていく【学びの過程】を構築することができるよう、単元（題材）全体を通して、学習活動のバランスを考えることが大切です。



10

資質・能力を育むための授業改善において、主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てを実現しなければならないものではありません。「付けたい力」を明確にし、単元など内容や時間のまとまりの中で、授業をデザインすることが重要です。

主体的に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚する場面、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面、また、学びを深めるために子供たちが考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかといったことがポイントです。

また、子供の実態に応じて、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たって、基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図る必要があります。

8 単元や題材のまとまりを考える

時	主な学習活動	目 標	評価の観点		
			知	思	主
1	脚のステップや腕の振り付けの練習	脚のステップを覚え、踊ることができる。	○	○	○
2	踊る曲、ステップや振り付けの選択、決定	踊る振り付けについて決定で、考えを持ち、意見を言う。			
3	振り付けの練習①	振り付けの練習①について考えを持ち、意見を言う。	○	○	○
4	振り付けの練習②	振り付けの練習②について考えを持ち、意見を言う。			
5	振り付けの確認	脚のステップや腕の振り付けとおりに踊ることができる。	○	○	○
6	コンテスト①	発表を見て、感想を言う。	○	○	○
7	振り付けの変更、改善	コンテストを鑑みて振り付けの変更、改善に考えを持ち、意見を言う。	○	○	○
8	振り付けの練習③	脚のステップや腕の振り付けとおりに踊ることができる。	○	○	○
9	振り付けの練習④	脚のステップや腕の振り付けとおりに踊ることができる。	○	○	○
10	コンテスト②	発表を見て、感想を言う。	○	○	○

11

こちらは、ある学校の保健体育科における「ダンス」の単元の指導計画の例です。

単元の目標を踏まえて、1単位時間において育成を目指す資質・能力の観点や評価する場を位置付けています。

単元を計画する際には、教員が教える場面や、子供が考える場面をどこに設定するかということや、どこで知識・技能を身に付け、それを使った学習活動をどこに設定するか、それまでの学習をどこで振り返るかなど、子供が学ぶ姿や学ぶ過程をイメージしながら学習活動を組み立てることが大切です。

スライドに示した計画では、基本となる知識・技能を習得し、振り付けの検討や練習を経て、一度発表し、他者との関わりなどから振り返り、2回目の発表会で力を発揮できるようにダンスを改善したり技能を身に付けたりしていくといったように構成されています。

子供が、単元で何をを目指すか、学習活動に対して目的や見通しを持てるようにすることは、主体的に取り組むことにつながります。

(クリックでアニメーション①を表示する)

いくつかの学校の校内研究を拝見する中で、1単位時間に育成を目指す資質・能力の三つ柱の全てを盛り込んでいる事例がありますが、ねらいがたくさんある授業では、子供自身が何を目標として力を発揮すれば良いのかが分かりにくくなってしまう。

(クリックでアニメーション①で表示した図をスライドアウトする)

このスライドの例のように、単元のどの部分で知識・技能の育成をねらうのか、学びを深めたり広げたりするために思考力・判断力を育成する部分をどこに位置付けるのかなど、単元や題材などのまとまりで資質・能力を育成することが重要です。

演習

単元の指導計画を見ながら、
以下のことを検討しましょう！

- ・子供の学習状況を把握し、単元を通じて育成を目指す資質・能力（単元の目標）が、各教科の内容に基づいて設定されているか。
- ・資質・能力の育成に向け、目標を達成するための学習活動が、単元を通してバランスよく位置付けられているか。



12

それでは、ここから演習を行います。

皆さんが担当している単元の指導計画を準備してください。

この演習では、単元の指導計画において育成を目指す資質・能力を明確化するとともに、目標の達成に向けた学習活動の位置付けについて検討します。

単元の指導計画の作成において、子供の各教科の学習状況を基に、単元を通じて育成を目指す資質・能力（単元の目標）を設定しているか、資質・能力の育成に向け、目標を達成するための学習活動が、単元を通してバランスよく、位置付けられているかなど、個人思考を行ったり、指導教諭と話し合ったりしましょう。

＜演習の進め方の例＞

- ① 個人思考（10分）
- ② 協議（10分）

☆ 指導教諭は、受講者に、個人思考の観点をスライドに示した内容を参考に提示するとともに、協議において、それらの観点を受講者に問い掛けたり、一緒に考えたりするなどして、受講者が対話しながら授業づくりに対する理解を深め、意欲や見通しを持てるようにする。

〔個人思考及び協議の観点的例〕

- ・子供の学習状況を把握し、単元を通じて育成を目指す資質・能力（単元の目標）が、各教科の内容に基づいて設定されているか。
- ・資質・能力の育成に向け、目標を達成するための学習活動が、単元を通してバランスよく位置付けられているか。

（時間経過後）

これで、「単元の指導計画」の研修を終わります。

学習評価 ～評価規準の設定～

1

これから、「学習評価」についての研修を始めます。

この研修は、子供たちの学びや教員の指導の改善につなげるための学習評価の充実に向け、指導と評価の一体化や評価場面・評価方法の計画についての説明や、評価規準を作成する演習を通して、学習評価の基本的な考え方を理解することをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明20分、演習20分）

1 特別支援学校における学習評価

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においても、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころとして、評価規準を作成することが必要である。



各教科等の指導に当たっては、特別支援学校において、幼児児童生徒一人一人の指導目標、指導内容等の明確化のために個別の指導計画を作成することとなるが、その際、各学校において定める各教科等の評価規準の内容を指導目標、指導内容等の設定に活かすことが考えられる。

「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料」文部科学省（令和2年） 2

学習評価について、特別支援学校においても、小・中学校等と学習評価の考え方は変わりません。

各教科の学習評価においては、学習指導要領に示されている目標に準拠した評価を行います。

その際、子供がどれくらい成長したかを測るために、評価の規準となるものが必要になります。

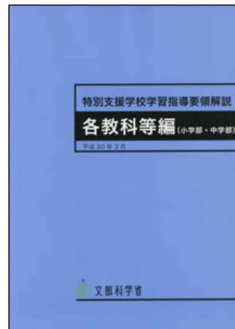
そのため、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校においても、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころとして、評価規準を作成することが必要です。

また、特別支援学校においては、各教科等の指導に当たり、子供一人一人に個別の指導計画を作成しているため、各教科等の評価規準の内容を子供一人一人の指導目標や指導内容の設定に活かすことが大切になります。

2 内容のまとまりごとに資質・能力を育成

平成29年改訂学習指導要領においては資質・能力の三つの柱に基づく構造化が行われたところであり、基本的には、学習指導要領に示す各教科等の「2 各段階の目標及び内容」の「(2) 内容」において、「内容のまとまり」ごとに育成を目指す資質・能力が示されている。

「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料」文部科学省（令和2年）



「内容のまとまり」

中学部 保健体育科 (2) 1段階の目標と内容 イ 内容

G ダンス

ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア ダンスの楽しさや喜びに触れ、その行い方が分かり、基本的な動きや技能を身に付け、表現したり踊ったりすること。

イ ダンスについての自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

ウ ダンスに進んで取り組み、友達の動きを認め協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

3

学習指導要領においては、各教科等の「2 各段階の目標及び内容」の「(2) 内容」において、「内容のまとまり」ごとに育成を目指す資質・能力が示されています。

例えば、特別支援学校学習指導要領解説の各教科等編において、中学部 保健体育科 1段階の目標と内容には、1段階の生徒がダンスにおいて、育成を目指す資質・能力が、ア～ウで示されています。

単元の最後に、「内容のまとまり」ごとに育成を目指す資質・能力がどの程度、生徒に身に付いたのかを評価しますが、学習指導要領に示す目標の実現状況を判断するよりどころとなるのが評価規準です。

例：単元の目標

中学部 保健体育科 「ダンス」の単元目標

単元の目標		
知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
・ダンスの行い方が分かり、ステップや振り付けを身に付ける。	・ステップや振り付けの得意・不得意に気付き、ダンスの内容を考えたり工夫したりしたことを友達に伝える。	・ダンスに進んで取り組み、友達の発表後に、次のダンスにつながる感想を伝える。

4

知的障がい特別支援学校中学部の保健体育科の「ダンス」の単元の目標の例です。

単元目標として、学習指導要領に示された「G ダンス」の内容を基に、観点別で設定されています。

3 内容のまとめりごとに評価規準を作成

「(2) 内容」の記載はそのまま学習指導の目標となりうるものである。学習指導要領の目標に照らして観点別学習状況の評価を行うに当たり、児童生徒が資質・能力を身に付けた状況を表すために、「(2) 内容」の記載事項の文末を「～すること」から「～している」と変換したもの等を本参考資料において「内容のまとめりごとの評価規準」と呼ぶこととする。

「内容のまとめりごとの評価規準」



「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料」文部科学省（令和2年） 5

学習指導要領においては、各教科等の「2 各段階の目標及び内容」の「(2) 内容」において、「内容のまとめり」ごとに育成を目指す資質・能力が示されていました。

学習指導要領で示されていた「(2) 内容」の記載は、そのまま学習指導の目標となりうるものです。（しなければならない、ということではないことに留意する。）

こうしたことから、「(2) 内容」の記載事項の文末を「～についてすること」から「～している」等と変換して、学習指導における評価規準を作成することができます。

学習指導の目標設定をしたり、評価規準の作成したりする際、「(2) 内容」の記載事項を基に具体的にすることは可能です。一方で、目標や評価規準を具体的にする場合、当該の教科の目標や、後で説明する評価の観点及びその趣旨を逸脱しないことに留意する必要があります。

「内容のまとめりごとの評価規準」については、文部科学省から「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料」、「特別支援学校高等部 学習評価参考資料」が示されています。Webページからダウンロードすることができるため、評価規準を作成する際の参考にしてください。

例：単元の指導計画

※単元～「教材や学習活動を主題ごとに関連をもたせ、一定の教育目的のためにひとまとめにされた学習計画」

中学部 保健体育科 「ダンス」の単元の指導計画

時	主な学習活動	目 標	評価の観点		
			知	思	主
1	脚のステップや腕の振り付けの練習	脚のステップや腕の振り付けが分かり、踊ることができる。	○		
2	踊る曲、ステップや振り付けの選択、決定	踊る振り付けの選択や決定で、考えを持ち、意見を言う。			
3	振り付けの練習①	振り付けの出来映えや変更点などについて考えを持ち、意見を言う。		○	
4	振り付けの練習②				
5	振り付けの確認	脚のステップや腕の振り付けを決めたとおりに踊ることができる。	○		
6	コンテスト①	発表を見て、感想を言う。			○
7	振り付けの変更、改善	コンテストを振り返り、振り付けの変更、改善に考えを持ち、意見を言う。		○	
8	振り付けの練習③	脚のステップや腕の振り付けを決めたとおりに踊ることができる。	○		
9	振り付けの練習④		○		
10	コンテスト②	発表を見て、感想を言う。			○

6

これは、単元の指導計画の例です。

単元の評価規準を踏まえて、1単位時間において育成を目指す資質・能力の観点や評価規準が位置付けられています。

例えば、1時間目の目標は、「脚のステップや腕の振り付けが分かり、踊ることができる。」で、主な学習活動は、脚のステップや腕の振り付けの練習となっています。

これは、主に学習する内容が知識及び技能ですので、評価の観点を知識・技能としています。

「内容のまとめり」であるダンスの内容については、単元全体を通して、資質・能力の育成を図ります。

1単位時間で、重点とする観点を明確にして、目標や評価規準を位置付けていくことが大切になります。

4 学習評価の基本的な考え方

学習評価とは・・・

学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するもの

- 子供たち自身が自らの学びを振り返って、次の学びに向かうことができるようにする。
- 「子供たちにどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図る。

指導と評価の一体化

評価場面や
評価方法の計画

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」 中央教育審議会（平成28年）

7

ここで、学習評価の基本的な考え方を改めて確認します。

学習評価は、学校における教育活動に関し、子供たちの学習状況を評価するものです。

子供たち自身が自らの学びを振り返って、「次の学びに向かう」ことができるようにするとともに、「子供たちにどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が「指導の改善」を図ることが重要です。

学習評価は、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で改善を進めるため、個々の授業のねらいをどこまでどのように達成したかだけではなく、子供たち一人一人が、前の学びからどのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを捉えていけるような学習状況の評価が求められます。

学習指導案を作成する際には、指導と評価が一体となった展開となっているか、評価場面や評価方法が明確に位置付いているかを確認するようにします。

例：単元の7時間目の評価規準

中学部 保健体育科 「ダンス」の単元の指導計画

時	主な学習活動	目 標	評価の観点		
			知	思	主
1	脚のステップや腕の振り付けの練習	脚のステップや腕の振り付けが分かり、踊ることができる。	○		
2	踊る曲、ステップや振り付けの選択、決定	踊る振り付けの選択や決定で、考えを持ち、意見を言う。			
3	振り付けの練習①	振り付けの出来映えや変更点などについて考えを持ち、意見を言う。		○	
4	振り付けの練習②				
5	振り付けの確認	脚のステップや腕の振り付けを決めたとおりに踊ることができる。	○		
6	コンテスト①	発表を見て、感想を言う。			○
7	振り付けの変更、改善	コンテストを振り返り、振り付けの変更、改善に考えを持ち、意見を言う。		○	
8	振り付けの練習③	脚のステップや腕の振り付けを決めたとおりに踊ることができる。	○		
9	振り付けの練習④		○		
10	コンテスト②	発表を見て、感想を言う。			○

8

再び、単元計画の例を確認します。

7時間目は、目標が、「コンテストを振り返り、振り付けの変更、改善に考えを持ち、意見を言う。」です。

このうち、主な学習活動として、振り付けの改善が設定されており、評価の観点としては、思考・判断・表現、評価規準としては、「振り付けの変更、改善に考えを持ち、意見を言っている。」と設定することが考えられます。

ここでは、単元での指導を通して身に付けた思考・判断・表現を発揮する生徒の姿を確実に見取ることが求められます。

例：単元の評価規準

中学部 保健体育科 「ダンス」の単元の目標及び評価規準

単元の目標		
知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
・ダンスの行い方が分かり、ステップや振り付けを身に付ける。	・ステップや振り付けの得意・不得意に気付き、ダンスの内容を考えたり工夫したりしたことを友達に伝える。	・ダンスに進んで取り組み、友達の発表後に、次のダンスにつながる感想を伝える。

単元の評価規準		
知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・ダンスの行い方が分かっている。 ・ステップや振り付けを身に付けている。	・ステップや振り付けの得意・不得意に気付き、ダンスの内容を考えたり工夫したりしている。 ・考えたり、工夫したりしたことを友達に伝えている。	・ダンスに進んで取り組み、友達の発表後に、次のダンスにつながる感想を伝えようとしている。

9

例示した「ダンス」の単元の評価規準を確認します。

思考・判断・表現の評価規準は、「ステップや振り付けの得意・不得意に気付き、創作ダンスの内容を考えたり工夫したりしている。」「考えたり、工夫したりしたことを友達に伝えている。」と設定されています。

5 評価場面と評価方法の計画

本時の評価規準

- ・自分が好きな動きをダンスに活かせるように新しい振り付けを考えたり、自分の考えを他者に伝えたりしている。
(思考・判断・表現)

生徒が考えている姿や表現している姿を見取る

評価場面	評価方法
・教員との会話 ・友達との話し合い活動 など	・発言内容 ・話す際の表情や身振り など

10

授業において、子供の学習状況を評価するためには、評価場面と評価方法を計画し、授業の展開に位置付けることが大切です。

本時の評価規準は、「自分が好きな動きをダンスに活かせるように新しい振り付けを考えたり、自分の考えを他者に伝えたりしている。」という思考・判断・表現を主な観点として設定しています。

生徒が考えている姿や表現している姿を見取るためには、評価する場面と評価方法をどのようにしたら良いでしょうか。

例えば、評価場面は、教員との会話や友達との話し合い活動が考えられます。また、評価方法としては、発言内容や相手に話す際の表情や身振りから見取ることが考えられます。

発言した回数等、表面上表れた様子だけに注目するのではなく、発言している言葉の内容であったり、発言していない場合でも、振り付けや、伝えようとする表現を見取り、生徒が考えている姿や表現している姿を見取ることが大切です。

特に、障がいのある子供に対する教育を行う特別支援学校においては、できた、できないという二者択一の評価ではなく、子供がどの程度内容を理解し、どこまで力を発揮できたのか、子供の姿を丁寧に見取ることが求められます。

このように評価場面と評価方法を事前に計画して、教員で共通理解しておくことで、授業中の「○○さんは、どんな振り付けがいいと思う？」など、教員から生徒の発言を促したり、話し合い活動の時間を十分に確保して、生徒の考えを引き出したりするといった手立ての工夫にもつながります。

6 授業改善につながる学習評価とする

評価規準・・・学習指導要領に示す目標の実現
の状況を判断するよりどころ



指導と評価の一体化を図るために

① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと

② 教師の指導改善につながるものにしていくこと

③ これまで慣行として行われてきた
ことでも、必要性・妥当性が認めら
れないものは見直していくこと

今日、友達とたくさん
話した人？



「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」中央教育審議会（平成31年）¹¹

学習評価は、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころです。

学習評価から明らかになった成果と課題は、子供が目指す資質・能力を身に付けることができるように次時の授業改善につなげ、子供の学びの質を一層高める工夫に取り組むことが求められます。

指導と評価の一体化を図るためには、

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくことから、学習評価の充実を図ることが重要です。

これまで慣行として行われてきたこと、例えば、授業のまとめの際に、教員から「今日、友達とたくさん話した人？」と全体に声を掛け、生徒が手を挙げたことをもって、「目標を達成した」と評価している場合など、評価場面や評価方法が学習評価として適切かどうかを教職員で話し合うなど、子供の学習状況を適切に見取る方法を学校全体で見直しをしていくことが大切です。

＜知的障がい教育における学習評価の課題＞

何をどう評価するか、教師間で共通理解がされていないことから、授業においても評価が曖昧になり、児童生徒の学習状況を適切に把握することができない。

「国立特別支援教育総合研究所研究紀要」（2016）



児童生徒の資質・能力を育成するために、
目標に準拠した評価により、一人一人の学習状況を見取り、
児童生徒の学習改善や教員の指導改善につなげること。

12

知的障がい教育における学習評価の課題としては、何をどう評価するか、教師間で共通理解がされていないことから、授業においても評価が曖昧になり、子供の学習状況を適切に把握することができないことが指摘されています。

子供の資質・能力を育成するために、目標に準拠した評価により、一人一人の学習状況を見取り、子供の学習改善や教員の指導改善につなげることが大切です。

単元の目標を基に、単元の評価規準を
作成してみましょう！

13

それでは、ここから単元の評価規準を作成する演習を行います。
皆さんが担当している単元の指導計画を準備してください。

演習

「単元の目標から単元の評価規準を作成する。」

単元の目標		
知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
・	・	・

単元の評価規準		
知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・	・	・

14

＜演習の進め方の例＞

① 個人思考（10分）

皆さんが担当する単元の指導計画を基に、この研修で説明があった内容を踏まえ、単元の評価規準を検討し、記入してみましょう。

まず、上段の青い枠には、単元の目標を記入します。

その後、赤い枠で示した部分の、単元の評価規準について各自で検討し、記入します。

② 協議（10分）

個人思考で記入したものを基に、学習指導要領解説や学習評価参考資料を参照し、指導教諭や受講者同士で対話し検討する。

〔個人思考及び協議の観点の例〕

- ・ 目標の文末を「～すること」から「～している」に変換するなどし、評価規準として用いることができる表現になっているか。
- ・ 目標や評価規準を具体的にする場合、取り扱う教科の目標や評価の観点及びその趣旨を逸脱していないか。

（学習指導要領解説や学習評価参考資料を参照して確認する。）

（時間経過後）

これで、「学習評価」の研修を終わります。

学習指導案の作成

1

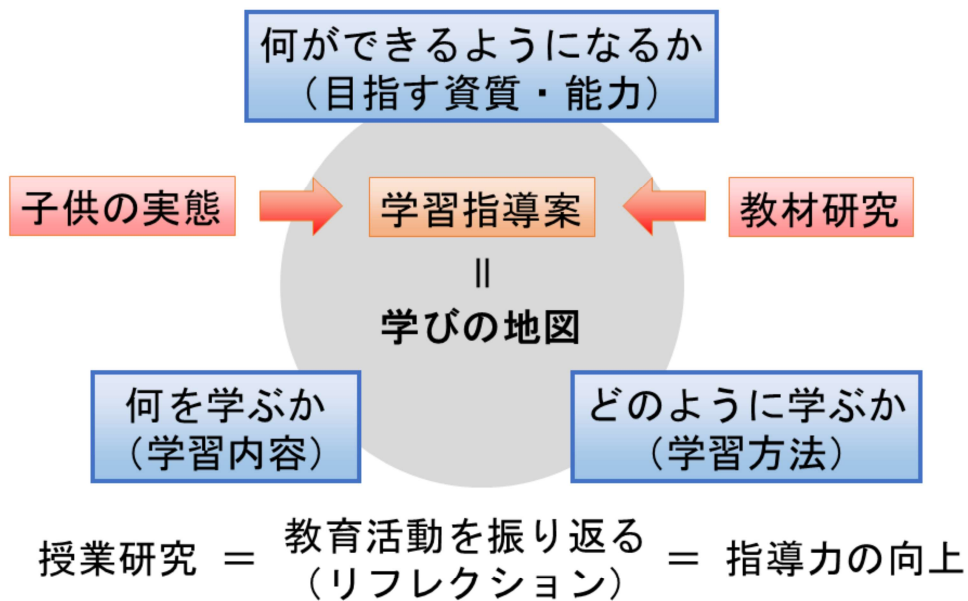
これから、「学習指導案の作成」についての研修を始めます。

この研修では、学習指導案の作成の意義や、作成に当たって特に意識してほしいことについて説明します。

説明の後、学習指導案の作成に向けて、自校の学習指導案の様式や作成の進め方などについて確認する演習を設定しています。

(時間の目安：説明15分、演習20分)

1 学習指導案とは



「学習指導案の書き方」NITS 2

学習指導案の作成の意義についてです。

学習指導案を作成することは、育成を目指す資質・能力を明確にし、子供が何を学ぶのか、どのように学ぶのかという授業の内容や手順を具体的に考えていくことです。

これを書き表したものが学習指導案であり、ねらいに到達するまでの学びの地図となります。

学習指導案を作成するためには、子供の実態を把握したり、教材研究を行ったりする必要があります。

実態把握については、セクションⅠの実態把握の研修資料を参照してください。

学習指導案を作成する作業は、時間を要する作業です。

しかしながら、学習指導案を作成することで、その教科や指導、子供の理解が深まります。

また、指導することが明確となるだけでなく、授業後に、うまくいった点やうまくいかなかった点などを洗い出し、それはなぜかを考える授業研究に役立てることができます。

自らの教育活動を振り返ることは、指導力の向上に欠かせないものです。

2 学習指導案の項目

- 1 単元名
- 2 単元について
 - (1) 児童（生徒）の実態について
 - (2) 教材について
 - (3) 指導について
- 3 単元の目標
- 4 単元の評価規準
- 5 単元の指導計画
- 6 本時の学習
 - (1) 本時の目標と評価規準
 - (2) 本時の展開

The image shows a sample page from a Japanese lesson plan (学習指導案). It contains several sections: 'Unit Name' (単元名), 'Unit Overview' (単元について), 'Objectives' (単元の目標), 'Evaluation Standards' (単元の評価規準), and 'Lesson Plan' (単元の指導計画). The page is filled with text and tables, providing a detailed example of how a lesson plan should be structured.

「学校教育の手引き P78～79」北海道教育委員会（令和5年）

3

学習指導案の項目です。

この学習指導案の項目は、教科や学校などにより異なる場合があります。

また、この後説明しますが、特別支援学校においては、子供の実態が様々であるため、個別に記載している項目もあります。

ここで説明したとおりに書かなければならないということではありませんので、どのような項目を、どのような順序で記載するかについては、自校の様式などを確認してください。

学習指導案は、大きく分けて、単元と本時の内容からなります。

本時の目標の明確化や単元の指導計画、評価規準の作成については、本プログラムの別の研修資料で説明していますので、この研修では、スライドに示している項目の中で、特別支援学校において個別に記載している例や、学習指導要領を踏まえ、特に留意していただきたい項目について説明します。

なお、この研修の説明でも参考にしていますが、一般的な学習指導案の作成について、独立行政法人教職員支援機構（NITS）の研修動画で解説されていますので、そちらと併せて御覧いただければと思います。

3 単元について

(1) 児童（生徒）の実態について

- ・全般的な発達の様子や障がいの程度、特徴など
- ・学習の履歴や日常の学習における児童（生徒）の実態
- ・本単元に対する興味・関心など

(2) 教材について

- ・何を学ぶのか（内容）
- ・何ができるようになるのか（資質・能力）

(3) 指導について

- ・どのように学べるようにしていくか（指導方法）

参考：「学習指導案の書き方」NITS

4

単元については、単元を設定した理由や意図について、児童（生徒）の実態、教材、指導についての3点で述べていきます。

1つ目は、子供の実態についてです。

子供の障がいの状態や日常の学習における実態、本単元に対する興味・関心などについて述べます。

それまでの学習の記録や個別の指導計画等を活用すると良いと思います。

2つ目は、教材についてです。

単元で扱う教材から、子供が何を学ぶのか、そして、何ができるようになるのか、教材の価値について述べます。

3つ目は、指導についてです。

児童生徒の実態と教材についてを踏まえ、どのように指導していくか、手立てや工夫について述べます。

詳細な内容は、後で単元の指導計画や本時案で述べることとなりますので、ここでは簡潔に述べるようにします。

❖ 児童（生徒）の実態についての個別の記載例

3 児童生徒の実態

氏名	生活全般の実態	単元（題材または主題）に関する実態
A	- 指示を聞いて理解し、行動することができる。 - 教員の問いかけに対して挙手して答えることは難しいが、促すと答えることができる。 - 好きなことややりたい活動に対しては、意欲的に取り組むことができる。 - 勝敗へのこだわりがある。	- 繰り上がりのある足し算、繰り下がりのある引き算が出来る。 4位数を数えることが出来る。 10分単位の時刻を読むことが出来る。
B	- 指示を聞いて理解し、行動することができる。 - 教員の問いかけに対して積極的に言葉で答えることができる。 - 脳性麻痺による両上下肢の機能障害があり、発語の不明瞭さがある。 - 麻痺のため、文字は大きくゆっくり書く。 - 積極的に友達と関わることが出来る。 - 苦手なことには消極的な姿勢を示す。	- 繰り上がりの無い足し算が出来る。 4位数を数えることが出来る。 30分の時の時刻を読むことが出来る。
	- 指示を聞いて理解し、行動することができる。 - 教員の問いかけに対して自信のあるものでは積極的に言葉で答えることが出来る。	- 繰り上がりの無い足し算が出来る 4位数を数えることが出来る。 10分の時の時刻を読むことが出来る

「学習指導案データベース」埼玉県立総合教育センター

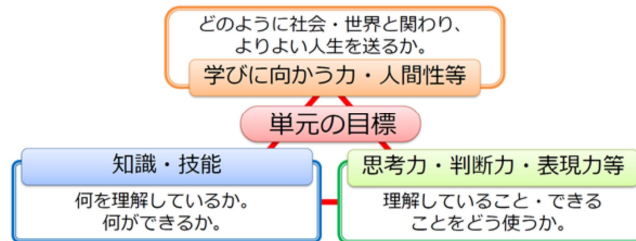
5

これは、先ほどの単元についての記述と別に、子供の個別の実態を記載した例です。

単元についての文章では簡潔に述べ、個別の実態をこのように示す方法も考えられます。

4 単元の目標

資質・能力の3つの柱で設定



5 単元の評価規準①

評価の3つの観点で作成



参考：「学習指導案の書き方」NITS

6

単元の目標と評価規準についてです。

まず、単元の目標についてです。

学習指導要領では、スライド上段の育成を目指す資質・能力の3つの柱をバランスよく育むことに留意することが示されています。

そして、各教科等の目標や内容も、この3つの柱で整理して示されています。

そのため、単元の目標もこの3つの柱から検討し、単元を通して、子供にどのような資質・能力を身に付けさせたいかを記入します。

その際、子供の実態や取り扱う各教科の内容を踏まえることが大切です。

単元の指導計画については、別に研修資料がありますので、そちらも確認してください。

次に、単元の評価規準についてです。

学習指導要領では、指導と評価の一体化の観点から、3つの評価の観点が示されています。

特別支援学校においても、各教科の学習評価について、学習指導要領に示されている目標に準拠した評価を行う必要があり、子供がどれくらい成長したかを測るために、評価規準を作成し記入します。

学習評価についても、別に研修資料がありますので、そちらを確認してください。

5 単元の評価規準②

【単元の指導計画】

学年：小学部第3学年

単元名：「なんばんめ」

教材：さんすう☆☆（文科省著作）

単元の目標

- ・数の系列が分かり、順序や位置を表すのに数を用いることができる。【知識及び技能】
- ・数詞と数字、ものとの関係に着目し、数の表し方について考え、それらを学習や生活で興味を持って生かすことができる。【思考力、判断力、表現力等】
- ・数量に関心を持ち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ。
【学びに向かう力、人間性等】

評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
① 数の系列が分かり、順序や位置を数字で表すのに数を用いている。	① 数詞と数字、ものとの関係に着目し、数の表し方について考え、それらを学習や生活で興味を持って生かしている。	① 数量に関心を持ち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味を持って学ぼうとしている。

「令和3年度特別支援教育教育課程編成の手引」北海道教育委員会（令和3年11月）

7

スライドは、知的障がい特別支援学校小学部の教科別の指導、算数科の例です。

これは、教科別の指導の例ですが、各教科等を合わせた指導においても、単元の目標を資質・能力の3つの柱から設定し、単元の評価規準を3つの観点で作成する必要があります。

これが明確になっていなければ、単元において子供が何を学ぶのか、単元を通して何を身に付けさせたいのかがあいまいになり、子供への具体的な指導内容や学習活動、評価も曖昧になってしまいますので、単元の目標と評価規準は明確に位置付けましょう。

この他の例についても、「令和3年度特別支援教育教育課程編成の手引」の別冊に掲載しており、単元の指導計画や本時案の例も示していますので、参考にしてください。

❖ 単元の目標についての個別の記載例

5 単元の個別の目標			
	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
A 児	5までのものの集まりや数詞と対応した数字の意味が理解できる。	5までの数詞と数字、ものとの関係に着目し、数の数え方や数の大きさの比べ方、表し方について考え、それらを学習や生活で興味を持って生かすことができる。	5までのものの集まりや数詞に関心を持ち、数の数え方や数の大きさの比べ方、表し方のよさを感じながら、興味を持って学ぼうとする。
B 児	5までのものの集まりや数詞と対応した数字の意味が理解できる。	5まで数詞と数字、ものとの関係に着目し、数の数え方や数の大きさの比べ方、表し方について考え、それらを学習や生活で興味を持って生かすこと	5までのものの集まりや数詞に関心を持ち、数の数え方や数の大きさの比べ方、表し方のよさを感じながら、興味を持って学ぼうとする。

「みやぎ授業づくりガイド」宮城県立総合教育センター（令和3年）

8

これは、先ほどの単元の目標について、個別に記載した例です。

同じ学習集団であり、また、同じ教科の段階である子供であっても、実態は異なるため、単元の目標や評価規準をよりどころとして、子供の実態に応じて具体的な指導内容を設定し、評価することが大切です。

こうしたことを踏まえて、スライドのように、単元の目標を個別に記載し、整理している事例があります。

6 単元の指導計画

単元の指導計画						
時	○主な学習活動	・内容	※指導上の配慮	知	思	態
1	○ 本単元のねらいや内容の説明 ・ 日常生活で数字や数に関わるものを発見する。 ※ 校内に、順序数や集合数となるものを予め見付けておく。(跳び箱、教室の並び順、運動会用着順旗、下駄箱 等)					①
2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7	○ 運動会の順位を競っている5匹のうさぎを、「○番目」と順序で表す。 ・ 「一番のうさぎはどれ」「青のうさぎは何番かな」などと発問し、順位を確認する。 ・ うさぎと賞旗を線で結び、順序と数詞・数字を結び付ける。 ※ 教師がうさぎのペープサートを動かし、かけっこの場面を想起できるようにする。 ※ メダルをもらえるうさぎの数を数え集合数を確認するなどして、順序数と集合数の違いに気付けるようにする。 ○ カーレースをしている10台の車の順位を、「○番目」と表現する。 ・ 「遠くまで走った車はどれ」「バトカーは何番かな」などと発問し、順位を確認する。 ※ マグネットを貼った車、順位旗を用意し、カーレースをイメージできるようにする。 ○ ミニカーでのカーレースを行い、自分の車の順位を、「○番目」と表現する。 ※ カーレースを行い、数を用いて順位を表現する必要性を感じられるようにする。			① ①		ポイント②
8 ・ 9	○ 動物やケーキの位置を、「木の方から数えて○番目」などと順序で表す。 ・ 教科書に掲載されている様々な動物について、基準を定めたり、基準を変えたりしながら、「(基準) から数えて○番目」と表現する。 ・ 教室の座席配置を活用し、「○○さんは廊下から数えて何番目かな」「□□さんは窓から数えて何番目かな」などと発問し、自分の位置を順序で表現する。 ○ 紙飛行機大会を開催し、誰の紙飛行機が一番遠くまで飛んだか、順位付けする。 ・ 誰が紙飛行機を一番遠くまで飛ばせたか順位を確認する。 ※ 体育館などの広い場所を使用し、自分が飛ばした飛行機の位置まで、実際に移動するなどして、自分の順位を確認できるようにする。 ※ 紙飛行機大会を行い、数を用いて順位を表現する必要性を感じられるようにする。				① ①	ポイント③ ポイント②

「令和3年度特別支援教育教育課程編成の手引」北海道教育委員会（令和3年11月）

- 単元の目標の達成に向けた学習活動になっているか
- どのように評価をするか

9

次に、単元の指導計画です。

単元の目標や評価規準を踏まえ、その達成に向けた学習活動を検討するとともに、どの時間にどのような方法で評価をしていくかといった評価の計画も検討することが大切です。

単元の指導計画については、先ほども説明したように、別に研修資料がありますので、そちらも確認してください。

スライドには、例の一つを示しています。

右側の欄に、「知」、「思」、「態」とあるように、授業におけるねらいを明確にすることや、主体的・対話的で深い学びの視点から、子供がどのように学ぶか、単元の展開を検討することが大切です。

7 本時の学習

- (1) 本時の目標と評価規準
 - ・単元の目標を踏まえ焦点化する
- (2) 本時の展開
 - ・「導入→展開→終末」の流れ
 - 導入：児童生徒の疑問、気付き→学習問題
 - 展開：学習問題を解決する活動
 - 終末：学習問題に対するこたえ
 - 本時の学習の振り返り

参考：「学習指導案の書き方」NITS

10

本時の学習についてです。

本時の目標や評価規準は、本時で達成を目指し、評価する子供の姿を記入します。

単元の目標は、資質・能力の3つの柱から設定しますが、実際の1単位時間の授業で3つの柱の目標をすべて達成することは難しいことです。

また、単元の評価規準についても、3つの観点から設定しますが、本時の評価は授業を行いながらの評価となりますので、実際に3つの評価をすることは難しいことです。

そのため、学習内容を考慮しながら、目標及び評価規準を焦点化することが大切です。

また、本時の展開について、本時の目標の達成に向けて、「導入、展開、終末」の流れで検討します。

単元の指導計画において、この時間はどのように学んでほしいといったように、主体的・対話的で深い学びの視点で考えていたことを具体化するとともに、学習活動における手立てや工夫が、子供の学ぶ姿を引き出し、本時の目標の達成に向けたものとなっているかを確認しましょう。

このことについては、授業づくりの基本の研修資料でも説明していますので、確認してください。

〔参考資料〕

令和3年度 特別支援教育教育課程編成の手引

令和3年11月
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課



『ペンギン』
小学部第1学年
木村 壮樹（きむら しょうじ）さん

単元の指導計画 一単位時間の指導計画

事例No.	教科（学年／学期）	学校／学級	ページ
事例1	小学校国語科（第4学年）	視覚障がい特別支援学校小学部	1、2
事例2	小学校算数科（第3学年）	経済自由特別支援学校小学部	3、4
事例3	中学校国語科（第2学年）	視覚障がい特別支援学校中学部	5、6
事例4	中学校数学科（第2学年）	視覚障がい特別支援学校中学部	7、8
事例5	高等学校国語科（第1学年）	視覚障がい特別支援学校高等部	9、10
事例6	高等学校数学科（第1学年）	視覚特別支援学校高等部	11、12
事例7	知的障害国語科（小学部1段階）	経済自由特別支援学校中学部	13、14
事例8	知的障害算数科（小学部1段階）	経済自由特別支援学校小学部	15、16
事例9	知的障害国語科（小学部2段階）	知的障がい特別支援学校小学部	17、18
事例10	知的障害算数科（小学部2段階）	知的障がい特別支援学校小学部	19、20
事例11	知的障害国語科（小学部3段階）	視覚障がい特別支援学校小学部	21、22
事例12	知的障害算数科（小学部3段階）	知的障がい特別支援学校小学部	23、24
事例13	知的障害国語科（中学部1段階）	視覚特別支援学校中学部	25、26
事例14	知的障害数学科（中学部1段階）	視覚特別支援学校中学部	27、28
事例15	知的障害国語科（中学部2段階）	視覚障がい特別支援学校中学部	29、30
事例16	知的障害数学科（中学部2段階）	知的障がい特別支援学校中学部	31、32
事例17	知的障害国語科（高等部1段階）	知的障がい特別支援学校高等部	33、34
事例18	知的障害算数科（高等部1段階）	経済自由特別支援学校高等部	35、36
事例19	知的障害国語科（高等部2段階）	知的障がい特別支援学校高等部	37、38
事例20	知的障害数学科（高等部2段階）	知的障がい特別支援学校高等部	39、40
事例21	小学校国語科（第1学年）	盲学校・視覚障がい特別支援学校	41、42
事例22	小学校算数科（第4学年）	盲学校・聴覚障がい特別支援学校	43、44
事例23	中学校国語科（第1学年）	盲学校・聴覚障がい特別支援学校	45、46
事例24	中学校数学科（第1学年）	盲学校・聴覚障がい特別支援学校	47、48
事例25	自立活動／小学校国語科（第3学年）	小学校通級による指導（しど）	49、50



令和3年度特別支援教育教育課程編成の手引 別冊 単元の指導計画 一単位時間の指導計画

説明の中でも紹介しましたが、学習指導案において、単元の指導計画や本時案を検討、作成する際の参考にしてください。

演習

学習指導案について 確認をしましょう！

- ・学習指導案の様式の各項目を確認しましょう。
- ・作成、検討に至る業務の流れやスケジュールを確認しましょう。
- ・研究授業をどの教科、単元で実施するか、検討しましょう。
- ・作成に当たって必要な資料等には、どのようなものがあるかを確認しましょう。

12

それでは、ここから演習を行います。

この演習は、学習指導案の作成前を想定しています。

自校の学習指導案を準備してください。（様式を定めていない場合は、過年度のものや参考とする予定のものを準備する。）

この演習では、学習指導案の様式、作成の流れ、ポイントとなることなどについて指導教諭と確認し、理解することをねらいとしています。

受講者が、学習指導案の作成を進めたり、必要に応じて相談したりできるよう、指導教諭が、自校の学習指導案や作成の流れについて説明したり、説明した内容を振り返り、作成に当たってポイントとなることを確認したりしましょう。

<演習の進め方の例>

- ① 〔確認する内容の例〕を参考に、指導教諭から説明、受講者と確認（15分）
- ② 受講者からの質問（5分）

☆ 指導教諭は、受講者が、学習指導案の作成や検討の参考とすることができるよう、説明の中で、学校において定めていることのほか、自身が以前工夫したことなどを助言する。

また、受講者の理解度や不安な点などについて対話を通して把握しながら、受講者が予定している授業の教科や単元、授業者などを踏まえ、作成や相談を進める見通しやコツなどについて助言する。

〔確認する内容の例〕

- ・学習指導案の様式の各項目を確認しましょう。
- ・作成、検討に至る業務の流れやスケジュールを確認しましょう。
- ・研究授業をどの教科、単元で実施するか、検討しましょう。
- ・作成に当たって必要な資料等には、どのようなものがあるかを確認しましょう。

（時間経過後）

これで、「学習指導案の作成」についての研修を終わります。

主体的・対話的で深い学び

1

これから、「主体的・対話的で深い学び」についての研修を始めます。
この研修は、単元の指導計画において、子供が単元の目標の達成に向け、各授業においてどのように学ぶかを考え、単元をデザインすることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の視点について理解することをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明10分、演習20分）

1 「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の視点について

授業づくりの基本「5つの視点」

〔視点1〕 育成を目指す資質・能力の明確化

〔視点2〕 内容や時間のまとまりを見通した単元（題材）のデザイン

〔視点3〕 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を支える手立て

〔視点4〕 全ての児童が安心して学ぶことができる環境づくり

〔視点5〕 特別な配慮を必要とする児童への指導内容や指導方法の工夫

- ・ **主体的**に学習に取り組めるよう、**自身の学びや変容を自覚できる場面**を設定する。
- ・ **対話**によって**自分の考えなどを広げたり深めたりする場面**を設定する。
- ・ **学びの深まり**を作り出すために**児童が考える場面と教師が教える場面**を組み立てる。

「令和5年度小学校教育課程改善の手引」北海道教育委員会（令和5年3月）²

主体的・対話的で深い学びの授業改善の視点について説明します。

令和5年度小学校教育課程改善の手引では、授業づくりの基本として5つの視点が示されています。

この中の〔視点2〕では、「主体的に学習に取り組めるよう、自身の学びや変容を自覚できる場面を設定する。」「対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を設定する。」「学びの深まりを作り出すために児童が考える場面と教員が教える場面を組み立てる。」の、授業改善の視点について解説しています。

この後のスライドで、「主体的な学び」や「対話的な学び」について、学習者の視点（姿）と、それを引き出すための授業者の視点について確認します。

2 主体的な学び

○ 主体的に学習に取り組めるよう、自身の学びや変容を自覚する

<学習者の視点>

- ・ 学ぶことに興味や関心を持つ
- ・ 自己のキャリア形成の方向性と関連付ける
- ・ 見通しを持つ
- ・ 粘り強く取り組む
- ・ 自己の学習活動を振り返って次につなげる

<授業者の視点>

- ・ 既習事項を振り返る
- ・ 具体物を提示して引き付ける
- ・ 子供が明らかにしたくなる学習課題を設定する
- ・ 子供が自らめあてをつかむようにする
- ・ 学習課題を解決する方向性について見通しを持てるようにする
- ・ 子供が自分の考えを持つようにする
- ・ 子供の思考を見守る
- ・ 子供の考えを生かしてまとめる
- ・ 思考を交流する場面を作る
- ・ 交流を通じて思考を広げる
- ・ 協働して問題解決する
- ・ その日の学びを振り返る
- ・ 新たな学びに目を向けるようにする

「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について」 国立教育政策研究所（令和2年6月）³

主体的・対話的で深い学びとは、学習指導要領に示された内容を、子供が「どのように学ぶか」について、具体的な姿として示したものです。

子供の具体的な学びの姿を考えながら、単元、題材のデザインを考えることが大切です。

主体的に学習に取り組めるよう、学習者、つまり子供側からの視点と教員、授業者側からの視点で考えることで、主体的・対話的で深い学びを実現するために教員が何に取り組めば良いかが分かりやすくなります。

学習者の視点とは子供の姿であり、例えば、スライドの左上にあるように、子供に学ぶことへの興味や関心を持たせようとした場合、それらの姿を引き出すことができるよう、右側に、既習事項を振り返る、具体物を提示して引き付けるなど、教員が実際の取組を具体的に考えるための視点を示しています。

3 対話的な学び

○ 対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする

<学習者の視点>

- ・ 子供同士の協働を通じ、自己の考えを広げ深める
- ・ 教職員との対話を通じ、自己の考えを広げ深める
- ・ 地域の人との対話を通じ、自己の考えを広げ深める
- ・ 先哲の考え方を手掛かりに考える

<授業者の視点>

- ・ 思考を交流する場面を作る
- ・ 交流を通じて思考を広げる
- ・ 協働して問題解決する
- ・ 板書や発問で教師が子供の学びを引き出す

「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について」 国立教育政策研究所（令和2年6月）

4

スライドは、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする視点について示しています。

具体的な子供の姿に結び付くよう、教員は授業者の視点からどのような手立てが考えられるか、具体的に検討していくことが大切です。

例えば、授業の目標の下、意図を持って話合いの場面を設定するとともに、どのように話合いを進めるかなど、子供に明確に伝えることが考えられます。

言葉を発することができなかったり、コミュニケーションが苦手だったりする子供には、対話的な学びは難しいと言われることがありますが、皆さんはどのように考えますか？

対話的な学びは、子供同士の直接のやりとりのみではなく、他の友達が活動している様子を見て、自分はどのように取り組もうか考えたり、教員の説明や視覚的な提示を見たり聞いたりして、自分と友達の違いに気付き、その後の活動に生かしたりすることなどの学びも対話的な学びと考えられます。

教員が発問や提示などを工夫することで、子供の対話的な学びを引き出し、自己の考えを広げたり深めたりできるようにすることが大切です。

4 深い学び

- 学びの深まりを作り出すために、児童が考える場面と教師が教える場面を設定する

＜学習者の視点＞

- ・ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせる
- ・ 知識を相互に関連付けてより深く理解する
- ・ 情報を精査して考えを形成する
- ・ 問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう

＜授業者の視点＞

- ・ 資質・能力を焦点化する（付けたい力を明確にする）
- ・ 単元や各授業の目標を把握する
- ・ ねらいを達成した子供の姿を具体化する
- ・ 教材の価値を把握する
- ・ 単元及び各時間の計画を立てる
- ・ 目標の達成状況を評価する

「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について」国立教育政策研究所（令和2年6月）

5

スライドは、学びの深まりを作り出すための具体的な視点について記載しています。

実際の指導場面における子供の学習の状況に応じ、指導計画の見直しを図る柔軟な姿勢を持つことが大切です。

これらの視点は、本プログラムの単元の目標や評価規準の例、単元の指導計画の例などでも、説明されています。

次のスライドから、視点の活用例として、目標の設定、単元の評価規準、単元の指導計画、一単位時間の中での考え方について説明します。

中学部 保健体育科「ダンス」の例 ～単元の目標と評価規準～

単元の目標		
知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
・ダンスの行い方が分かり、ステップや振り付けを身に付ける。	・ステップや振り付けの得意・不得意に気づき、ダンスの内容を考えたり工夫したりしたことを友達に伝える。	・ダンスに進んで取り組み、友達の発表後に、次のダンスにつながる感想を伝える。

単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・ダンスの行い方が分かっている。 ・ステップや振り付けを身に付けている。	・ステップや振り付けの得意・不得意に気づき、ダンスの内容を考えたり工夫したりしている。 ・考えたり、工夫したりしたことを友達に伝えている。	・ダンスに進んで取り組み、友達の発表後に、次のダンスにつながる感想を伝えようとしている。

➡ 単元を終えた時に、生徒はどのような力を身に付けたか？

6

ここからは、事例を基に説明します。

これは、プログラムⅡ-1でも示した、知的障がい特別支援学校中学部の保健体育科の「ダンス」の単元の目標と評価規準の作成例です。

中学部の保健体育科のダンス領域の内容と学習評価の参考資料を基に作成したものです。

目標と評価規準を3つの観点で位置付けています。

このように、目標で身に付けたい資質・能力を明確にし、評価規準を明確にすることは、学びの深まりを作り出すためのポイントとなります。

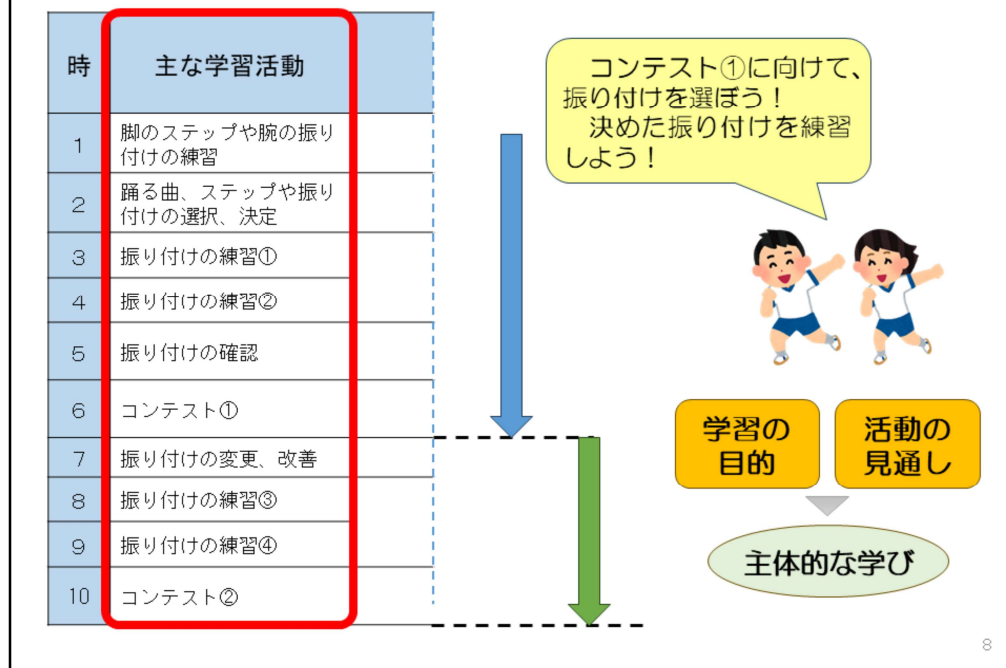
中学部 保健体育科 「ダンス」の単元の指導計画の例

時	主な学習活動	目 標	評価の観点		
			知	思	主
1	脚のステップや腕の振り付けの練習	脚のステップや腕の振り付けが分かり、踊ることができる。	○		
2	踊る曲、ステップや振り付けの選択、決定	踊る振り付けの選択や決定で、考えを持ち、意見を言う。			
3	振り付けの練習①	振り付けの出来映えや変更点などについて考えを持ち、意見を言う。		○	
4	振り付けの練習②				
5	振り付けの確認	脚のステップや腕の振り付けを決めたとおりに踊ることができる。	○		
6	コンテスト①	発表を見て、感想を言う。			○
7	振り付けの変更、改善	コンテストを振り返り、振り付けの変更、改善に考えを持ち、意見を言う。		○	
8	振り付けの練習③	脚のステップや腕の振り付けを決めたとおりに踊ることができる。	○		
9	振り付けの練習④		○		
10	コンテスト②	発表を見て、感想を言う。			○

7

これは、プログラムⅡ-I などでも示している単元の指導計画の例です。

中学部 保健体育科 「ダンス」の単元の指導計画の例



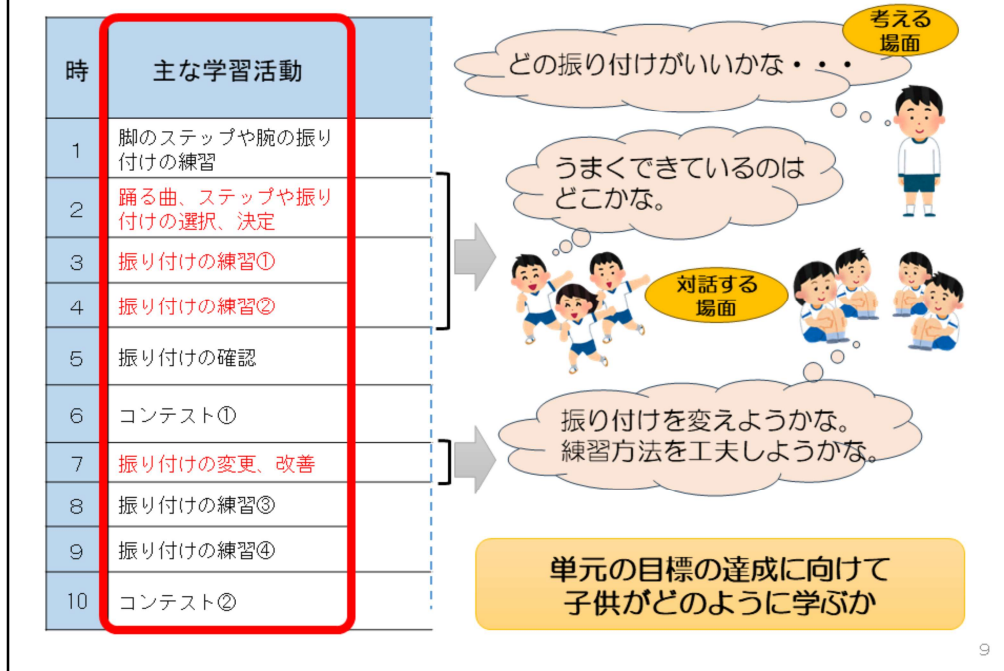
赤枠で示した計画を例にすると、まず、基本となる知識・技能を習得し、振り付けの選択や練習を経て一度コンテスト①で発表しています。

そして、コンテスト①やそれまでの練習を他者との関わりなどから振り返り、変更や改善点を考え、振り付けができるように練習し、コンテスト②でそれらを発揮するといったように主な学習活動が構成されています。

単元を通して目指すことは何なのか、生徒が学習活動に対して目的や見通しを持てるようにすることは、主体的な学習につながります。

また、振り返りを行う場面を意図的に設定することは、自身の学びや変容を自覚することにつながります。

中学部 保健体育科 「ダンス」の単元の指導計画の例



赤い文字で示した学習は、単元の目標を踏まえ、「得意、又は不得意なステップや振り付けに気付くこと」や、「ダンスの内容を考えたり工夫したりしたことを友達に伝える」など、生徒が考えを持ったり、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりすることを意図して設定しています。

このように単元の目標の達成に向けて、子供が理解したり身に付けたりすることや、対話を通して考えたり伝えたりすることなど、どのように学んでいってほしいかを、単元を見通して検討することが大切であり、そのための視点が、「主体的・対話的で深い学び」です。

「主体的・対話的で深い学び」は、子供に育成を目指す資質・能力を育むための授業改善の視点であり、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではありません。

また、「主体的・対話的で深い学び」は、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではありません。

単元の目標の達成に向けて、単元を見通しながら、どの時間にどの目標に向かって（どの資質・能力の育成に向けて）、どのように学ぶかを考えることが大切です。

演習

単元の指導計画を基に、「主体的な学び」や「対話的な学び」、「深い学び」の視点から考えられる工夫を考えてみましょう！

- ・単元を見通して、主体的に学んでほしいと考える授業や子供の姿にはどのようなものがあるか。
- ・そのために、単元や授業において、どのような工夫が考えられるか。
- ・主体的な学びや対話的な学びの視点から考えた工夫は、単元の目標（又は授業の目標）の達成に向けたものとなっているか。

10

それでは、ここから演習を行います。

皆さんが担当している単元の指導計画を準備してください。

この演習では、子供が単元の目標の達成に向け、どのように学ぶかを考え、単元を構成し、学びの質を高めることができるよう、授業改善の視点について理解を深めることをねらいとしています。

自身が担当する単元の指導計画について、単元の目標や指導の意図を確認し、「主体的な学び」や「対話的な学び」の姿を引き出し、目標の達成に迫るための工夫を考えましょう。

＜演習の進め方の例＞

- ① 個人思考（10分）
- ② 協議（10分）

☆ 指導教諭は、受講者に、個人思考の観点をスライドに示した内容を参考に提示するとともに、協議において、それらの観点を受講者に問い掛けたり、一緒に考えたりするなどして、受講者が対話しながら授業改善の視点に対する理解を深め、単元の指導計画の作成や授業づくりに生かすことができるようにする。

〔個人思考及び協議の観点的例〕

- ・単元を見通して、主体的に学んでほしいと考える授業や子供の姿にはどのようなものがあるか。
- ・そのために、単元や授業において、どのような工夫が考えられるか。
- ・主体的な学びや対話的な学びの視点から考えた工夫は、単元の目標（又は授業の目標）の達成に向けたものとなっているか。

（時間経過後）

これで、「主体的・対話的で深い学び」の研修を終わります。

個別最適な学びと協働的な学び

1

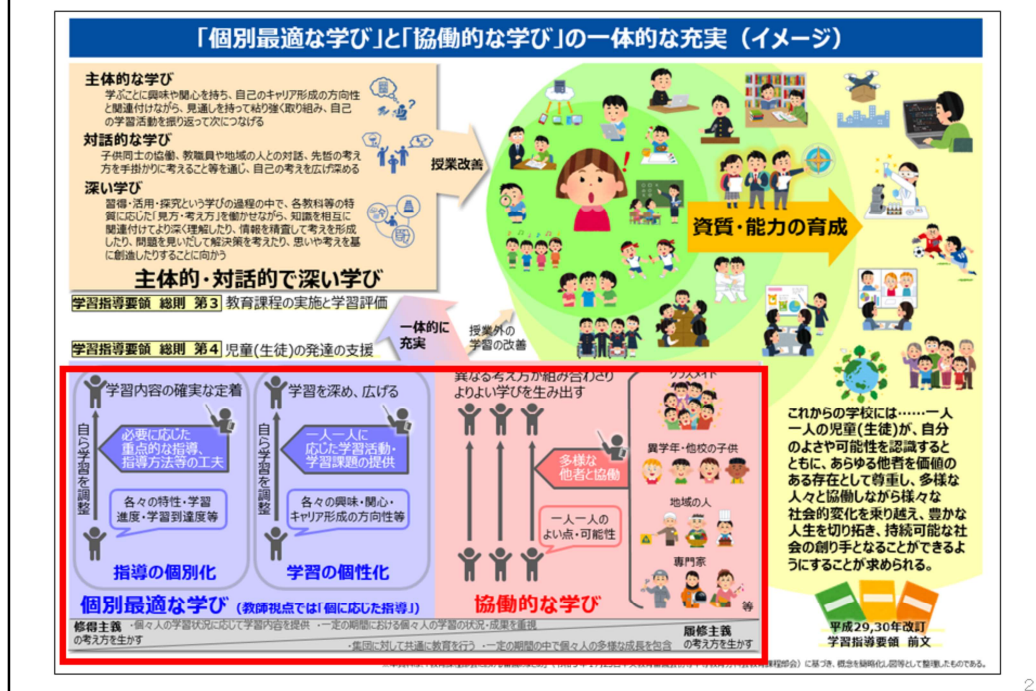
これから、「個別最適な学び」と「協働的な学び」についての研修を始めます。

この研修は、学習活動の充実の方向性を学習者の視点で改めて捉え直す「個別最適な学び」と「協働的な学び」について、説明や演習を通して理解することをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

（時間の目安：説明15分、演習20分）

1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」のイメージ



はじめに、「『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実」についてのイメージを確認していきます。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」については、令和3年1月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（以下、「令和3年答申」という。）において提言されました。

令和3年答申の中では、社会が複雑で予測困難となってきた中で、子供たちの資質・能力を確実に育成する必要があるという方向性が示され、2020年代を通じて実現を目指す学校教育の姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。

また、中央教育審議会が令和3年答申の教育課程に関する事項をまとめた報告では、学習指導要領で示された資質・能力について、多様な子供を誰一人取り残すことなく育成するために、このスライド内の赤い枠で示した、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ることが示されました。

2 「個別最適な学び」について

個別最適な学び【学習者視点】（＝個に応じた指導【教師視点】）

＼子供が自己調整しながら学習を進めていく／

指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う

→ 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、
異なる方法等で学習を進める



学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う

→ 異なる目標に向けて、学習を深め、広げる



『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）』【総論解説】（中央教育審議会 令和3年3月）

子供が自己調整しながら学習を進めて
いくことができるように指導することが重要

3

「個別最適な学び」と「協働的な学び」それぞれについて説明していきます。

「個別最適な学び」は、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念であり、「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理されています。

「指導の個別化」とは、子供一人一人の特性や学習到達度に応じて、指導する側が学習環境を整えたり、学習時間を設定したり、学習方法の選択肢を柔軟に用意したりするなど、一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、個々の子供に応じて異なる方法で学習を進めることであり、その中で、子供自身が自らの特徴やどのように学習を進めることが効果的であるかを学んでいくことを含みます。

特別支援教育の視点から考えると、これまでも取り組まれてきた子供一人一人の実態や学び方の特徴に合わせた指導を大切にしながら、学習者である子供の視点から捉え直し、多様な学習方法で学ぶことを通して、学習指導要領に示された資質・能力を確実に育成していくことや、子供が自分に合った学習の進め方を考えられるように指導を工夫することが重要になります。

「学習の個性化」とは、子供が自分の興味関心のあるものを選んで学んだり、表現したりするもので、一人一人が異なる目標に向かって学ぶ中で、自分がどのような方向性で学習を進めていけば良いかを考えていくことも含んでいます。学習活動を通じて一人一人の個性、教育的に価値のある方向により拡大しようというアプローチで、教員が、子供一人一人の興味や関心等に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することによって、子供自身が自らの学習が最適になるように調整したり、これからのキャリアを見通したりしながら自分で学習課題を設定し、取り組んでいけるように指導を工夫することが重要になります。

3 「協働的な学び」について

協働的な学び

- ✓ 子供一人一人のよい点や可能性を生かし、
 - ✓ 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する
- 異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す



『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)【総論解説】(中央教育審議会 令和3年3月)

～省略～、各教科(・科目)等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(文部科学省 平成29年告示)

- ・ 同じ空間で時間を共にすることで、お互いの感性や考え方に触れ刺激し合う
- ・ I C Tを利用して空間的・時間的制約を緩和する

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)【総論解説】(中央教育審議会 令和3年3月)

4

「協働的な学び」については、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげながら、子供一人一人の良い点や可能性を生かし、子供同士、あるいは地域の方々をはじめ、多様な他者と協働することで、異なる考え方が組み合わさり、より良い学びを生み出していくようにすることが大切です。

このことについては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領においても、スライド中段の枠囲みのおり示されています。

また、人間同士のリアルな関係づくりは社会を形成していく上で不可欠であり、知・徳・体を一体的に育むためには、教員と子供の関わり合いや子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動、専門家との交流など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性について改めて認識するとともに、I C Tを活用した協働的な学びの発展や、I C Tを活用することにより空間的・時間的な制約を緩和し、遠隔地の専門家などをつなぐなど、その新たな可能性を検討することも重要です。

4 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

実際には、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わさって実現されていくことが多い



主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

持続可能な社会の創り手

「令和4年度小・中学校教育課程改善の手引」（北海道教育委員会 令和4年）

「個別最適な学び」における児童生徒の学習の状況を的確に把握し、「協働的な学び」によってどのように深めてほしいのかをイメージしながら授業を進めることが重要

「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」
文部科学省（令和3年3月）

5

授業づくりに当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を往還させながら、一体的に充実していくことが重要です。

※スライドを指しながら説明

「個別最適な学び」によって子供が課題の理解を深め、自分なりの考えを持ち、意思を表現できるようになったところで、「協働的な学び」を行うことにより、持っていた考えが深まったり、新たな考えに気付いたりすることにつながります。更にその後の「個別最適な学び」で振り返りを行うことで、深まった考えや新たな気付きが、子供の中でより確実なものになっていくように、それぞれの学びの往還を図ることで、学びを深められるようにしていきます。

「個別最適な学び」によって学習したことを社会で生かせるようにしていくためには、それぞれの子供の学習を、そのみで完結させるのではなく、他者との協働によって広げ深めたり、自分の活動によって何かを変えたり、よりよくできたという実感を持てるようにすることが大切です。

5 個別最適な学びを進めるために

- 子供が「個別最適な学び」を進められるよう、教師の専門的な知見を活用する。
- 子供の実態に応じて、学習内容の確実な定着を図り、その理解を深め、広げる学習を充実させる。
- 子供の成長やつまずき、悩みなどを理解しきめ細かく指導・支援する。
- 子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促す。

学習履歴（スタディ・ログ）、生徒指導上のデータ、健康診断情報等の蓄積・分析・利活用

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」中央教育審議会（令和3年1月）

6

「個別最適な学び」や「協働的な学び」を充実させるに当たり、令和3年答申では、スライドのような観点が挙げられるとともに、学習履歴（スタディ・ログ）の活用の必要性が示されました。

GIGAスクール構想により、1人1台端末が付与され、子供がICT機器を日常的に活用することにより、自ら見通しを立てたり、学習の状況を把握し、新たな学習方法を見い出したり、自ら学び直しや発展的な学習を行いやすくなったりする等の効果が期待され、すでにそうした姿が見られているところです。

特別支援学級や特別支援学校の子供にも、同様の取組が行われていますが、とりわけ知的障がいのある子供の場合は、障がいの特性により段階的、系統的な学習の積み上げが難しいことから、学習の履歴を記録し効果的に活用するための工夫が必要です。

6 個別の指導計画と「個別最適な学び」

学習指導要領から

(イ) 児童又は生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの児童又は生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。

特別支援学校教育要領・学習指導要領(平成29年4月)

指導の個別化

- ・個別の教材や副教材の使用、課題の量の調整、視覚支援の工夫、タブレット端末の活用の検討

学習の個性化

- ・学び方の選択や意欲的に取り組むためのアプローチの検討、自己理解を深めたり、進路を決定したりするための心理的な支援の検討

全日本特別支援教育研究連盟編集「特別支援教育研究」東洋館出版(令和5年8月)

7

「個に応じた指導」という観点では、これまでも特別支援教育では、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うために、個別の指導計画を作成し、個々の実態に応じたきめ細やかな指導を行ってきました。

例えば、「指導の個別化」の観点で個別の指導計画を作成する場合、対象となる子供に効果的な指導となるように、個別の教材や副教材の使用、課題の量の調整、視覚支援の工夫、タブレット端末の活用を検討することとなります。

また、「学習の個性化」の観点で個別の指導計画を作成する場合、子供が自分の特性に合った多様な学び方を選択できるようにすることや、自信を付け意欲的に取り組めるようになることなどのために、様々なアプローチを検討することとなります。

個別の指導計画を作成する対象となる子供が増加し、困難さや教育的ニーズも多様化する中で、この個別の指導計画の役割は一層重要となっており、令和3年答申に示された「個別最適な学び」の実現においても、個別の指導計画が鍵と言えます。

演習

自分の指導について、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の観点から振り返りましょう！

- ・授業において、「個別最適な学び（指導の個別化）」や「協働的な学び」の観点から工夫している点や改善点は、どのようなことがあるか。
- ・担当している子供の個別の指導計画において、「個別最適な学び」の実現に向けて活用できる記載内容には、どのようなものがあるか。
- ・個別の指導計画の記載内容を基に、授業において、どのような工夫が考えられるか。

それでは、ここから演習を行います。

皆さんが担当している授業の学習指導案（指導略案）と個別の指導計画を準備してください。

この演習では、学習指導案を基に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の観点から自分の指導を振り返り、これらの観点について理解を深めることをねらいとしています。

本時の目標の達成に向けた学習活動を子供の目線から捉え、「個別最適な学び（指導の個別化）」や「協働的な学び」の観点から工夫している点や、改善につなげられる点にはどのようなことがあるかを考えたり、個別の指導計画から、「個別最適な学び」に向けて活用できる記載内容を確認し、授業での工夫を検討したりするなど、個人思考を行ったり、話し合ったりしましょう。

<演習の進め方の例>

- ① 個人思考（10分）
- ② 協議（10分）

☆ 指導教諭は、受講者に、個人思考の観点をスライドに示した内容を参考に提示するとともに、協議において、それらの観点を受講者に問い掛けたり、一緒に考えたりするなどして、受講者が対話しながら「個別最適な学び」や「協働的な学び」に対する理解を深め、授業づくりなどに生かすことができるようにする。

〔個人思考及び協議の観点的例〕

- ・授業において、「個別最適な学び（指導の個別化）」や「協働的な学び」の観点から工夫している点や改善点は、どのようなことがあるか。
- ・担当している子供の個別の指導計画において、「個別最適な学び」の実現に向けて活用できる記載内容には、どのようなものがあるか。
- ・個別の指導計画の記載内容を基に、授業において、どのような工夫が考えられるか。

（時間経過後）

これで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の研修を終わります。